

官報

号外

平成十六年三月三十日

○第百五十九回 衆議院會議録 第十八号

平成十六年三月三十日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成十六年三月三十日

午後一時開議

- 第一 知的財産高等裁判所設置法案(内閣提出)
- 第二 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 労働審判法案(内閣提出)
- 第四 クリーニング業法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 第五 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 第六 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第八 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
- 第九 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

- 人事官任命につき同意を求めるの件
- 会計検査院情報公開審査会委員任命につき同意

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

を求めるの件

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

衆議院議員選挙区画定審議会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

高速道路株式会社法案(内閣提出)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案(内閣提出)、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び日本道路公団等民営化関係法施行法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時八分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

会計検査院情報公開審査会委員任命につき同意を求めるの件

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

衆議院議員選挙区画定審議会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

人事官任命につき同意を求めるの件等七件 知的財産高等裁判所設置法案外二案 クリーニング業法の一部を改正する法律案外一案

次に、

会計検査院情報公開審査会委員に確井光明君、早坂樽子君及び河野正男君を、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に村松岐夫君、早川正徳君、大石眞君、眞柄秀子君、稲葉馨君及び小田原満知子君を、

公認会計士・監査審査会会長に金子晃君を、同委員に脇田良一君、引頭麻実君、田島優子君、辻山栄子君、平松一夫君及び吉井毅君を、

中央更生保護審査会委員に山上皓君を、中央社会保険医療協議会委員に土田武史君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力安全委員会委員に鈴木篤之君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力安全委員会委員に早田邦久君及び久住静代君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に吉田弘正君を、

公認会計士・監査審査会委員に高橋厚男君及び中村芳夫君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公認会計士・監査審査会委員に奥山章雄君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 知的財産高等裁判所設置法案(内閣提出)

閣提出

日程第二 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 労働審判法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、知的財産高等裁判所設置法案、日程第二、裁判所法等の一部を改正する法律案、日程第三、労働審判法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

知的財産高等裁判所設置法案及び同報告書
裁判所法等の一部を改正する法律案及び同報告書

書

労働審判法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔柳本卓治君登壇〕

○議長(河野洋平君) ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、知的財産高等裁判所設置法案は、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う知的

財産高等裁判所の設置に関する必要な事項を定めるものであります。

次に、裁判所法等の一部を改正する法律案は、知的財産事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化及び営業秘密の保護の強化、侵害訴訟と無効審判との関係の整理などの改正を行うものであります。

最後に、労働審判法案は、個別労働関係事件について、簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官及び労働関係専門家が審理し、調停による解決を試みる労働審判制度を導入するため、所要の法整備を行うものであります。

各案は、去る十六日本委員会に付託され、十九日野沢法務大臣から各案の提案理由の説明を聴取し、まず、知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法律案について質疑を行い、二十三日各案について質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、労働審判法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

ました。

○議長(河野洋平君) 日程第四及び第五は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第四 クリーニング業法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第五 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、クリーニング業法の一部を改正する法律案、日程第五、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長衛藤晟一君。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔衛藤晟一君登壇〕

○衛藤晟一君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、クリーニング業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、クリーニング業において新しい営業形態の出現やクリーニング業を営む者に対する利用者の苦情がふえている状況等を踏まえ、利用者の利益の擁護を図り、クリーニング業における適正な衛生水準を確保するため、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

法の目的に、「利用者の利益の擁護を図る」ことを加えること、

営業者は、業務用の車両に必要な衛生措置を講じるとともに、利用者に対し、苦情の申し出先を明示しなければならないものとする事等であります。

次に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の福祉の向上のため、公衆浴場の位置づけを明確にしようにするもので、その主な内容は、法の目的に、「住民の福祉の向上」を加えること、

国及び地方公共団体は、健康の増進、交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこと等であります。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。両案は、いずれも去る二十四日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

日程第六 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長小此木八郎君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小此木八郎君登壇)

○小此木八郎君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第八師団の改編等並びに海上及び航空各自衛隊並びに統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。

その内容は、防衛庁設置法を改正して、陸上自衛官の定数を二千九十三人削減し、海上自衛官の定数を三人、航空自衛官の定数を七十五人、統合幕僚会議の自衛官の定数を百五十五人それぞれ増加させ、自衛官の定数の総計を二十五万五千四百人から二十五万三千八百八十人に改めるとともに、自衛隊法を改正して、即応予備自衛官の員数を千三百三十六人増加させ、九千四人に改めようとするものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、十九日石破防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第八 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第七、サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第八、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件、日程第九、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長米澤隆君。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(米澤隆君登壇)

○米澤隆君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、サイバー犯罪条約について申し上げます。

情報技術分野の急速な発展により、電子メール等が幅広く普及する一方、コンピュータシステムを攻撃するようないわゆるサイバー犯罪が出現するようになりました。

サイバー犯罪は、国境を越えて広範な影響を及ぼし得ることから、その防止及び抑制に向けて国際的に協調して有効な手段をとるため、平成九年以降、欧州評議会において本条約の作成作業が行われてきた結果、平成十三年十一月に行われた欧州評議会閣僚委員会において本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、締約国は、コンピュータシステムに対するアクセス等の行為が権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること、

締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータシステムによって設置された特定のコンピュータデータの迅速な保全を確保することを可能とするため、必要な立法その他の措置をとること等であります。

次に、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書について申し上げます。

世界じゅうで多数の児童が性産業に従事させられ、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害を受けている事態を改善し、児童の権利をさらに促進し及び保護するために、国連人権委員会によって設置が決定された作業部会において、議定書案文が検討された結果、平成十二年に案文が採択され、同年五月に、第五十四回国際連合総会において本議定書が採択されました。

本議定書の主な内容は、

締約国は、性的搾取等を目的とする児童の売買、児童買春目的の児童の提供及び児童ポルノの製造等の行為を犯罪とすること、

締約国は、この議定書に定める犯罪の防止及び捜査、被害児童の身体的回復の援助等のための国際協力を推進すること等であります。

最後に、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書について申し上げます。

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件外二件 高速道路株式会社法案外三案についての石原国土交通大臣の趣旨説明

四

世界じゅうの多くの地域で武力紛争により多数の児童が被害を受けている事態を改善し、児童の権利をさらに保護し及び促進するために、国連人権委員会によって設置が決定された作業部会において、議定書案文が検討された結果、平成十二年に案文が採択され、同年五月に、第五十四回国際連合総会において本議定書が採択されました。

本議定書の主な内容は、

締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するための実行可能な措置をとること、

締約国は、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること

等であります。

以上三件は、去る三月十五日外務委員会に付託され、翌十六日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、二十六日、まずサイバー犯罪条約について討論を行った後、採決を行いました。結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。次に、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書及び武力紛争における児童の権利条約選択議定書及び武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書について採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第七につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。次に、日程第八及び第九の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

高速道路株式会社法案(内閣提出)、独立行政

法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

(内閣提出)、日本道路公団等の民営化に伴

う道路関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出)及び日本道路公団等民営化関係

法施行法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣石原伸晃君。

(国土交通大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、およそ四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施いたします。

あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初のおよそ二十

兆円から最大十・五兆円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は民営化時の総額を上回らないとしました。

これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。

まず、高速道路株式会社法案につきまして申し上げます。

この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の建設、管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、会社は、有料道路事業のほかサービスエリア等の関連事業等を実施できるとしてあります。

第二に、各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を定めてあります。

第三に、政府等は会社の総株主の議決権の三分の一以上の株式を保有することとあります。

次に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案につきまして申し上げます。

この法律案は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸し付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立するものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、機構は、会社と協定を締結し、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成するとしてあります。

第二に、機構が会社に道路資産を貸し付ける際の貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとしてあります。

第三に、機構は、民営化から四十五年後までに債務の返済を完了させ、解散するとしてあります。

次に、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、道路関係四公団の民営化に伴い、道路関係法律について所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、道路整備特別措置法の改正であります。

従来の公団に対する施行命令方式等を廃止し、会社は、国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施できるとしてあります。

また、会社が徴収する料金の額は、道路資産の貸付料及び会社の維持管理費を料金徴収期間内に償うものとし、その徴収期間の満了日は、民営化後四十五年を超えないものとしてあります。

第二に、道路法及び高速自動車国道法の改正であります。

それぞれ、自動車専用道路及び高速自動車国道と連結することができる施設として、サービスエリア等の施設を追加する等としてあります。

次に、日本道路公団等民営化関係法施行法案につきまして申し上げます。

この法律案は、道路関係四公団の民営化に伴い、さきの三法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、会社及び機構の設立に関し、所要の手續を定めてあります。

第二に、供用中の高速道路については、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理及び料金徴収を行うとし、建設中または調査中の高速道路については、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定できるとしてあります。

第三に、日本道路公団法等の五法律を廃止するほか、関係法律について所要の改正を行っております。

以上が、高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の趣旨でございます。(拍手)

高速道路株式会社法案(内閣提出)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案(内閣提出)、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び日本道路公団等民営化関係法施行法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。永岡洋治君。

(永岡洋治君登壇)

○永岡洋治君 自由民主党の永岡洋治でございます。私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました高速道路株式会社法案等四法案に係る趣旨説明に對しまして、質問いたします。(拍手)

冒頭に、今回の道路関係四公団の民営化が、改革と呼ぶに値しない組織いじりに終わることなく、利用者である国民が納得のいく改革となりましよう、切に望むものであります。

我が国の高速道路は、昭和三十二年の事業着手以来、今日に至るまで、そのネットワークが逐次整備されてまいりました。私の地元であります茨城県西地区周辺も、東北自動車道が整備されており、地域経済の発展に大いなる貢献を果たしているところであります。

しかしながら、国全体で見れば、必要とする高速道路ネットワークの整備は、いまだ計画の六割

強にしか達しておりません。将来における社会経済活動を活発にし、豊かで安心できる国民生活を実現していく上で、高速道路ネットワークの拡充は必須不可欠であります。具体的には、物流の効率化、救急医療体制の整備、国際競争力の強化等を図るため、国土のグランドデザインの一要として、国が責任を持って取り組むべき、極めて重要な課題であります。(拍手)

この高速道路整備について、これまでは、日本道路公団が有料道路事業により一手にこれを担い、重要な役割を果たしてまいりました。しかし、一方で、従来の公団による事業に対し、さまざまな批判、指摘がされてきたことも事実であります。

主な問題点を挙げてみますと、まず第一に、建設費の償還期限を順次先送りし、採算のとれないような路線もプールを拡大することで建設をしていくというように、既存路線の利用者の負担による道路建設に歯どめがないということ。第二に、高コスト体質、道路の建設管理コストを削減するという意識が欠けているということ。第三に、ファミリー企業との関係が極めて不透明、不透明であることであります。

小泉総理は就任以来、この三力年間、構造改革の大きな柱の一つとして、民間にできることは民間にのぞきかえ、特殊法人等改革に取り組み、道路関係四公団の民営化を最重要課題として位置づけてこられました。

道路公団改革については、民主党も、料金を税金に置きかえただけの高速道路無料化案を打ち出してありますが、財源についての実現性や負担の公平等の観点から問題が多いと考えております。(拍手)

そこで、まず総理に、政府がまとめた民営化法案の意義につきまして、改めてその基本的考え方をお尋ねいたします。

次に、今回の民営化の目的は、債務を確実に返済すること、できるだけ少ない国民負担で必要な道路を早期に建設すること、民間ノウハウを導入

し、多様なサービスを提供することとされております。中でも、債務は事業の採算によってみずから返済していく仕組みとしていることが非常に重要な点であります。

高速道路としての機能や安全性を確保しつつ、構造・規格の見直しや業務の効率化等によりコスト削減を図っていくかなければなりません。しかし、道路の持つ公共性、公益性が軽視され、過度に採算性、効率性のみが優先されるようなことがあれば、真に必要な道路の整備を心から待ち望んでいる地域の人々に無用な不安を与えることにもなりかねません。

そこで、国土交通大臣にお尋ねいたします。債務の確実な返済を図りつつ、真に必要な道路を着実に整備するという困難な課題を実現するため、その具体的な方策、今回の民営化法案の有する特徴についてお答え願います。

いずれにせよ、道路関係四公団の民営化につきましても、夜間割引等の多様な料金設定、渋滞の緩和、そしてよりよいサービスと安全性の提供など、早く・早くの国民的期待にこたえられる真の改革と呼ぶに値するものにしていかねばなりません。そして、今回の民営化を通じて、地域再生につながる、ふるさとを残しはぐくむネットワークづくりが実現できるよう、政府の積極的な取り組みをお願い申し上げ、私の質問といたします。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 永岡議員にお答えいたします。

民営化法案の意義についてでございますが、道路関係四公団の民営化は、行政の構造改革の一環として行う特殊法人改革の中で最も重要なものであり、民営化委員会の意見を基本的に尊重して法案を作成し、国会に提出したものであります。この民営化により九千三百四十二キロメートルのこれまでの整備計画を前提とすることなく、未供用の区間について費用対便益分析等を厳しく実施するとともに、抜本的見直し区間を設定し、こ

れについては、現行の計画のままでは整備を進めないこととします。

また、徹底したコスト削減等により約二十兆円の有料道路事業費をほぼ半減するとともに、約四十兆円に上る債務については、民営化後四十五年以内にすべて確実に返済します。

さらに、民営化までに平均一割を超える高速道路料金の引き下げを実施し、競争原理の導入のため、日本道路公団を三分割することとしております。

このように、今般の民営化法案は、債務を確実に返済しつつ、真に必要な高速道路を早期に、できるだけ少ない国民の負担のもとで建設するという民営化の原点を実現し、戦後の有料道路制度を初めて抜本的に改革する画期的な案と考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 永岡議員にお答え申し上げます。

民営化の目的を実現する具体的方策、民営化法案の特徴についての御尋ねございました。

今回提出した民営化関係法案においては、債務の返済期間を民営化後四十五年以内に法定し、これ以上の先送りを認めないこと、国からの一方的命令の枠組みを廃止するなど、会社の自主性尊重のための仕組みを導入することなどを明確にしております。

さらに、これにあわせて、高速国道については、厳格な事業評価を行うとともに、コストの大幅な削減を行うこと、建設資金を市場から調達すること、市場規律を導入すること、高速国道の債務総額について上限を設けること、会社が新たに建設する高速道路の債務はその会社の料金収入から返済することを基本とするなどの措置を講じております。

今回の民営化は、民間の経営センス、会社の自主性、市場規律を生かし、債務の確実な返済、必

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

高速道路株式会社法案外三案の趣旨説明に対する岩國哲人君の質疑

六

要な道路を最小の負担でつくるという民営化の本来的目的を実現する新しい枠組みを整備するものでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 岩國哲人君。

(岩國哲人君登壇)

○岩國哲人君 民主党の岩國哲人です。

質問の前に、去る二十六日に六本木ヒルズで起こった、幼稚園を卒園したばかりの六歳の男の子が自動回転ドアに挟まれて死亡するという痛ましい事故に対して、遺族の皆様そして関係者の皆様に対して、深くお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、ただいま議題となりました道路関係四公団民営化関係法案について、民主党・無所属クラブ、そして日本全国の道路を愛する道路族を代表して、内閣総理大臣及び国土交通大臣に質問いたします。(拍手)

去る三月二十三日、いわゆるまちづくり法案が衆議院本会議で、我々民主党も賛成し、成立いたしました。国土交通委員会の審議の過程において、三月十九日、まちづくりのあり方について質問した際に、石原国土交通大臣は、都市再生の成功例として六本木ヒルズをお挙げになりました。

私はこれまで、アメリカに十年、ヨーロッパに十年、世界の各地におりましたけれども、長寿高齢社会にふさわしいのは、しつとりと、ゆつたりとしたまちづくりという考えを持っていましたので、石原大臣が、建設投資だけで二千九百億円、半年に訪れた人が二千六百万人という数字的、経済的な側面を強調されて、稚内から石垣までというサブタイトルのまちづくり法案における成功例として六本木ヒルズをお挙げになったことに対して違和感を覚えました。さきの六本木ヒルズ事故が起きたのは、ちょうどその一週間後でありました。

人間らしさを忘れたまちづくりや建物が話題を呼び、人を集める現代の風潮を嘆かわしく思うとともに、新しく成立したまちづくり法の十分意を

用いた運用を切に望むものであります。この点について、石原大臣の答弁を求めます。(拍手)

この道路公団の重要な収入源は料金収入であり、その営業窓口は料金所です。私は、三月十六日に、内閣に対して質問主意書を提出しました。答弁書は十日後の三月二十六日に受け取りました。その内容には驚くべきことがありました。

四公団が所有する千二百十三の料金所に対して、当初設置コストについての回答が、平成十三年設置以降のわずか七十二カ所に限られていたことでした。担当者に問い合せたところ、過去二年間のデータしか提供できず、それ以前のデータについては廃棄しているものさであるとの回答でした。

民間企業では考えられないことです。ほんの五年前の営業収支に関する重要なデータが整備されていない、こんなことで果たして道路公団の民営化ができるのでしょうか。民営化は、絵にかいたもちというよりも、絵にもかけないもちではありませんか。この点について、石原大臣の答弁をお願いいたします。

二十兆円から十兆円へのコスト削減と政府は強調しますが、どこがコストが削減されたのですか。コスト削減と言うが、規格を下げただけであって、コスト削減はごまかしではありませんか。石原大臣から、規格を下げずにコストを下げた具体的な路線を挙げて説明していただきたいと思ひます。(拍手)

昨年の国幹会議では、新会社による整備、管理が難しいと見込まれる区間がその対象として提案されました。しかし、納税者の視点からは当然のことですが、採算性と利用度の低いD区間からではなく、高いA区間から整備を始めるべきです。この点について、石原大臣の見解を伺います。

国鉄は、昭和二十三年から企業会計に準拠し、減価償却制度を導入していますが、道路公団については、財務諸表の存在さえも疑われています。こんなずさんな民間企業が将来の上場を目指して

いるのは、到底考えられないことです。この点は、総理の見解をお伺いいたします。

民営化法案が提出された今日に至るまで、国土交通省からも道路公団からも、収支見通しについては資料が提供されておられません。これから民営化しようとするときに、シミュレーションもない会社が納税者の信頼を受けられると思うのか。総理に、納税者の立場でお答えください。

民営会社に対して建設の拒否権を持っていないという点も大きな問題です。不採算路線に対してはつきりとノーと言える枠組みを持っていないければ、道路建設に歯どめはかからず、引き続き不要な道路建設が続くでしょう。この点については、石原大臣の見解をお伺いいたします。

七二年十月から高速料金のプール制が始まりました。政府は、三十年で返済し、その後は無料と説明し、七七年三月二十二日の衆議院地方行政委員会でも、三十年の間は全部償還をして、そのときには無料開放するという原則は堅持すると答弁しています。その三十年後というのは、二〇〇二年十月のこと。その期限を前にして民営化を小泉内閣が言い出したというのは、民営化という煙幕を張って敵前逃亡することにほかならないと思ひますが、総理の答弁を求めます。(拍手)

この民営化法案を骨なしの法案という批判があるが、四十五年という債務返済の期限を切っているから骨がある法案に間違いはないと、自民党の幹部はテレビ討論で発言しました。公団でさえ守れなかった約束を民営会社がどうして守れる保証があるのか。期限があるように見えるだけで、やはり骨なし法案ではないのか。総理の答弁を求めます。

法案には、不要な道路建設をとめ国民負担を最小化とか、民間企業としての自己責任原則の確立などという本来あるべき民営化の理念が全く見られません。四十兆円の償還という制約は緩められ、建設順位の選択権は広がり、民間企業への政府保証という資金調達法も与えられ、まさに、おんぶにだっこに肩車、国の財政は火の車。結局

は、現在の四十兆の債務をさらに拡大させ、国民負担を増大させるだけであって、名ばかりの民営化で国民を欺くものであり、改革の名にも値しないものです。この点について、総理の見解を伺います。(拍手)

毎週末のように介護のために長距離高速を使つて帰る中高年夫婦が年々ふえていることを総理は御存じでしょうか。しかし、住宅ローンの返済を考えれば、お母さんの介護に帰る回数もせいぜい月一回に抑えなければならぬ。孝ならんとすれば住みならず、住ならんとすれば孝ならず。どのように公的サービスを充実させようと、家族の親族介護にまさる介護はありません。職を求めて地方から大都市へ、そして、その職を守るためには、その都市に住み続けなければなりません。職を求め、職を守るための都市化現象はとまりません。

職を守るか、親を守るか、深刻な悩みです。長寿化現象と都市化現象の同時進行に政治がいち早く手を打ち、四十兆円という高い税金を投じてつくった公共財を、高速道路の「高」の字を親孝行の「孝」の字に変えて、長寿社会にふさわしい「孝速道路」としてなぜ使えないのですか。貧乏人は一般道路を使え、金持ちは有料道路をというのではひど過ぎます。総理の所見をお伺いいたします。(拍手)

そもそも道路は、ローマの時代から、軍隊を運び、国を他国の侵略から守るためのもの。例えば、日本が侵略された場合、自衛隊をどれだけ早く派遣できるのか、その防衛線に自衛隊が到着するまで一時間で行けるのか、六時間かかるのかでは、致命的な差が生じます。

道路の役割は、国を守る防衛のためだけではなく、基幹道路は、災害時の人命を守るためにも必要です。九五年の阪神大震災のときに山陰側の道路が壊滅したとき、それを救ったのは山陰側の細い国道九号でした。この国道は九州ナンバーや関西ナンバーの車に占領され、地元車は横断することもできないほどでしたが、こんな状態をまた繰り返していいものでしょうか。

国を守り、人を守るのが高速道路の何よりも大切な役割とすれば、それにふさわしい建設優先順位と、それにふさわしい財源のあり方も議論すべきではありませんか。この点について、総理に伺います。

経済の先進国とか民主主義のお手本と言われるアメリカ、イギリス、ドイツでは全国どこでも高速無料となつていて、道路を使う人から料金を取るといふ日本のやり方が異常だといふことがよくわかります。海外では無料だからフリーウェイ、日本は料金が高いからハイウェイ。(拍手)

日本の歴史の中でも、江戸幕府は、道路を整備し、寛永十二年に武家諸法度で通行料を禁止いたしました。道路通行の原則無料が確立したわけです。江戸時代には、大小合わせて全国に五十三の関所しかありませんでしたが、すべて無料で通行できました。ただし、山の中では通行料金を取る人がいました。その人たちは山賊と呼ばれていました。もうそろそろ日本の道路族も、山賊とは違うのだということを無料化を宣言してはつきりさせるべきではありませんか。(拍手)

高速無料化によって、日本列島の中で最も付加価値の高い、いわば最もおいしい国土の背骨の部分、特に高失業率とミスマッチに悩む若い世代にとっては、最も働きたくなるような場所が高速道路沿線部分であり、業を起す起業対策、雇用対策として極めて効果的です。若い人の職場をふやし、子供や孫の就職に悩んでいる祖父母や両親の心配を減らすことこそ、見方を変えれば、国が高齢世代に対して実行できる最大の親孝行ではありませんか。

国を守り、人命を守り、親孝行のための介護の道を守り、若い世代の職を守るために高速道路を活用し、親孝行の「孝」、「孝速道路」に転換する、それこそが日本の親孝行の道ではありませんか。この点について、総理の所見をお伺いします。

この民営化法案は、収支見通し、債務返済の期限、将来の資本構成に対する考え方もあいまいであり、国民の大切な財産を委託するには抜本的改革と云うにはほど遠く、問題点が多過ぎます。抜本、抜本と強調される割にはパツテンが多過ぎるパツテン改革ではありませんか。(拍手)

私だけが厳しい評価をしているのではなく、提案をしている総理自身も、抜本的改革と言いつたパツテンをつけておられます。岩手県遠野市で行われたタウンミーティングで、郵政は百点、道路は一点という厳しい評価をされました。何が足りなくて九十九点の減点をしておられるのか、御説明ください。

百歩譲って、総理の一点ぐらいという評価を民主党は受け入れるのにやぶさかではありませんが、民営化推進委員会の迷走、分裂、機能停止という事態を見ると、まさに二転三転、合わせて五、六点ぐらいの評価はあつてもいいと思いますが、総理の意見をお伺いいたします。(拍手)

内閣総理大臣が落第点をつけている法案を国会に提出し、審議させるのは、国会に対する侮辱ではありませんか。過去に法案提出者がこのように落第点をつけた法案の前例があつたかどうか、衆議院議長にお伺いしたいところですが、かわつて総理に、御答弁ください。

次に、石原大臣にもお尋ねします。

二月二十八日の総理発言以後の閣議で、あなたは総理に抗議をしましたか。石原大臣の評価は何点ですか。あなたは合格点をつけますか。総理と大臣で意見が違う、閣内意見の不一致なら、審議はできません。しかし、不一致でなく、大臣もこの法案について総理と同様に落第点という同じ意見であれば、閣内意見の不一致は解消されますが、そのような法案では、これまた審議に入ることができません。石原大臣の答弁を求めます。

この民営化法案が矛盾だらけそのままに提案されているのは、道路に対する哲学に欠けているからです。道路を単に経済的側面や採算性からだけとらえていることが、いわば、つくつて何ばという発想しかなく、使つて何ばという発想がない。そこに、有料制というしがらみから脱却できない原因があります。

日本経済が大きな転機を迎え、新しい国際競争の中で国民の仕事と暮らしを守つていかねばならないとき、これから四十五年間という長きにわたつて五十兆円の公共資産を有料制という鎖につなぎ、千二百十三万の料金所で困り込み、日本の活力をそぎ落とそうとするこの民営化・有料法案に、我々は断固として反対するものであります。(拍手)

我々民主党は、つくつた道路はみんなが自由に平等に使つて元を取る、自由・民主を道路で描けばこのようになるということを示す高速道路基本法案を自由民主党にかつて今国会に提出することを約束して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君 岩國議員にお答えいたします。)

民営化会社の財務状況の公開、将来の上場についてでございます。

道路関係四公団においては、従前より、毎事業年度の料金収入、管理費等の経営状況について把握し、可能な限り公表してきております。また、昨年六月には、民間企業並み財務諸表を作成し、公表したところであります。

現在、公団においては、政府の方針に基づいて民営化に向けた作業を行つており、民営化会社は将来上場を目指すこととしております。

通行料金を利用し、結局九三九四二キロ全線の建設が可能となるのではないかとお尋ねであります。

今後の高速道路の建設に当たっては、すべてを借り入れにより建設するという現行の方式を改め、九三九四二キロのこれまでの整備計画を前提とすることなく、未供用の約二二キロを対象として、費用対便益分析等による厳格な評価を初めて実施し、その結果を公表いたしました。この結果に基づき、現在の計画のまま整備を行わない抜本的見直し区間を設定しました。

は、国と地方の負担により整備を行う新たな新直轄方式を導入することとしており、今後の高速道路は、この有料道路方式と新直轄方式を適切に組み合わせて整備を行うこととするものであります。

道路公団民営化の評価をひとすれば、郵政民営化が実現すれば百点以上だと発言した私のことについてでございますが、これは、私は、道路民営化の問題がひとすれば、郵政民営化はさらに大きな改革だということを表現したものであります。道路公団民営化を百点満点として一としたわけではございません。道路公団は、特殊公団の一つであります。郵政民営化の改革は、すべての特殊法人、財政投融資、すべての役所、地方にも金融にも及ぶ大改革でありますから、それに比べれば大きな改革であるということを申し上げたまででございます。

残余の質問については、関係大臣に答弁させます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 岩國議員にお答え申し上げます。

まちづくり法の運用についてのお尋ねが冒頭ございました。

今回の都市再生特別措置法の改正により創設することとしているまちづくり交付金につきましては、民主党の皆様方の賛成もいただきました。地域の自主性と裁量性を追求した新たな仕組みだと認識しております。このまちづくり交付金を活用して、それぞれの地域の実情を踏まえた、市町村、地域住民、NPO等の主体的な取り組みが行われることを私も期待しているところでございます。

道路公団の営業収支に関するデータについてのお尋ねがございました。

道路関係四公団においては、従前より、毎事業年度の料金収入、管理費等の経営状況について把握し、可能な限り公表してきているところでございます。また、料金所に関する基本データについて

でも、先般、個別箇所ごとの管理費や料金収入等をお示ししたところであります。さらに、昨年六月には、民間企業並み財務諸表を作成、公表したところでございます。

現在、四公団においては、政府の方針に基づいて民営化に向けた作業を行っているところであります。引き続き、円滑な移行が図れるよう指導してまいりたいと考えております。

コスト削減の具体的事例についてお尋ねがございました。

今般の改革においては、九千三百四十二キロの整備計画の未供用区間であるおよそ二千キロを、平成十五年度以降、日本道路公団がおよそ二十兆円の残事業費で建設する方式を改めまして、コスト削減計画によるおよそ四兆円のコスト削減、新直轄方式へのおよそ三兆円の切りかえ、昨年末の基本的枠組みにおいて決定した二兆五千億円のさらなるコスト削減により、有料道路事業をおよそ二十兆円から十兆五千億に半減することとしております。

このうち、およそ四兆円のコスト削減については、既に国幹会議において御承認いただいたところでありますが、インターチェンジ、ジャンクションのコンパクト化などの規格変更、トンネル掘削に関する施工方法の見直し、六車線のトンネル部の四車線化などにより行うこととしております。

このうち、工法の見直しや新技術の利用によるコスト削減を図った具体例といたしましては、近畿自動車道名古屋神戸線亀山—大津間、第二東海自動車道長泉—東海間などのトンネル掘削におけるトンネルボーリングマシンの採用、これは新しい機械でございます。日本海沿岸東北自動車道本庄—岩城間あるいは北関東自動車道足利—岩舟間等における橋げた形式の採用、橋梁の新しい形です、などの採用、規格を変更しないコスト削減についても実施しているところでございます。

さらに、およそ二兆五千億円の追加的な削減については、民営化によって実現可能となるサービスエリア、パーキングエリアの負担区分の見直し

し、契約方式の見直し、大胆な大規模改築事業の削減、規格・構造の見直し、ジャンクションの事業区分の見直しなどにより達成するものでございます。これについては、現在、その詳細について、民営化後の制度を踏まえつつ検討を進めているところでございます。

次に、今後の高速道路整備の優先順位についてお尋ねがございました。

九千三百四十二キロの整備計画のうち、未供用のおよそ二千キロについては、むだな道路はつくらないとの基本方針のもとで、コストを大幅に削減するとともに、費用対効果、採算性、その他の外部効果から構成される評価基準に基づき、その必要性を厳しくかつ客観的に評価したところでございます。

その上で、必要性があり、料金収入で管理費が補える区間を有料道路方式、必要性はあるんですけれども、有料の場合のBバイCが未満、あるいは料金収入で管理費が補えない区間を新直轄方式、この二つの手法を適切に組み合わせることで着実に整備することとしたところでございます。

今後の高速道路の整備は、この評価結果に基づき、関連事業の進捗状況も勘案しながら事業を進めることを原則とし、透明性の高い道路建設を促進する方針です。

その際、現在のBバイC等を既定のものとして、不測の見直しにより、さらなる効率化、重点化を図ることが当然と考えております。沿線地方公共団体の皆さんとも十分な意見交換を行い、コスト削減のアイデアをいただくことも期待しながら、地方のニーズに即した構造の見直しを促進していく方針でございます。見直した結果によるBバイCの向上等は、優先順位の決定に反映するものと考えているところでございます。

道路建設に対する歯どめについてお尋ねがございました。

今般の公団民営化においては、今後の高速道路の整備について、従来の施行命令や基本計画指示

といった国からの一方的命令の枠組みは廃止することとし、会社の自主性を最大限尊重する仕組みを導入することとしたものでございます。

具体的には、未供用の整備区間については、まず、当該区間を所有する会社が、当該区間の建設費、管理費に加え、機構に支払う貸付料、リース料でございます。会社の料金収入等をもとに、会社として採算性の見直しについて十分検討いたします。この結果に基づき、国と会社が協議します。その結果、協議が調わない場合は、国は他の会社と協議ができます。これがいわゆる複数協議制というものでございます。

会社との協議が調わない場合、国は、会社が申し出る理由について、社会資本整備審議会の意見を聞きます。その結果、正当な理由があると認められる場合には、国土交通大臣は当該区間の整備を会社に行わせることはできません。したがって、会社は実質的な拒否権を有するものと理解しております。

仮に、これらの手続を経ないでいずれの会社も建設を行わないこととなる区間が生じた場合には、国は、構造・規格の見直し等さらなる効率化に向けた努力を行うとともに、関係地方公共団体の意見も聞きつつ、新直轄方式による整備も含め、今後の整備のあり方について検討することになると考えております。

さらに、厳格な事業評価に基づき、コストの大幅な削減、抜本的見直し区間の設定、債務の返済期限を民営化後四十五年以内法定等を行うことにより、むだな道路をつくらないための厳格な歯どめがかり、債務の責任ある返済を担保する全く新しい仕組みを構築しているわけでございます。

総理に、二月二十八日以降、タウンミーティングでの総理の発言について真意を聞いたか、そういうお問い合わせがございましたが、その点については聞いておりません。その辺につきましては、ただいま総理から御答弁いただきましたよう

に、道路公団改革は、財政改革全体の流れでいきますと、出口の一つの機関の改革であります。郵政改革はその源にある入りの最大の改革であるという意味で総理がそのお話をされたということは、私もまさにそのとおりであると認識をしているところでございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長 中野寛成君 松野信夫君。

〔松野信夫君登壇〕

○松野信夫君 民主党の松野信夫でございます。

私は、ただいま議題となりましたいわゆる道路関係四公団民営化関係法案について、民主党・無所属クラブ、そして全国民を代表して、内閣総理大臣及び国土交通大臣に質問をいたします。(拍手)

道路公団は改革の象徴、民営化するのが当たり前だ、計画中の道路建設を凍結し、どうい道路が必要かは国民に議論してもらえばいい、これは、小泉総理が二〇〇一年八月、道路公団などの特殊法人改革について発言したものです。そして、特殊法人改革の小泉七原則なるものを示し、税金のむだ遣いは許さない、無責任な経営は許さない、看板のつけかえは許さないなどと、その中身を掲げました。しかし、今回の民営化法案は、これらの原則を完全に踏みにじるものであります。

総理は、見せかけの民営化でごまかしながら高速道路をつくり続けるという、看板のつけかえと無責任経営体制の温存を行おうとしております。今回の法案がまやかしの民営化にすぎないことは、政府・与党案に対して、道路関係四公団民営化推進委員会の田中一昭委員長代理と松田昌士委員が抗議の辞任をしたことでも明らかであります。

また、小泉総理は、五十年、六十年かけて償還するようないことだつたらもう切りがない、我々は死んでいる、少なくとも三十年以内で、税金も投入しない形に必要な道路が建設されるような方法

はないものかということの方針を出したと述べておられます。これは、小泉総理御自身が、二〇〇一年十月四日の予算委員会述べた方針であります。このときの方針と今回の法案の余りの落差、豹変ぶり、一体これをどのように説明するか、総理の答弁を求めます。(拍手)

小泉総理は、民営化委員会の意見の八割は聞いたと述べています。しかし、意見の肝心な部分は、国民に負担をかけずに借金返済を優先するという点であります。この肝心な点を無視し、要は、道路族の言うとおり高速道路をつくり続けるという選択を行おうとしております。こういうのを、換骨奪胎、面従腹背と言うのではありませんか。

政府の説明では、新会社は民間企業であるから、道路をつくるかどうかは自主的に判断できるとしております。しかし、これは完全なまやかしであります。

今回の法案のスキームは、新会社が借金をしてつくった道路は、その借金とともに保有・債務返済機構に渡してしまおうという仕組みです。自分が借金をしてつくった道路を自分が所有するのであれば、少しでも安い金利で資金を調達しようとか、建設コストを少しでも下げようとかのインセンティブが働きます。しかし、つくった道路が借金とともに保有・債務返済機構に渡ってしまうというのであれば、赤字を何とかしようとして努力する者などおりません。新会社はいつまでたっても保有・債務返済機構の事実上の子会社のままであり、いわば巨大な新ファミリー企業の誕生を容認することになります。

また、新会社の資金調達については政府保証がついております。金融機関は、新会社にはなく、このバックにいる政府保証を目当てに融資いたします。これでは、新会社が正当な投資判断をするということとは期待できません。官僚や道路族がつくれと言うなら、高速道路をつくり続けなければならない。結局、新会社の自主性とか、事業

の健全性に対するチェック機能というのは完全に封じ込まれた。

そして、本法案ではついに、新会社が道路を所有することはないとされていきます。道路という資産を有しない新会社は、どうやって株式上場を図るのでありましょうか。

またさらに、通行料には利潤を含めない、主たる業務でこのような枠をはめられた企業は、どう見てもまともではありません。国鉄民営化のときでも、このような枠はありませんでした。本法案の新会社は、まさにえたいの知れないゾンビと言わざるを得ないのであります。(拍手)

小泉総理、あなたはこのような会社の株を買う気がしますか。がんにがんがらめに縛られた会社、どんなに奇人変人でも、こんな会社の株は買わないんじゃないやしませんか。

私は、民営化委員会の意見と本法案の根本的な違いを指摘いたしました。まさに、似て非なるものの典型ではありませんか。これでも総理は、八割を聞いたと言ふのでしょうか。聞かなかつた二割というのは一体何なのか、総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

民営化委員会は、総理の肝いりで設置され、第百五十四国会で成立しました道路関係四公団民営化推進委員会設置法という根拠法を持つ政府機関であります。総理みずから選任した委員は、かつて七人の侍と呼ばれたこともあり、国土交通省の交通需要に関するさまざまな見通しを暴露するなど、大変熱心な議論を展開しました。

ところが、意見集約の段階で空中分解、今井敬委員長は委員長を辞任、田中委員長代理及び松田委員は委員を辞任、残っている川本裕子委員らも委員会には出席しないと表明しておりますので、実際、現在では定足数を満たしていない。猪瀬直樹委員と大宅映子委員の二人が適当に懇談会を行ってお茶を濁している。委員会としてはもはや機能していない。

しかし、この委員会は、意見書提出で任務終了ではありません。委員会設置法第四条には、施策

の実施状況を監視することと規定されており、監視業務を行わなければならないからであります。また、第六条には、委員長または委員に欠員が生じた場合は総理が任命するとなつていますが、実際、総理は欠員状態を放置したままであります。つまり、民営化委員会は意見を無視され、また、組織維持そのものも無視されているのであります。

総理は、こうした異常事態に対してのうてんき、何ら指導力を発揮しないまま放置している。余りにも無責任ではありませんか。

総理は、この委員会を今後どうするつもりなのか。また、特に、かつては小泉構造改革を支えようと頑張つておられた田中委員長代理や松田委員の抗議の辞任をどのように受けとめているのか、答弁を求めます。(拍手)

これまでの高速道路が、いかに甘い甘い需要予測に立ち、財政を無視してきたか。これは、本四連絡道路や東京湾アクアラインを見れば明らかです。その反省のもとに民営化委員会が設置され、意見書が提出されたはずですが、ところが、その反省はどこに行つたのか。かつて道路建設凍結を叫んでいた石原大臣は、本法案のスキームに従つて九千三百四十二キロの高速道路をつくり続けるのか、それを容認するのか、明かな答弁を求めます。

ちなみに、本四公団では、神戸西―鳴門間は六千五百円という高額の通行料金を取つておりながら、三本の橋の収入は九百億円に届かない。それに対し支出の方は、管理費と金利負担だけで千六百億円。本四連絡道路の交通量については、平成三年の計画に比較して、その実績は半分。東京湾アクアラインに至っては、平成九年の計画に比較して、その実績は四割にも満たない。逆に、総事業費は当初予定の二割以上も増加している。割高な通行料金で通行量は減退という悪循環であります。本法案が採用した民営化の上下分離方式は、アクアラインの大失敗で実証済みではありませんか。(拍手)

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

高速道路株式会社法案外三案の趣旨説明に対する松野信夫君の質疑

一〇

国土交通大臣は、かつて行革担当大臣の時代には、採算性の悪い道路について何度もきこおろしておられました。北海道の道路については、車よりもクマの方が多い、これも言っておられました。ところが、いつの間にか、道路族を擁護して道路をつくり続けるという側にくみするようになってしまった。それは一体なぜなのか、明快な答弁を求めます。(拍手)

本法案は、料金徴収期間が四十五年、その間に借金を全額返済するとしております。しかし、具体的にどれだけの料金収入をベースにしているのか、貸付料が幾らになるか、年度ごとの債務返済計画はどうなっているか、そういう基本的な内容については全く明らかにせず、ただ根拠不明の四十五年がひとり歩きしております。

この間、私も、国民に負担をかけないで借金を返済させることが重要である、この観点に立って借金返済に向けた具体的な数値を求め続けてきました。政府は、いまだに検討中ということ、明らかにしておりません。つまり、法案はとくにできているにもかかわらず、具体的な返済計画が明らかにできない。このこと一つとてみても、四十五年で四十兆円以上の借金を返すということがいかに机上の空論であるかということが明らかであります。(拍手)

さきに掲げた小泉総理の方針ではありませんが、今この議場におられる同僚議員の方々のうち、四十五年後に健在でおられる方は一体どれくらいいるでしょうか。そのとき、一体だれが責任をとるのか。将来に余計なツケを回さないためにも、まさに今、確実な返済計画を明示しなければなりません。

日本は二〇〇六年をピークに人口が減ります。交通量の減少も予想されます。新会社が民間企業から資金調達となれば、国債よりも高い金利を払わなければならないし、金利上昇もあり得ます。こうした点も踏まえ、具体的に、毎年どれだけの通行量を確保し、どれだけの料金収入があつて、どれだけ返済できるのか、また、変動する金利の負

担をどう考えるのか、国土交通大臣に明確な数字を挙げての答弁を求めます。(拍手)

この肝心の数字が出せないというのであれば、我々は、この法案について到底審議に入ることはできません。我々は、徹底して各路線ごとの具体的な数字を特定されるよう求め続けていきます。また、万一、今、肝心の数字が出せないというのであれば、その理由も明らかにされるよう求めるものであります。(拍手)

とりわけ採算が悪く新会社ではつくれないような高速道路は、今後、いわゆる新直轄方式として、国と地方が年間六兆円に及ぶ道路特定財源の中から税金を投入してつくると言います。しかし、どの路線が本当に必要な道路なのか、冒頭の小泉総理の方針、すなわち、計画中の道路建設を凍結し、どういう道路が必要かは国民に議論してもらえばいいと述べたにもかかわらず、昨年十二月二十五日の国幹会議、いわゆる国土開発幹線自動車道建設会議では、たつたの四十五分で決められてしまいました。これまた、当初の小泉総理の方針に反するものではありませんか。

結局、小泉総理はもうそこを重ねるも同然の結果となつております。先ごろ、まあ、うそは泥棒の始まりと言いますからねという国務大臣の指摘を耳にいたしました。私は、今、あえて指摘いたします。うそは政権交代の始まりだ。終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 松野議員にお答えいたします。

私の改革の方針と今回の法案とに差があるのではないかとのお尋ねでございます。現行公団方式では将来世代の負担に歯どめがかからないとの批判があつたことから、私は公団の民営化を検討するに際し、高速国道については国費の投入をやめるとともに、債務の償還期間について、五十年を上限として短縮を目指すことを前提とするよう指示いたしました。これに基づき、国費については、特殊法人等整

理合理化計画で、日本道路公団に平成十四年度以降投入しないことを決定するとともに、債務の返済については、一般の民営化法案において、民営化後四十五年以内にすべて返済するとしたところであります。

公団の民営化については、私は当初から、約四十兆円に上る債務を確実に返済するとともに、真に必要な道路について、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設するとの民営化の原点を達成するよう一貫した方針で臨んでおり、私の当初からの改革の方針を貫いたものであります。本法案と民営化委員会の意見との関係についてでございます。

一般の公団民営化においては、民営化委員会の意見を基本的に尊重し、九千三百四十二キロメートルのこれまでの整備計画を前提とするとなつて、未供用の区間について費用便益分析等を厳しく実施するとともに、抜本的見直し区間を設定し、これについては、現行の計画のままでは整備を進めないこととした計案です。

また、徹底したコスト削減等により、約二十兆円の有料道路事業費をほぼ半減するとともに、その債務については、民営化時点の債務総額を上回らないようにし、民営化後四十五年以内にすべて返済いたします。

さらに、競争原理を導入するため、日本道路公団を三分割し、一方的命令の枠組みを廃止して会社の自主性を最大限尊重する仕組みとするとともに、民営化までに平均一割を超える高速国道料金の引き下げを実施することとし、会社は将来、株式の上場を目指すものとするなど、会社による道路資産の保有と料金に利潤を含めることを除き、民営化委員会の意見を基本的に実現するものとなっております。

なお、民営化会社については、建設資金を市場から自己調達した上で、完成後、その債務を貸付料の支払いを通じて実質的に返済するなど、市場規律や自主的な経営判断が働く仕組みとしていくところであります。

民営化委員会についてでございますが、一般の画期的と言える民営化案を決定することができたのは、民営化委員会委員の御尽力のおかげであり、心から敬意と感謝を申し上げます。

昨年末に、理解が得られず、二名の委員が辞任されたことは残念であります。それぞれのお考えであり、やむを得ないものと受けとめております。残る委員の中には、なお監視活動に意欲を示されている方々もあると承知しており、その実を上げていただくことを期待しております。残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 今後の高速道路の建設の進め方、なぜ道路をつくり続ける側へなどについてのお尋ねがございました。

九千三百四十二キロメートルのうち、未供用のおよそ二千キロメートルについては、費用対効果、採算性、その他の外部効果から構成される評価基準に基づく厳格かつ客観的な事業評価を行いました。この事業評価は、民営化委員会の答申にのっとりたものでございます。その結果を踏まえ、有料道路方式と新直轄方式の二つの整備手法に分類し、評価基準を満たしたものをとくと決定したわけでございます。

また、今回、構造・規格を含めた大幅な見直しを行う抜本的見直し区間として、五区間、百四十三キロメートルを設定いたしました。これらの区間については、事業を一時中断し、必要な調査を実施します。計画が抜本的に見直されない限り、現行の計画のまま建設を進めることはございせん。

先ほども申しましたように、民営化委員会の示された客観的な基準に基づいてすべて判断をしたわけでございます。

今回提出した民営化関係法案においては、債務の返済期限を民営化後四十五年以内とすること、一方的命令の枠組みを廃止するなど、会社の自主

性尊重のための仕組みを導入することなどを明確にしております。

さらに、これとあわせて、高速国道について厳格な事業評価を行うとともに、コストを大幅に削減すること、建設資金を市場から調達すること、市場規律を導入すること、高速国道の債務総額について上限を設けること、会社が新たに建設する高速道路の債務は、その会社の料金収入から返済することを基本とすることとしており、むだな道路をつくらないための厳格な歯どめが何重にもかかり、債務の責任ある返済を担保する全く新しい仕組みを構築しているところでございます。

機構の債務返済の詳細な内容は、機構、新会社発足後、機構の業務実施計画の中で示される収支予算の詳細で明らかとなります。さらに、業務実施計画は国土交通大臣の認可を経て確定することとなり、現段階において国土交通省として確定的な内容をお示しすることはできませんが、四公団合計の有利子・無利子債務の全体を一つの側に置かせていただいて、そのもう一つの側に、今後の建設投資を平成十五年以降およそ十三兆円、これは政府が約束をさせていた数字でございます。管理費を十四年度予算に対して三割削減を基本。料金収入を十六年度認可予算の収入を基本として、総理も申されておりますように、高速自動車国道の料金を平均一割下げる。また、将来の金利を四％などの前提条件のもとで償還できるかを試算いたしましたところ、民営化後四十五年間で償還できる見通しでございます。(拍手)

○副議長(中野寛成君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三十四分散会

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
外務大臣	川口 順子君
厚生労働大臣	坂口 力君
国土交通大臣	石原 伸晃君
国務大臣	石破 茂君
国務大臣	竹中 平蔵君
国務大臣	福田 康夫君
国務大臣	茂木 敏充君
国土交通副大臣	林 幹雄君

○議長の報告

(通知書受領)

- 一、去る二十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
- 平成十六年度一般会計予算
- 平成十六年度特別会計予算
- 平成十六年度政府関係機関予算
- 一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
- 所得課税と税法
- 地方交付税法等の一部を改正する法律
- 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
- (報告書受領)
- 一、去る二十四日、人事院総裁中島忠能君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十五年営利企業への就職の承認に関する年次報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十五年官民人事交流に関する年次報告

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十五年第三・四半期における予算使用の状況

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十五年第三・四半期における国庫の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

黄川田 徹君

山花 郁夫君

岡島 一正君

橋本 清仁君

補欠

橋本 清仁君

岡島 一正君

山花 郁夫君

黄川田 徹君

法務委員

辞任

鎌田さゆり君

中井 治君

佐藤 公治君

中村 哲治君

補欠

中村 哲治君

佐藤 公治君

中井 治君

鎌田さゆり君

財務金融委員

辞任

木村 隆秀君

渡辺 喜美君

小泉 俊明君

藤井 裕久君

佐藤 勉君

山口 泰明君

大島 敦君

橋本 清仁君

補欠

山口 泰明君

佐藤 勉君

大島 敦君

橋本 清仁君

渡辺 喜美君

木村 隆秀君

小泉 俊明君

藤井 裕久君

文部科学委員

辞任

小淵 優子君

加藤 紘一君

鈴木 恒夫君

田村 憲久君

倉田 理年君

小西 雅人君

佐藤 勉君

櫻井 郁三君

補欠

倉田 理年君

佐藤 勉君

櫻井 郁三君

小西 雅人君

小淵 優子君

田村 憲久君

田村 憲久君

小西 雅人君

佐藤 勉君

櫻井 郁三君

鈴木 恒夫君

農林水産委員

辞任

大野 松茂君

金子 恭之君

田中 英夫君

西 博義君

三ツ林隆志君

西村 明宏君

平井 卓也君

松島みどり君

漆原 良夫君

補欠

三ツ林隆志君

松島みどり君

平井 卓也君

漆原 良夫君

西村 明宏君

大野 松茂君

田中 英夫君

金子 恭之君

西 博義君

国土交通委員

辞任

梶山 弘志君

中馬 弘毅君

二階 俊博君

保坂 武君

松野 博一君

村田 吉隆君

長安 豊君

山岡 賢次君

江崎洋一郎君

小西 理君

佐藤 鍊君

櫻井 郁三君

西銘恒三郎君

三ツ林隆志君

樽井 良和君

長島 昭久君

補欠

小西 理君

櫻井 郁三君

佐藤 鍊君

西銘恒三郎君

三ツ林隆志君

江崎洋一郎君

樽井 良和君

長島 昭久君

村田 吉隆君

山岡 賢次君

二階 俊博君

佐藤 鍊君

櫻井 郁三君

西銘恒三郎君

三ツ林隆志君

江崎洋一郎君

樽井 良和君

長島 昭久君

村田 吉隆君

山岡 賢次君

環境委員

辞任

補欠

木村 隆秀君
船田 元君
菅原 一秀君
三原 朝彦君
三原 朝彦君
木村 隆秀君

辞任

補欠

谷本 龍哉君
大谷 信盛君
小宮山泰子君
穀田 恵二君
菅原 一秀君
泉 健太君
中野 謙君
吉井 英勝君
吉井 英勝君
穀田 恵二君

辞任

補欠

井上 信治君
原田 令嗣君
大島 敦君
園田 康博君
古本伸一郎君
宮下 一郎君
西村 康稔君
高山 智司君
西村智奈美君
西村智奈美君

辞任

補欠

佐藤 勉君
桜井 郁三君
枝野 幸男君
加藤 公一君
中井 治君
鈴木 恒夫君
原田 令嗣君
鈴木 恒夫君
稲見 哲男君
山花 郁夫君
笠 浩史君
桜井 郁三君

外務委員

辞任

補欠

原田 令嗣君
稲見 哲男君
山花 郁夫君
笠 浩史君
中井 治君
小野寺五典君
河井 克行君
前原 誠司君
漆原 良夫君
倉田 雅年君
西村 明宏君
市村浩一郎君
山名 靖英君
山名 靖英君

辞任

補欠

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員
辞任
中根 康浩君
西村智奈美君
中根 康浩君
一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員
辞任
中根 康浩君
西村智奈美君
中根 康浩君

辞任

補欠

一、去る二十三日、憲法調査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。
幹事 鈴木 克昌君（幹事木下厚君去る二十三日幹事辞任につきその補欠）
（憲法調査会幹事補欠選任）
一、去る二十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

橋 康太郎君
木下 厚君
宮下 一郎君
小宮山泰子君
早川 忠孝君
早川 忠孝君
橋 康太郎君
木下 厚君
小宮山泰子君
木下 厚君

憲法調査会委員

辞任

補欠

永岡 洋治君
松野 博一君
園田 康博君
笠 浩史君
高木 毅君
谷 公一君
内山 晃君
小宮山泰子君
笠 浩史君
園田 康博君
松野 博一君
永岡 洋治君
高木 毅君
内山 晃君
小宮山泰子君

辞任

補欠

一、去る二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員
辞任
武正 公一君
土井たか子君
松本 剛明君
東門美津子君
土井たか子君
松本 剛明君
東門美津子君
土井たか子君

辞任

補欠

一、公聴会を開こうとする案件
日本国憲法に関する件
一、意見を聞こうとする問題
日本国憲法に関する件について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院憲法調査会規程第十七条第二項により承認を求め。
平成十六年三月二十三日
衆議院議長 河野 洋平殿
憲法調査会会長 中山 太郎

辞任

補欠

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外一名提出）
一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

クリーニング業法の一部を改正する法律案（厚生労働委員提出）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員提出）

（議案受領）

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
乳幼児医療費の支給に関する法律案
一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
青少年健全育成基本法案
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る二十六日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

（議案付託）

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）
市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出第一〇九号）
以上三件 総務委員会 付託
一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第五号）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（条約第一七号）
一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

（議案付託）

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）
市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出第一〇九号）
以上三件 総務委員会 付託
一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第五号）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（条約第一七号）
一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

（議案付託）

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）
市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出第一〇九号）
以上三件 総務委員会 付託
一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第五号）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（条約第一七号）
一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
警察法の一部を改正する法律案
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日本学術会議法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

臨検検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出)
一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案通知)
一、去る二十三日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)

(議案通知書受領)
一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した

次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十六年度一般会計予算
平成十六年度特別会計予算
平成十六年度政府関係機関予算
平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
所得課税と税法案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

首都高速中央環状新宿線における排気塔・換気所建設計画に関する質問主意書(海江田万里君提出)
予定価格と落札価格が同一の入札に関する質問主意書(長妻昭君提出)
一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

普天間飛行場代替施設としての軍民共用空港の事業主体に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際刑事裁判所と北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問主意書(今野東君提出)
固定電話の施設設置負担金に関する再質問主意書(島聡君提出)
(答弁書受領)
一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聡君提出個人情報保持出しへの取り締まりに関する質問主意書

衆議院議員前田雄吉君提出過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問に対する答弁書

平成十六年三月九日提出
質問 第三五号

個人情報の持ち出しへの取り締まりに関する質問主意書
提出者 島 聡

個人情報の持ち出しへの取り締まりに関する質問主意書

相次ぐ個人情報の流出事件によって、国民に広く不安が広がっている。名簿業者などでは、多くの個人情報の流出は、いたずら電話、迷惑メールのほか、心当たりのないアダルトサイトなどの利用料金を請求される「架空請求」などの原因になる恐れがある。こうした個人情報保護のために、来年施行される個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者に一定の義務を課している。しかし、実際の流出事件では悪意を持った特定の個人によって情報が持ち出される事例が多く、取り扱い事業者だけを取り締まっても実効性は確保できない。個人情報の持ち出しに対する法律の具体的な適用について質問する。

一 現行の刑法では、処罰の対象となる行為の客体を「財物」としている。何かが情報を記録した媒体を持ち出せば窃盗罪若しくは横領罪となるが、一般的に「財物」ではなく情報のみを記録媒体に複写し、又は撮影して持ち出したような場合は現行刑法の枠組みで対処することは難しいと考える。政府として追加の法整備等を検討する余地はあるか。

二 一について、情報を記録した冊子やフロッピーディスク等を持ち出し、窃盗若しくは横領と判断された場合、処罰の対象となる「財物」の価値は、記録媒体である冊子やフロッピーディスク等の価値となるのか。あるいは記録された情報の価値となるのか。

三 本年一月より改正施行された不正競争防止法では、「個人情報などの営業秘密を不正の競争その他の不正な利益を得る目的で使用し、又は

開示する行為」を取り締まることができるようになった。業務上その情報に正当にアクセスできる立場にいる者が倫理的に営業秘密を持ち出し、開示することによって、公正な競争を阻害する行為をも、この法律の規定で取り締まることは可能か。

四 雇用の形態を問わず、業務上正当に個人情報などの営業秘密にアクセスできた立場の者が、退職後その情報を使用し利益を得る行為を、不正競争防止法で取り締まることは可能か。

内閣衆質一五九第三五号
平成十六年三月二十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員島聡君提出個人情報保持出しへの取り締まりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員島聡君提出個人情報保持出しへの取り締まりに関する質問に対する答弁書

一 情報の中には、秘密の情報、人のプライバシーに係る情報、財産的価値のある情報等様々なものがあり、また、情報化社会の進展に伴い、情報の取扱方法も多様化していることから、このような情報を不正に入手する行為については、それぞれの情報の特質に応じた規制及び処罰の在り方を検討する必要がある。政府としては、今後とも、必要な法整備について検討してまいり所存である。

二 情報記録した冊子やフロッピーディスク等を持ち出す行為が窃盗罪又は横領罪と判断された場合、これらの客体である「財物」の価値は、犯罪として考慮され、御指摘の記録媒体の価値や記録された情報の価値は、その要素の一つと

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

議長の報告

して、総合的に勘案されるものと承知している。
三及び四について

個別の事案について、当該行為が不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の罰則に規定する要件に該当するか否かについては、具体的事実即ち判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、お尋ねの各行為が、「不正の競争の目的で」に該当し、「営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し」、又はその「記載又は記録について、その複製を作成した上で行われたものである等の要件を満たすものである場合には、同法第十四条第一項第五号又は第六号に規定する罪が成立する。

平成十六年三月十五日提出
質問 第四一 号

過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問主意書
提出者 前田 雄吉

過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問主意書
一 検事・判事という立場が公益性の高いことは自明である。そして、社会的影響も高く、退官後においても公平性が求められるものであるが、退官後の就職先等の開示の必要性について、政府はどのように考えているか。
二 一を踏まえ、キャリア官僚同様、各官が退官後に関係する顧問職等の民間関係先を過去十年間にわたって、各官の氏名とともに明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第四一 号
平成十六年三月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員前田雄吉君提出過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問に対する答弁書
一及び二について

検事の退官後の再就職状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府として把握すべき立場にない。検事は、法曹資格を有することから、一般的には、退官後、弁護士等になる例がほとんどであると考えられるところ、検事を退官した者が弁護士等としていかなる活動を行っているかについては、一般に政府として把握しているわけではなく、答弁することができない。

また、判事の退官後の再就職状況に関するお尋ねについては、裁判所において判断されるべきものであり、政府として答弁する立場にない。

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中津川博郷君提出金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の料金所に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平岡秀夫君提出武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問に対する答弁書

平成十六年二月二十六日提出
質問 第二一八 号

金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書
提出者 中津川博郷

金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書
金融機関の不良債権の処理がすすむ中で、銀行が連帯保証人にも過酷な債権取り立てを強行し、それにより生活が破綻させられるケースが続出していることから、連帯保証制度の見直しは、急務であると考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 銀行は、融資については主たる債務者に対して、説明義務はないと主張している。したがって、融資金、金利、返済期限などの返済条件、担保設定、および連帯保証の効果について説明を行っていないとの苦情が多く寄せられているが、政府金融庁は、銀行のこのような対応は正当なものと考えているか。

二 同様に銀行は、連帯保証人に対しても、融資の保証については、保証の種類(単純保証か連帯保証)とその違い、また保証の範囲(特定取引の保証、保証の上限を定めた根保証、無期限・限度額なしの包括保証)の区別と違いについても説明を行っていないとの苦情が多く寄せられているが、政府金融庁は、銀行のこのような対応は正当なものと考えているか。また、正当と考えているとすれば、その根拠は何か。

三 商工ローンでは、根保証が問題となり、貸金業規制法が改正になったが、銀行における連帯保証をめぐるトラブルについて政府金融庁は、実態を把握しているか。また、把握していれば、それを明らかにされたい。

四 旧富士銀行は、連帯保証契約締結後、追加融資を行うにあたり、その事実を連帯保証人にはなにも知らせないままに融資をした。巨額な債務について、別紙のような保証書にもとづき、連帯保証人に支払いを請求するケースが多数ある。そのために、ノイローゼになり、医院を廃業したり、あるいは、銀行より自己破産を促され、その結果、弁護士を事実上廃業に追い込まれかねない悲惨なケースが続出しているが、政

府金融庁は、この保証書をめぐるトラブルが多発していることは承知しているか。

五 政府金融庁は、「利他性」「人的責任制」「無償性」「情義性」「未必性」「軽率性」が特色だとされる保証の特質に鑑み、連帯保証人の保護のために、無期限、無限定の包括保証の禁止、根保証の規制、さらには、保証人の収入から見て一定の債務を支払った場合は、残余の債務については、免除するなどの規制を行う考えはないか。

六 銀行は、子どもが、相続人であることを理由に学生等であっても、収入の有無、債務の目的に關与しているかに関わりなく、包括保証を要求することが多い。子どもが、包括保証をしていると、主たる債務者である親が死亡した時に、相続を放棄し、主たる債務が免除されても、包括保証の地位が残ってしまうので、相続放棄の意味がなくなり、結果的には、民法が生前の相続放棄を禁止し、相続放棄を権利として認めている法の趣旨にも反するものではないか。

七 旧富士銀行が使用していた別紙のような保証書では、枠の上限に記載されている「現在および将来負担するいっさいの債務」という意味は、債務者が債務を履行しなかった場合に、その債務だけではなく、将来支払いを怠ったために生ずる利息、遅延損害金などについても支払い義務があると誤解させやすいと思われるが、政府金融庁は、これについて改善などの指導を行ったか。行ったとすればいつか。

八 政府金融庁は包括保証について、今後何らかの立法的解決を検討しているか。検討中であれば、その内容を明らかにされたい。

九 政府金融庁は、連帯保証について、銀行の説明義務が不十分だったような場合には、最近の判例では、連帯保証人の責任は軽減される傾向にあるとの見解を述べているが、その根拠は何か。

右質問する。

保 証 書

平成 2 年 3 月 日



株式 富士銀行

住 所 都 区

連帯保証人

住 所 都 区

本 人

〔被保証債務〕保証人は、被保証債務をつぎのとおり確認します。

保証確認印(注1)	内 容 (注2)										
1	本人が別に差し入れた銀行取引約定書(裏面記載と同文)第1条に規定する取引によって、貴行に対し現在および将来負担するいっさいの債務。										
2	同 上、ただし、保証債務の極度額を 金 とする。										
3	<table border="1"> <tr> <td>債務の種類 (該当番号を○で囲んで下さい)</td><td>1. 金銭消費貸借契約証書による借入債務 2. 手形による借入債務 3. 支払承諾依頼書による求償債務 4.</td></tr> <tr> <td>借入日または依頼日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>金 (現在金)</td></tr> <tr> <td>最終返済期日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr> <td>利息または保証料</td><td>年 %の割合 損害金 年14%の割合</td></tr> </table> 手形による借入債務の場合に、当該手形に代えて新たな手形が差し入れられたときは、手形が書き替えられたものとし、この保証は書き替え後の手形による債務に及ぶものとします。その後書き替えられた場合も同様とします。	債務の種類 (該当番号を○で囲んで下さい)	1. 金銭消費貸借契約証書による借入債務 2. 手形による借入債務 3. 支払承諾依頼書による求償債務 4.	借入日または依頼日	平成 年 月 日	金 額	金 (現在金)	最終返済期日	平成 年 月 日	利息または保証料	年 %の割合 損害金 年14%の割合
債務の種類 (該当番号を○で囲んで下さい)	1. 金銭消費貸借契約証書による借入債務 2. 手形による借入債務 3. 支払承諾依頼書による求償債務 4.										
借入日または依頼日	平成 年 月 日										
金 額	金 (現在金)										
最終返済期日	平成 年 月 日										
利息または保証料	年 %の割合 損害金 年14%の割合										

(注1) 保証人は、上記1、2、3、のなかから保証する債務の内容を選択し、該当欄に確認印を押捺して下さい。

(注2) 保証する債務の内容を取引科目によって規定する場合には、当該欄空白にその取引科目名をお書きのうえ欄外左部空白に〇〇字補入と記入し、訂正印を押捺して下さい。

(銀行使用欄)

(注) 外国為替取引を含む場合は当該約定書を添付し、保証人の契印をうける。

保証人の本人確認・意思確認方法

(面接日時、場所、同席者など経緯を具体的に記入)

約 定

保証人は、本人が貴行に対し負担する左記の債務について本人と連帯して保証債務を負い、その履行については本人が別に差し入れた銀行取引約定書（裏面記載と同文）の各条項のほか、つぎの条項に従います。

なお、本人が別に当座勘定貸越約定書（裏面記載と同文）、支払承諾約定書（裏面記載と同文）またはその他の約定書を差し入れる場合、それらの各条項にも従うものとします。

1. 保証人は、本人の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺をしません。
2. 保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
3. 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、本人と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし、貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。
4. 保証人が本人と貴行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証を加えるものとします。保証人が本人と貴行との取引について将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以 上



照会事項：住所、氏名、印

内閣衆質一五九第二八号
平成十六年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中津川博郷君提出金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中津川博郷君提出金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

金融機関は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十二条の二第二項等により、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている。

金融庁においては、こうした金融機関の内部管理態勢の検証を行うべく、着目点として、事務ガイドライン「金融監督等にあつての留意事項」について(第一分冊)預金取扱金融機関関係一六六与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能において、「契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を提供すること」としている。特に、「個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによつて自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこと」としている。例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、・・・最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしている。か。という点を示している。

金融機関は、これらの踏まえて、適切な内部管理態勢の整備を図っていく必要があると考えられている。

三について

金融機関と保証人との間において、連帯保証

に係る係争が生じている事例があることは承知しているが、計数等は把握していない。また、個別の金融機関の個別の取引については、金融機関等の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた。

四について

別紙として示された保証書を用いた取引について係争が生じている事例があることは承知しているが、計数等は把握していない。

保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、保証制度の在り方の見直しを行う必要があるものと認識しており、法務省において、お尋ねのように根保証契約を締結する場合に限度額や保証期間を定めるものとするを含め、必要な措置を講ずることを検討しているところである。

六について

民法(明治二十九年法律第八十九号)の相続放棄の制度は、相続人が相続開始後に被相続人の負担した債務の承継などの相続の効果を拒否することを認めるものである。その趣旨は、人はその意思に反して義務を負わされることはないという個人の自由意思の尊重にあり、相続開始前の相続放棄が認められないのは、相続人に相続開始後に相続財産を調査させ、相続を放棄するか否かを熟慮させるためである。

金融機関が、主たる債務者の子らに対して包括保証を要求することが多いかどうかは承知していないが、一般に、相続人である子らが相続放棄によつて被相続人である親が負担した主たる債務の承継を免れながら、その固有の立場で締結した保証契約に基づく保証債務を負うことは、子らがその意思に反して義務を負わされることにはならず、また、相続開始前に相続を放棄するか否かを決定することになるわけではないから、相続放棄の制度の趣旨に反するものではないと考えられている。

七について

個別の金融機関に対する指導の有無やその内容を明らかにすることは、金融機関の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた。

なお、民法第四百四十七条第一項においては、「保証債務は主たる債務二倍の利息、違約金、損害賠償其他総て其債務二倍の利息、違約金」とされており、一般に、保証債務が主たる債務に関する利息や損害賠償を包含する趣旨の保証契約を締結すること自体が問題であるとは考えない。

八について

五について述べたとおり、法務省において、根保証契約を締結する場合に限度額や保証期間を定めるものとするを含め、必要な措置を講ずることを検討しているところである。

金融庁は、中津川衆議院議員からのお問い合わせに対して、金融庁監督局長の諮問に対する「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の平成十五年七月十六日の報告書において、「金融機関が取得した個人保証の効力、特に包括保証人の責任について、判例は、契約締結時の金融機関による説明の有無やその内容、保証人として徴求することについての合理的必要性の有無等に着目して、これらが不十分な場合には、免責や責任の軽減等を認める傾向にある」とされている。とされていることを踏まえて、その旨を説明したものである。

九について

平成十六年三月十六日提出
質問 第四二二号
高速道路の料金所に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

高速道路の料金所に関する質問主意書
高速道路の料金所は、高速道路料金を徴収するという目的で設置されているが、料金所が存在することにより、料金所渋滞、渋滞排気ガスといった新たな問題を生じさせているだけでなく、料金所の設置・維持管理コストの負担という経営上の課題も発生させている。日本道路公団等の民営化の議論の中で、高速道路の有効な活用及び効率的な運営の観点から、料金所のあり方についての対策が急務である。

従つて、次の事項について質問する。

一 全国における高速道路料金所の総数及び総従業員数を明らかにされたい。

二 各料金所ごとの、名称、場所、従業員数、設置年月日、当初設置コスト(完成までの工事費)、昨年一年間の運営コスト(人件費、光熱費を含む)及び料金収入を明らかにされたい。

三 政府としては、高速道路の有効な活用及び効率的な運営に資するため、今後料金所のあり方について、どのような対策を講じていこうと考えているか。

右質問する。

内閣衆質一五九第四二二号
平成十六年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の料金所に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の料金所に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「道路関係四公団」という)からの報告によれば、平成十四年度末における全国の料金所の総数及び総従業員数は別表第一のとおりであり、各料金所ごとのお尋ねの事項は別表第二のとおりである。

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

議長報告

別表第一 平成14年度末における全国の料金所の総数及び総従業員数

料金所の総数		総従業員数	
日本道路公団	886か所		15,322人
首都高速道路公団	162か所		2,615人
阪神高速道路公団	130か所		2,012人
本州四国連絡橋公団	35か所		521人
計	1,213か所		20,470人

注1 料金所の総数は、平成14年度末時点で供用中のものの箇所数を合計したものである。

注2 総従業員数は、平成14年度末時点の料金収受業務委託契約に基づく人数を合計したものである。

別表第二 各料金所ごとの名称、場所、従業員数、供用開始の日、工事費、管理費及び料金収入

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
【日本道路公団】						
国道	北海道山越郡豊万部町	11	平成13年11月19日	4	421	1,303
長万部	北海道山越郡長万部町	11	平成9年10月22日	—	—	385
豊浦	北海道虻田郡豊浦町	8	平成9年10月22日	—	—	128
虻田洞爺湖	北海道虻田郡虻田町	11	平成6年3月30日	—	—	347
伊達	北海道伊達市	11	平成4年10月27日	—	—	617
室蘭	北海道室蘭市	12	平成3年10月25日	—	—	691
登別室蘭	北海道登別市	11	昭和61年10月9日	—	477	1,436
登別東	北海道登別市	11	昭和60年10月18日	—	—	769
白老	北海道白老郡白老町	11	昭和58年11月30日	—	—	413
苫小牧西	北海道苫小牧市	13	昭和55年10月29日	—	—	950
苫小牧東	北海道苫小牧市	11	昭和53年10月24日	—	—	1,732
苫小牧東本線	北海道苫小牧市	16	平成10年3月23日	—	—	1,069
千歳	北海道千歳市	17	昭和46年12月4日	—	1,103	2,144
恵庭	北海道恵庭市	12	昭和46年12月4日	—	—	721
北広島	北海道北広島市	20	昭和46年12月4日	—	—	1,519
札幌南	北海道札幌市厚別区	12	昭和54年10月29日	—	—	6,763
札幌南(均一)	北海道札幌市厚別区	31	昭和54年10月29日	—	—	2,019
大谷地	北海道札幌市白石区	12	昭和60年10月25日	—	—	936
北郷	北海道札幌市白石区	11	昭和60年10月25日	—	—	194
札幌	北海道札幌市白石区	25	昭和58年11月9日	—	—	6,977
千歳東	北海道千歳市	8	平成11年10月7日	—	—	72
追分町	北海道勇払郡追分町	8	平成11年10月7日	—	—	72
夕張	北海道夕張市	11	平成11年10月7日	—	—	655
雁来	北海道札幌市東区	11	平成4年9月30日	—	982	349
伏古	北海道札幌市東区	11	平成4年9月30日	—	—	456
札幌北第一	北海道札幌市東区	12	平成4年9月30日	—	—	859
札幌北第二	北海道札幌市北区	11	平成4年9月30日	—	—	236
新川	北海道札幌市北区	17	平成4年9月30日	—	—	1,397
札幌西	北海道札幌市手稲区	26	昭和46年12月4日	—	—	3,343
手稲	北海道札幌市手稲区	14	昭和46年12月4日	—	—	171
銭函	北海道小樽市	18	昭和46年12月4日	—	—	361

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
朝里	北海道小樽市	34	昭和46年12月4日	—		2,342
江別西	北海道江別市	11	昭和58年11月9日	—	372	588
江別東	北海道江別市	11	昭和58年11月9日	—		457
岩見沢	北海道岩見沢市	13	昭和58年11月9日	—		1,086
三笠	北海道三笠市	11	昭和62年9月18日	—		537
美唄	北海道美唄市	11	昭和62年9月18日	—		316
奈井江砂川	北海道空知郡奈井江町	11	昭和63年10月8日	—	576	440
滝川	北海道滝川市	15	昭和63年10月8日	—		1,084
深川西本線	北海道深川市	15	平成10年4月11日	—		587
深川	北海道深川市	11	平成元年9月12日	—		615
旭川鷹栖	北海道旭川市	16	平成2年10月30日	—		2,569
旭川北	北海道旭川市	11	平成12年10月4日	—		1,234
和寒	北海道上川郡和寒町	11	平成12年10月4日	—		673
十勝清水	北海道上川郡清水町	12	平成7年1月30日	—	222	248
芽室	北海道河西郡芽室町	8	平成7年1月30日	—		9
滝田JCT	北海道河西郡芽室町	9	平成15年3月15日	—		1
池田	北海道中川郡池田町	13	平成7年1月30日	—		179
白河	福島県西白河郡西郷村	12	昭和48年11月26日	—	663	3,013
矢吹	福島県西白河郡矢吹町	11	昭和48年11月26日	—		1,921
須賀川	福島県須賀川市	12	昭和48年11月26日	—		2,514
郡山南	福島県郡山市	12	昭和59年11月6日	—		2,010
郡山	福島県郡山市	23	昭和48年11月26日	—		5,118
船引三替	福島県田村郡船引町	11	平成7年8月2日	—		765
郡山東	福島県郡山市	11	平成7年8月2日	—		841
磐梯熱海	福島県郡山市	11	平成2年10月31日	—		727
本宮	福島県安達郡本宮町	12	昭和56年8月4日	—	421	3,399
二本松	福島県二本松市	12	昭和50年4月1日	—		2,274
福島西	福島県福島市	14	昭和50年4月1日	—		3,921
福島飯坂	福島県福島市	16	昭和50年4月1日	—		5,144
国見	福島県伊達郡国見町	11	昭和50年4月1日	—		1,116
白石	宮城県白石市	12	昭和48年11月27日	—	738	3,682
村田	宮城県柴田郡村田町	12	昭和48年11月27日	—		1,333
仙台南	宮城県仙台市太白区	20	昭和48年11月27日	—		10,447
仙台宮城	宮城県仙台市青葉区	25	昭和50年11月28日	—		8,021

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
泉本橋	宮城県仙台市泉区	25	昭和50年11月28日	—		—
宮城川崎	宮城県柴田郡川崎町	11	昭和63年10月13日	—		382
笹谷	宮城県柴田郡川崎町	11	昭和56年4月15日	—		285
泉	宮城県仙台市泉区	18	昭和50年11月28日	—	446	7,499
大和	宮城県黒川郡大和町	14	昭和51年12月9日	—		3,254
古川	宮城県古川市	15	昭和51年12月9日	—		3,308
築館	宮城県栗原郡築館町	11	昭和52年11月15日	—		1,653
若柳金成	宮城県栗原郡金成町	11	昭和57年3月29日	—		1,479
一関	岩手県一関市	12	昭和52年11月19日	—	699	2,776
平泉前沢	岩手県西磐井郡平泉町	11	昭和52年11月19日	—		1,346
水沢	岩手県水沢市	14	昭和52年11月19日	—		2,533
北上金ヶ崎	岩手県北上市	11	平成8年10月8日	—		901
北上江釣子	岩手県北上市	19	昭和52年11月19日	—		3,107
花巻南	岩手県花巻市	11	昭和61年7月24日	—		1,106
花巻空港	岩手県花巻市	11	平成14年11月7日	5		32
東和	岩手県和賀郡東和町	11	平成14年11月7日	6		73
北上西	岩手県北上市	9	平成6年8月4日	—		254
湯田	岩手県和賀郡湯田町	11	平成7年11月10日	—		245
花巻	岩手県花巻市	11	昭和52年11月19日	—	741	1,211
紫波	岩手県紫波郡紫波町	11	昭和54年10月13日	—		977
盛岡南	岩手県盛岡市	20	昭和52年11月19日	—		4,743
盛岡	岩手県盛岡市	15	昭和54年10月18日	—		4,638
滝沢	岩手県岩手郡滝沢村	12	昭和54年10月18日	—		2,083
西根	岩手県岩手郡西根町	11	昭和55年10月8日	—		631
松尾八幡平	岩手県岩手郡松尾村	11	昭和57年10月19日	—		611
安代	岩手県岩手郡安代町	11	昭和57年10月19日	—		343
浄法寺	岩手県二戸郡浄法寺町	11	平成元年9月7日	—		181
鹿角八幡平	秋田県鹿角市	11	昭和58年10月20日	—	294	651
十和田	秋田県鹿角郡小坂町	12	昭和59年9月27日	—		1,376
小坂	秋田県鹿角郡小坂町	11	平成2年10月12日	—		370
碓ヶ関	青森県南津軽郡碓ヶ関村	11	昭和55年10月29日	—		702
大鰐弘前	青森県南津軽郡大鰐町	11	昭和54年9月27日	—	313	2,442
黒石	青森県黒石市	11	昭和54年9月27日	—		760
浪西	青森県南津軽郡浪西町	11	昭和54年9月27日	—		871

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
青森	青森県青森市	15	昭和54年9月27日	—		5,146
一戸	岩手県二戸郡一戸町	11	昭和61年11月27日	—	500	1,252
九戸	岩手県九戸郡九戸村	11	昭和61年11月27日	—		570
軽米	岩手県九戸郡軽米町	11	昭和61年11月27日	—		268
南郷	青森県三戸郡南郷村	11	昭和61年11月27日	—		228
八戸	青森県八戸市	13	昭和61年11月27日	—		4,279
八戸北	青森県八戸市	11	平成14年7月18日	3		439
下田百石	青森県上北郡下田町	11	平成14年7月18日	—		360
横手	秋田県横手市	14	平成3年7月25日	—	923	1,785
大曲	秋田県大曲市	11	平成3年7月25日	—		883
協和	秋田県仙北郡協和町	11	平成3年7月25日	—		223
秋田南	秋田県秋田市	16	平成3年7月25日	—		1,964
秋田中央	秋田県秋田市	11	平成9年11月13日	—		961
秋田北	秋田県秋田市	11	平成9年11月13日	—		984
秋田空港	秋田県河辺郡河辺町	11	平成13年7月7日	5		171
岩城	秋田県由利郡岩城町	9	平成14年10月26日	4		65
十文字	秋田県平鹿郡十文字町	11	平成6年11月22日	—		415
湯沢	秋田県湯沢市	11	平成9年6月26日	—		837
昭和男鹿半島	秋田県秋田市	11	平成9年11月13日	—		892
五城目八郎潟	秋田県南秋田郡五城目町	11	平成14年9月28日	5		105
琴丘森岳	秋田県山本郡琴丘町	9	平成14年3月30日	3		127
琴丘森岳本線	秋田県山本郡琴丘町	9	平成14年9月28日	3		403
関沢	山形県山形市	12	昭和56年4月15日	—	619	352
山形蔵王	山形県山形市	14	平成3年7月31日	—		3,091
山形北	山形県山形市	16	平成元年7月26日	—		2,500
寒河江	山形県寒河江市	11	平成元年7月26日	—		882
西川	山形県西村山郡西川町	20	平成10年10月28日	—		1,843
山形上山	山形県上山市	11	平成14年9月16日	6		159
山形中央	山形県山形市	11	平成14年9月16日	6		120
天童	山形県天童市	11	平成14年9月16日	5		58
寒根	山形県寒根市	11	平成14年9月16日	6		233
猪苗代磐梯高原	福島県郡山市猪苗代町	12	平成3年8月7日	—	383	1,836
磐梯河東	福島県河沼郡河東町	11	平成4年10月29日	—		1,531
会津若松	福島県会津若松市	16	平成4年10月29日	—		2,884

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
金澤坂下	福島県河沼郡金澤坂下町	11	平成4年10月29日	—		590
西会津	福島県耶麻郡西会津町	9	平成8年10月17日	—		271
いわき三和	福島県いわき市	11	平成7年8月2日	—	541	579
小野	福島県田村郡小野町	11	平成7年8月2日	—		646
いわき勿来	福島県いわき市	12	昭和63年3月24日	—		2,360
いわき湯本	福島県いわき市	12	昭和63年3月24日	—		2,661
いわき中央	福島県いわき市	17	昭和63年3月24日	—		2,548
いわき四倉	福島県いわき市	11	平成11年3月25日	—		500
広野	福島県双葉郡広野町	11	平成14年3月23日	4		1,812
湯殿山	山形県東田川郡朝日村	15	平成12年9月30日	—	329	256
鶴岡	山形県鶴岡市	19	平成9年10月30日	—		660
酒田	山形県酒田市	18	平成9年10月30日	—		267
亘理	宮城県亘理郡亘理町	11	平成13年8月1日	3	662	781
岩沼	宮城県岩沼市	11	平成7年7月27日	—		634
仙台空港	宮城県名取市	12	平成6年3月30日	—		695
名取	宮城県仙台市若林区	12	平成6年3月30日	—		438
仙台東	宮城県仙台市宮城野区	23	平成6年3月30日	—		2,132
仙台塩釜	宮城県宮城郡利府町	14	平成9年3月27日	—		1,120
利府塩釜	宮城県宮城郡利府町	11	平成13年6月6日	3		416
利府しらかし台	宮城県宮城郡利府町	11	平成14年5月19日	3		183
矢本	宮城県枝生郡矢本町	11	平成10年3月20日	—	224	402
石巻港	宮城県枝生郡矢本町	11	平成10年3月20日	—		851
石巻河南	宮城県石巻市	14	平成10年3月20日	—		1,369
米沢北	山形県米沢市	9	平成9年11月21日	—	58	300
敦賀	福島県敦賀市	17	昭和52年12月8日	—	180	6,698
今庄	福島県南条郡今庄町	11	昭和52年12月8日	—		496
武生	福島県武生市	11	昭和51年11月2日	—	486	1,792
鶴江	福島県鶴江市	11	昭和56年11月15日	—		1,887
福井	福井県福井市	17	昭和50年9月9日	—		3,312
福井北	福井県福井市	14	昭和50年9月9日	—		3,591
丸岡	福井県坂井郡丸岡町	11	昭和48年10月17日	—		1,761
金津	福井県坂井郡金津町	11	昭和59年9月27日	—		1,259
三条燕	新潟県燕市	17	昭和53年9月21日	—	1,119	3,997
巻潟東	新潟県西蒲原郡巻町	11	昭和53年9月21日	—		1,278

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
新潟西第一	新潟県新潟市	26	昭和53年9月21日	—		10,955
新潟西第二	新潟県新潟市	11	昭和53年9月21日	—		390
新潟亀田	新潟県中蒲原郡亀田町	17	平成6年7月28日	—		1,943
新潟空港	新潟県新潟市	11	平成9年1月13日	—		1,140
豊栄新潟東港	新潟県豊栄市	11	平成14年5月26日	8		456
聖籠新発田	新潟県北蒲原郡聖籠町	11	平成14年5月26日	5		1,292
中条	新潟県北蒲原郡中条町	11	平成14年10月20日	6		825
津川	新潟県東蒲原郡津川町	11	平成8年11月14日	—		433
三川	新潟県東蒲原郡三川村	8	平成8年11月14日	—		160
安田	新潟県北蒲原郡安田町	11	平成6年7月28日	—		1,001
新潟	新潟県新潟市	11	平成6年7月28日	—		604
新潟中央	新潟県新潟市	12	平成6年7月28日	—		2,165
水上	群馬県利根郡水上町	13	昭和60年10月2日	—	566	1,440
湯沢	新潟県南魚沼郡湯沢町	17	昭和59年11月8日	—		3,467
塩沢石打	新潟県南魚沼郡塩沢町	12	昭和59年11月8日	—		1,283
六日町	新潟県南魚沼郡六日町	12	昭和58年10月26日	—		1,912
小田	新潟県北魚沼郡小田町	11	昭和57年12月2日	—		1,307
堀之内	新潟県北魚沼郡堀之内町	11	平成7年8月7日	—		311
越後川口	新潟県北魚沼郡川口町	11	昭和57年3月30日	—		694
加賀	石川県加賀市	12	昭和48年10月17日	—	757	1,763
片山津	石川県加賀市	12	昭和48年10月17日	—		1,817
小松	石川県小松市	14	昭和47年10月18日	—		2,425
美川	石川県石川郡美川町	14	昭和55年10月14日	—		2,678
金沢西第一	石川県金沢市	22	昭和47年10月18日	—		6,075
金沢西第二	石川県金沢市	14	昭和47年10月18日	—		2,588
金沢東第二	石川県金沢市	14	昭和49年10月29日	—		2,122
金沢東第一	石川県金沢市	15	昭和49年10月29日	—		4,347
小矢部	富山県小矢部市	11	昭和49年10月29日	—	951	804
砺波	富山県砺波市	14	昭和48年10月16日	—		1,847
小杉	富山県村小杉町	15	昭和48年10月16日	—		4,267
富山	富山県富山市	25	昭和50年10月4日	—		5,925
富山西	富山県富山市	13	平成15年3月29日	7		9
立山	富山県中新川郡立山町	11	昭和55年12月19日	—		1,072
津川	富山県津川市	11	昭和55年12月19日	—		1,756

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
魚津	富山県魚津市	11	昭和58年12月13日	—		1,201
黒部	富山県黒部市	12	昭和58年12月13日	—		1,441
朝日	富山県下新川郡朝日町	11	昭和58年12月13日	—		958
福光	富山県西礪波郡福光町	11	平成4年3月28日	—		419
五箇山	富山県東礪波郡上平村	11	平成12年9月30日	—		537
白川郷	岐阜県大野郡白川村	11	平成14年11月16日	5		149
網不知	新潟県西頸城郡青海町	9	昭和63年7月20日	—	652	298
糸魚川	新潟県糸魚川市	11	昭和63年7月20日	—		1,768
能生	新潟県西頸城郡能生町	9	昭和63年7月20日	—		486
名立谷浜	新潟県上越市	9	昭和62年7月20日	—		315
上越	新潟県上越市	17	昭和58年11月9日	—		4,356
柿崎	新潟県中頸城郡柿崎町	11	昭和58年11月9日	—		1,012
妙高高原	新潟県中頸城郡妙高高原町	11	平成9年10月16日	—		982
中郷	新潟県中頸城郡中郷村	11	平成9年10月16日	—		892
上越高田	新潟県上越市	11	平成11年10月30日	—		789
米山	新潟県柏崎市	9	昭和57年11月17日	—	507	542
柏崎	新潟県柏崎市	12	昭和56年10月29日	—		1,753
西山	新潟県刈羽郡西山町	11	昭和55年9月27日	—		1,061
長岡	新潟県長岡市	19	昭和53年9月21日	—		5,110
中之島見附	新潟県南蒲原郡中之島町	15	昭和53年9月21日	—		3,573
小千谷	新潟県小千谷市	11	昭和57年3月30日	—		1,150
豊川橋	愛知県豊橋市	23	昭和58年2月17日	—	138	1,424
本郷	愛知県名古屋市長区	70	平成5年12月3日	—	1,486	4,981
清洲	愛知県名古屋市長区	63	平成3年3月19日	—		5,745
大治	愛知県西春日井郡清洲町	66	昭和63年3月23日	—		3,888
小牧東	愛知県名古屋市中川区	48	昭和63年3月23日	—		5,554
多治見	愛知県小牧市	14	昭和54年11月16日	—	422	2,287
土岐	岐阜県多治見市	17	昭和47年10月5日	—		3,624
瑞浪	岐阜県土岐市	12	昭和48年9月6日	—		2,129
恵那	岐阜県瑞浪市	12	昭和48年9月6日	—		1,356
中津川	岐阜県恵那市	12	昭和50年3月5日	—		1,939
園原	岐阜県中津川市	15	昭和50年3月5日	—	601	5,112
飯田	長野県下伊那郡阿智村	11	平成4年3月25日	—		503
	長野県飯田市	17	昭和50年8月23日	—		4,508

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
松川	長野県下伊那郡松川町	11	昭和50年8月23日	—	—	1,721
駒ヶ根	長野県駒ヶ根市	14	昭和50年8月23日	—	—	2,579
伊那	長野県上伊那郡南箕輪村	14	昭和51年9月18日	—	—	2,846
伊北	長野県上伊那郡箕輪町	12	昭和51年9月18日	—	—	1,843
関	三重県安芸郡芸濃町	29	昭和50年10月22日	—	876	5,801
芸濃	三重県安芸郡芸濃町	11	昭和56年9月17日	—	—	391
津	三重県津市	15	昭和50年10月22日	—	—	1,257
久居	三重県久居市	20	昭和50年10月22日	—	—	1,215
一志埴野	三重県一志郡埴野町	11	平成8年3月28日	—	—	260
松阪	三重県松阪市	14	平成2年12月6日	—	—	1,367
勢和多気	三重県多気郡勢和村	12	平成2年12月6日	—	—	1,291
玉城	三重県度会郡玉城町	11	平成5年3月29日	—	—	742
伊勢本線	三重県伊勢市	15	平成5年3月29日	—	—	2,612
豊橋本線	愛知県豊橋市	61	昭和44年2月1日	—	964	—
豊川	愛知県豊川市	25	昭和44年2月1日	—	—	7,910
音羽溝郡	愛知県宝飯郡音羽町	18	昭和61年11月21日	—	—	7,409
岡崎	愛知県岡崎市	27	昭和43年4月25日	—	—	14,352
豊田	愛知県豊田市	26	昭和43年4月25日	—	—	9,113
豊田東	愛知県豊田市	13	平成15年3月15日	8	—	79
東名三好	愛知県西加茂郡三好町	18	平成5年3月22日	—	842	4,754
名古屋	愛知県名古屋市中東区	84	昭和43年4月25日	—	—	28,934
春日井	愛知県春日井市	26	昭和43年4月25日	—	—	8,493
小牧	愛知県小牧市	38	昭和40年7月1日	—	1,040	18,987
一宮	愛知県一宮市	29	昭和39年9月6日	—	—	11,085
岐阜羽島	岐阜県羽島市	18	昭和58年3月24日	—	—	6,650
大垣	岐阜県大垣市	30	昭和39年9月6日	—	—	5,322
一宮西	愛知県一宮市	12	平成10年12月13日	—	—	2,122
尾西	愛知県尾西市	11	平成10年2月20日	—	—	531
一宮木曾川	愛知県一宮市	14	平成9年3月24日	—	—	2,311
関ヶ原	岐阜県不破郡関ヶ原町	14	昭和39年4月12日	—	—	4,490
名古屋西	愛知県海部郡七宝町	66	昭和54年12月1日	—	618	13,002
鎌江	愛知県海部郡鎌江町	17	昭和50年10月22日	—	—	1,421
弥富	愛知県海部郡弥富町	15	昭和50年10月22日	—	—	1,249
長島	三重県桑名郡長島町	12	昭和50年10月22日	—	896	844

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
桑名東	三重県桑名市	18	昭和50年10月22日	—		1,871
桑名	三重県桑名市	17	昭和46年8月9日	—		2,313
四日市東	三重県四日市市	17	昭和55年4月1日	—		1,951
四日市	三重県四日市市	23	昭和45年4月17日	—		2,176
鈴鹿	三重県鈴鹿市	15	昭和45年4月17日	—		1,597
龜山	三重県鈴鹿市	39	昭和45年4月17日	—		12,348
豊明(西)	愛知県豊明市	15	平成15年3月23日	16	1,053	76
名古屋南JCT	愛知県名古屋市中区	11	平成15年3月23日	16		8
名古屋南	愛知県大府市	14	平成10年3月30日	—		2,242
大府	愛知県東海市	11	平成10年3月30日	—		897
東海第一	愛知県東海市	9	平成10年3月30日	—		29
東海第二	愛知県東海市	12	平成10年3月30日	—		1,603
名港潮見	愛知県名古屋市中区	11	平成10年3月30日	—		481
名港中央	愛知県名古屋市中区	20	昭和60年3月20日	—		1,054
飛島第一	愛知県海部郡飛島村	15	平成10年3月30日	—		1,418
飛島第二	愛知県海部郡飛島村	14	平成12年3月25日	—		46
海部第一	愛知県海部郡海部町	12	平成12年3月25日	—		453
海部第二	愛知県海部郡海部町	11	平成14年3月24日	6		45
海部長島	三重県桑名郡長島町	11	平成14年3月24日	8		479
海部桑名	三重県桑名市	11	平成14年3月24日	6		1,273
みえ川越	三重県三重郡川越町	15	平成14年3月24日	9		1,769
みえ朝日	三重県三重郡朝日町	11	平成15年3月21日	5		3
岐阜各務原	岐阜県各務原市	18	昭和61年3月5日	—	431	3,524
関	岐阜県関市	14	昭和61年3月5日	—		2,000
美濃	岐阜県美濃市	14	昭和61年3月5日	—		1,267
美並	岐阜県郡上郡美並村	11	平成6年3月25日	—		324
郡上八幡	岐阜県郡上郡八幡町	11	平成8年4月18日	—		1,190
さふ大和	岐阜県郡上郡大和町	11	平成9年11月10日	—	481	258
白鳥	岐阜県郡上郡白鳥町	18	平成9年11月10日	—		973
高鷲	岐阜県郡上郡高鷲町	11	平成11年11月27日	—		1,294
桂川	岐阜県大野郡桂川村	11	平成11年11月27日	—		1,047
清見	岐阜県大野郡清見村	13	平成12年10月7日	—		2,435
油坂峠道路	福井県大野郡和泉村	9	平成11年4月26日	—		116
彦根	滋賀県彦根市	17	昭和39年4月12日	—	619	4,888

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
八日市	滋賀県八日市市	15	昭和39年4月12日	—		3,933
米原	滋賀県坂田郡米原町	11	昭和55年6月19日	—		1,542
長浜	滋賀県長浜市	12	昭和55年4月7日	—		2,158
木之本	滋賀県伊香郡木之本町	11	昭和55年4月7日	—		1,660
米原本線	滋賀県坂田郡米原町	36	昭和55年4月7日	—		—
京都東	京都府京都市山科区	29	昭和38年7月16日	—	751	9,334
京都南	京都府京都市伏見区	57	昭和38年7月16日	—		20,788
茨木	大阪府茨木市	26	昭和38年7月16日	—		7,528
吹田	大阪府吹田市	60	昭和38年7月16日	—	1,977	25,267
尼崎	兵庫県尼崎市	27	昭和38年7月16日	—		4,190
西宮	兵庫県西宮市	42	昭和39年9月6日	—		13,806
吹田本線	大阪府吹田市	52	昭和45年3月1日	—		15,845
摂津北	大阪府摂津市	15	昭和45年3月1日	—		1,712
摂津南	大阪府摂津市	12	昭和45年3月1日	—		1,021
門真	大阪府門真市	12	昭和45年3月1日	—		1,052
大東鶴見	大阪府大阪市鶴見区	15	昭和51年3月22日	—		1,988
東大阪北	大阪府東大阪市	14	昭和51年3月22日	—		1,491
東大阪南	大阪府八尾市	9	昭和62年3月3日	—		980
八尾	大阪府八尾市	44	昭和62年3月3日	—		8,135
松原本線	大阪府藤井寺市	46	昭和44年3月21日	—	1,322	7,646
藤井寺	大阪府藤井寺市	26	昭和44年3月21日	—		1,540
柏原本線	大阪府柏原市	46	昭和44年3月21日	—		7,480
法隆寺	奈良県北葛城郡河合町	17	昭和44年3月21日	—		1,320
郡山	奈良県大和郡山市	22	昭和44年3月21日	—		2,108
天理	奈良県大和郡山市	56	昭和44年3月21日	—		8,111
美原北	大阪府南河内郡美原町	20	平成元年3月29日	—	1,087	2,023
堺本線	大阪府堺市	62	平成3年12月7日	—		11,696
堺	大阪府堺市	17	平成3年12月7日	—		514
岸和田本線	大阪府岸和田市	32	平成2年3月29日	—		6,707
貝塚	大阪府貝塚市	12	平成2年3月29日	—		693
泉佐野	大阪府泉佐野市	25	平成6年4月2日	—		3,178
泉南	大阪府泉南市	14	平成2年3月29日	—	982	871
阪南	大阪府阪南市	12	昭和49年10月25日	—		858
和歌山	和歌山県和歌山市	33	昭和49年10月25日	—		5,055

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
海南東	和歌山県海南市	11	昭和49年10月25日	—	576	698
海南	和歌山県海南市	17	昭和49年10月25日	—		2,537
下津	和歌山県海南郡下津町	7	昭和59年3月28日	—		51
吉備	和歌山県有田郡吉備町	11	昭和59年3月28日	—		1,686
吉備南	和歌山県有田郡吉備町	10	平成6年7月11日	—		146
湯浅	和歌山県有田郡湯浅町	7	平成6年7月11日	—	576	108
広川	和歌山県有田郡広川町	10	平成8年3月30日	—		550
川辺	和歌山県日高郡川辺町	8	平成8年3月30日	—		531
御坊	和歌山県御坊市	17	平成8年3月30日	—		4,666
三田西	兵庫県三田市	12	昭和63年3月24日	—		1,016
丹南篠山口	兵庫県篠山市	14	昭和62年3月18日	—	720	1,574
春日	兵庫県水上郡春日町	12	昭和62年3月18日	—		1,390
福知山	京都府福知山市	17	昭和62年3月18日	—		2,622
綾部	京都府綾部市	11	平成3年3月26日	—		444
舞鶴西	京都府舞鶴市	11	平成3年3月26日	—		747
舞鶴東	京都府舞鶴市	11	平成10年3月18日	—	166	1,560
大飯高浜	福井県大飯郡大飯町	11	平成15年3月9日	5		12
小浜西	福井県小浜市	11	平成15年3月9日	4		71
吉川	兵庫県美郷郡吉川町	12	昭和49年6月4日	—		992
ひょうご東条	兵庫県加東郡東条町	12	平成8年4月10日	—		925
滝野社	兵庫県加東郡滝野町	15	昭和49年6月4日	—	576	3,036
加西	兵庫県加西市	11	平成3年3月19日	—		1,912
福崎	兵庫県神崎郡福崎町	19	昭和49年6月4日	—		3,748
山崎	兵庫県宍粟郡山崎町	11	昭和50年10月16日	—		1,428
佐用	兵庫県佐用郡佐用町	11	昭和50年10月16日	—		1,783
山崎本線	兵庫県宍粟郡山崎町	27	昭和50年10月16日	—	166	—
南郷	滋賀県大津市	12	昭和63年8月29日	—		5,959
笠取	京都府宇治市	11	昭和63年8月29日	—		303
石山	滋賀県大津市	12	平成15年3月30日	5		2
宇治東	京都府宇治市	12	平成15年3月30日	4		4
宇治西	京都府宇治市	28	平成15年3月30日	21	576	6
巨椋	京都府宇治市	12	平成15年3月30日	11		20
巨椋池	京都府久世郡久御山町	15	平成15年3月30日	5		3
久御山南	京都府久世郡久御山町	11	平成15年3月30日	4		0

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
八幡東	京都府八幡市	14	平成15年3月30日	5		3
京田辺本線	京都府京田辺市	15	平成15年3月30日	6		9
田辺北	京都府京田辺市	7	昭和63年10月5日		467	561
田辺西	京都府京田辺市	26	昭和63年10月5日			1,957
精華下柏	京都府相楽郡精華町	23	平成3年2月21日			1,682
精華学研	京都府相楽郡木津町	7	平成6年9月21日			18
木津	京都府相楽郡木津町	15	平成12年4月16日			352
須磨	兵庫県神戸市須磨区	116	昭和45年3月8日		510	8,128
学園南	兵庫県神戸市垂水区	17	平成10年4月5日			168
豊中	大阪府豊中市	57	昭和38年7月16日		359	13,415
東大阪第一	大阪府東大阪市	17	昭和58年12月7日			1,046
東大阪第二	大阪府東大阪市	17	昭和58年12月7日			786
中国吹田	大阪府吹田市	15	昭和45年3月1日		1,153	5,478
中国豊中	大阪府豊中市	14	昭和45年3月1日			2,839
中国池田	大阪府池田市	30	昭和45年7月23日			13,364
宝塚	兵庫県宝塚市	29	昭和45年7月23日			8,017
西宮北	兵庫県西宮市	33	昭和49年6月4日			5,941
神戸三田	兵庫県神戸市北区	15	昭和63年7月8日			2,458
神戸北	兵庫県神戸市北区	11	平成8年11月14日			1,064
三木東	兵庫県三木市	12	平成8年11月14日			1,450
三木小野	兵庫県三木市	14	平成8年11月14日			3,896
加古川北	兵庫県加古川市	11	平成9年12月10日		533	1,270
山陽姫路東	兵庫県姫路市	11	平成3年3月28日			1,315
山陽姫路西	兵庫県姫路市	17	平成2年7月31日			3,572
竜野第一	兵庫県龍野市	11	平成2年7月31日			842
竜野第二	兵庫県龍野市	10	平成2年7月31日			1,178
竜野西	兵庫県揖保郡揖保川町	12	昭和57年3月30日			3,172
赤穂	兵庫県赤穂市	12	昭和57年3月30日			1,326
播磨新宮	兵庫県揖保郡新宮町	11	平成15年3月29日			2
篠	京都府亀岡市	9	昭和63年2月17日		480	663
篠本線	京都府亀岡市	23	昭和63年2月17日			3,552
亀岡	京都府亀岡市	6	昭和63年2月17日			103
大井	京都府亀岡市	6	平成8年4月27日			22
八木東	京都府船井郡八木町	6	平成8年4月27日			17

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
八木本線	京都府船井郡八木町	18	平成8年4月27日	—		2,073
八木西	京都府船井郡八木町	6	平成8年4月27日	—		73
園部	京都府船井郡園部町	6	平成8年4月27日	—		16
名谷	兵庫県神戸市垂水区	17	昭和39年10月31日	—	858	531
高丸	兵庫県神戸市垂水区	17	昭和39年10月31日	—		240
大久保	兵庫県明石市	25	昭和45年3月8日	—		683
明石西	兵庫県明石市	79	昭和45年3月8日	—		3,658
竜王	滋賀県蒲生郡竜王町	17	昭和56年8月28日	—	655	5,615
栗東	滋賀県栗東市	25	昭和38年7月16日	—		10,191
瀬田東	滋賀県大津市	15	昭和38年7月16日	—		5,272
瀬田西	滋賀県大津市	25	昭和38年7月16日	—		3,006
大津	滋賀県大津市	20	昭和38年7月16日	—		2,455
仰木雄琴	滋賀県大津市	21	昭和61年6月25日	—	196	1,779
和辻	滋賀県滋賀郡志賀町	9	平成元年3月23日	—		850
六日市	島根県鹿足郡六日市町	9	昭和58年3月24日	—	717	434
鹿野	山口県周南市	8	昭和55年10月17日	—		191
徳地	山口県佐波郡徳地町	8	昭和55年10月17日	—		185
山口	山口県山口市	11	昭和50年4月1日	—		673
小郡	山口県吉敷郡小郡町	20	昭和49年7月31日	—		3,073
美祿	山口県美祿市	11	昭和49年7月31日	—		1,511
美祿西	山口県美祿市	11	平成9年9月13日	—		459
宇部	山口県宇部市	11	平成13年3月11日	—		731
小野田	山口県小野田市	12	平成13年3月11日	—		774
埴生	山口県厚狭郡山陽町	11	平成13年3月11日	—		386
備前	岡山県備前市	11	昭和57年3月30日	—	892	3,739
和気	岡山県和気郡和気町	11	平成5年12月16日	—		883
山陽	岡山県赤穂郡山陽町	12	平成5年12月16日	—		3,146
岡山	岡山県岡山市	20	平成5年3月31日	—		4,969
早島	岡山県瀬戸内郡早島町	15	昭和63年3月1日	—		4,866
岡山総社	岡山県岡山市	11	平成3年3月16日	—		1,384
賀陽	岡山県上房郡賀陽町	11	平成9年3月16日	—		495
倉敷	岡山県倉敷市	14	昭和63年3月1日	—		2,986
玉島	岡山県倉敷市	14	昭和63年3月1日	—		3,100
幡方	岡山県浅口郡幡方町	11	昭和63年3月1日	—		1,333

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
笠間	岡山県笠間市	12	昭和63年3月1日	—	981	1,784
河内	広島県賀茂郡河内町	12	平成2年11月30日	—	—	2,055
西条	広島県東広島市	15	昭和63年7月27日	—	—	3,853
志和	広島県東広島市	17	昭和62年3月24日	—	—	4,154
広島東	広島県広島市東区	17	昭和62年3月24日	—	—	3,827
広島	広島県広島市安佐南区	33	昭和63年3月25日	—	—	9,469
五日市	広島県広島市佐伯区	20	昭和60年3月20日	—	—	6,602
廿日市	広島県廿日市市	17	昭和62年2月26日	—	—	6,204
大野	広島県佐伯郡大野町	11	昭和62年12月10日	—	—	809
大竹	広島県大竹市	12	昭和63年3月29日	—	—	2,230
岩国	山口県岩国市	14	昭和63年3月29日	—	676	2,298
玖珂	山口県玖珂郡玖珂町	12	平成4年6月25日	—	—	2,096
櫛毛	山口県周南市	11	平成2年12月20日	—	—	1,626
徳山東	山口県周南市	19	平成2年3月30日	—	—	3,790
徳山西	山口県周南市	12	昭和61年3月27日	—	—	1,682
防府東	山口県防府市	14	昭和61年3月27日	—	—	3,324
防府西	山口県防府市	11	昭和62年12月4日	—	—	751
山口南	山口県山口市	14	昭和62年12月4日	—	—	3,501
安来	島根県安来市	18	平成10年3月20日	—	188	1,776
松江玉造本線	島根県八束郡玉湯町	12	平成13年3月24日	—	—	1,041
三刀屋木次	島根県飯石郡三刀屋町	12	平成15年3月16日	4	—	16
美作	岡山県英田郡美作町	11	昭和49年12月21日	—	490	1,726
津山	岡山県津山市	13	昭和49年12月21日	—	—	2,432
院庄	岡山県津山市	11	昭和50年12月10日	—	—	2,195
落合	岡山県真庭郡落合町	11	昭和49年12月24日	—	—	737
北房	岡山県上房郡北房町	11	昭和51年12月24日	—	—	477
新見	岡山県新見市	11	昭和53年10月28日	—	—	831
有漢	岡山県上房郡有漢町	8	平成9年3月15日	—	—	161
東城	広島県比婆郡東城町	11	昭和53年10月28日	—	297	637
庄原	広島県庄原市	11	昭和53年10月28日	—	—	1,121
三次	広島県三次市	14	昭和53年10月28日	—	—	3,054
高田	広島県高田郡美土里町	11	昭和54年10月18日	—	—	467
千代田	広島県山県郡千代田町	13	昭和54年10月18日	—	367	1,166
広島北	広島県広島市安佐北区	12	昭和60年3月20日	—	—	1,118

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
戸河内	広島県山県郡戸河内町	11	昭和58年3月24日	—		922
吉和	広島県廿日市市	9	昭和58年3月24日	—		239
西風新都	広島県広島市安佐南区	11	平成13年8月6日	4		1,244
福山東	広島県福山市	19	昭和63年3月1日	—	426	6,777
福山西	広島県福山市	15	平成3年3月20日	—		4,909
尾道	広島県尾道市	11	平成5年10月26日	—		1,663
三原久井	広島県三原市	11	平成5年10月26日	—		1,016
本郷	広島県豊田郡本郷町	11	平成5年10月26日	—		1,396
坂	広島県安芸郡坂町	21	昭和49年5月29日	—	283	1,428
天応西	広島県呉市	6	平成8年8月30日	—		75
天応	広島県呉市	18	平成元年4月20日	—		2,195
久世	岡山県真庭郡久世町	11	平成4年12月18日	—	481	574
湯原	岡山県真庭郡湯原町	11	平成4年12月18日	—		885
緑山	岡山県真庭郡川上村	11	平成4年12月18日	—		819
江府	鳥取県日野郡江府町	9	平成元年12月14日	—		403
溝口	鳥取県日野郡溝口町	9	平成元年12月14日	—		506
米子	鳥取県米子市	15	平成元年12月14日	—		5,126
淀江大山	鳥取県西伯郡大山町	9	平成10年3月20日	—		255
大朝	広島県山県郡大朝町	11	平成3年12月7日	—	289	501
瑞穂	鳥根県邑智郡瑞穂町	11	平成3年12月7日	—		450
旭	鳥根県那賀郡旭町	11	平成元年10月18日	—		229
浜田	鳥根県浜田市	13	平成元年10月18日	—		1,669
高松西	香川県高松市	18	平成4年4月19日	—	874	6,090
普通寺	香川県普通寺市	19	昭和62年12月16日	—		2,252
さぬき豊中	香川県三豊郡豊中町	11	昭和62年12月16日	—		1,105
大野原	香川県三豊郡大野原町	11	昭和62年12月16日	—		1,548
高松権紙	香川県高松市	14	平成5年3月30日	12		4
高松中央	香川県高松市	11	平成13年3月29日	—		2,340
白鳥大内	香川県東かがわ市	11	平成13年3月29日	—		2
引田	香川県東かがわ市	11	平成13年3月29日	—		232
さぬき三木	香川県木田郡三木町	11	平成10年3月26日	—		261
志度	香川県さぬき市	11	平成10年3月26日	—		293
津田寒川	香川県さぬき市	11	平成10年3月26日	—		251
						97

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
津田東	香川県さぬき市	11	平成10年3月26日	—	—	107
三島川之江	愛媛県川之江市	14	昭和60年3月27日	—	1,000	1,974
土居	愛媛県宇摩郡土居町	11	昭和60年3月27日	—	—	863
新居浜	愛媛県新居浜市	12	平成3年3月28日	—	—	1,801
いよ西条	愛媛県西条市	14	平成3年3月28日	—	—	1,705
いよ小松	愛媛県周桑郡小松町	11	平成6年11月16日	—	—	693
川内	愛媛県温泉郡川内町	12	平成6年11月16日	—	—	2,360
松山	愛媛県松山市	20	平成9年2月26日	—	—	5,337
伊予	愛媛県伊予市	11	平成9年2月26日	—	—	1,073
内子五十崎	愛媛県喜多郡内子町	11	平成12年7月28日	—	—	598
大洲	愛媛県大洲市	14	平成12年7月28日	—	—	2,802
いよ小松北	愛媛県周桑郡小松町	7	平成13年7月9日	2	—	10
東予丹原	愛媛県東予市	11	平成11年7月31日	—	—	354
今治湯ノ浦	愛媛県今治市	11	平成13年7月9日	3	—	1,402
新宮	愛媛県宇摩郡新宮村	8	平成4年1月30日	—	461	104
大豊	高知県豊岡郡大豊町	11	昭和62年10月8日	—	—	609
南国	高知県南国市	17	昭和62年10月8日	—	—	2,563
高知	高知県高知市	14	平成10年3月20日	—	—	3,371
伊野	高知県吾川郡伊野町	11	平成10年3月20日	—	—	1,285
土佐	高知県土佐市	11	平成14年9月16日	6	—	195
須崎東	高知県須崎市	11	平成14年9月16日	5	—	786
徳島	徳島県徳島市	16	平成7年8月9日	—	520	3,252
藍住	徳島県坂野郡藍住町	11	平成6年3月17日	—	—	1,172
土成	徳島県坂野郡土成町	11	平成6年3月17日	—	—	545
脇町	徳島県美馬郡脇町	11	平成6年3月17日	—	—	655
美馬	徳島県美馬郡美馬町	11	平成9年12月3日	—	—	572
井川池田	徳島県三好郡井川町	11	平成11年3月30日	—	—	876
坂野	徳島県坂野郡坂野町	12	平成13年3月29日	—	—	1,238
小月	山口県下関市	12	昭和48年11月14日	—	341	2,253
下関	山口県下関市	19	昭和48年11月14日	—	—	5,643
門司港	福岡県北九州市門司区	11	昭和48年11月14日	—	—	1,243
新門司	福岡県北九州市門司区	11	昭和49年3月27日	—	—	858
門司	福岡県北九州市門司区	20	昭和49年3月27日	—	79	4,779
門司(関門トンネル)	福岡県北九州市門司区	17	昭和33年3月10日	—	208	1,287

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
下関(関門トンネル)	山口県下関市	17	昭和33年3月10日	—	—	1,238
若戸大橋	福岡県北九州市戸畑区	54	昭和37年9月27日	—	279	2,820
小倉東	福岡県北九州市小倉南区	15	昭和59年3月27日	—	499	5,529
小倉南	福岡県北九州市小倉南区	14	昭和63年3月31日	—	—	1,919
八幡	福岡県北九州市八幡西区	17	昭和54年3月8日	—	—	3,415
若宮	福岡県鞍手郡若宮町	14	昭和52年7月21日	—	—	2,250
古賀	福岡県古賀市	18	昭和50年3月13日	—	—	5,952
馬場山	福岡県北九州市八幡西区	30	昭和54年3月8日	—	96	5,070
椎田道路	福岡県鞍手郡築城町	10	平成3年3月15日	—	63	1,268
福岡	福岡県福岡市東区	39	昭和50年3月13日	—	472	18,520
太宰府	福岡県太宰府市	62	昭和50年3月13日	—	—	21,671
筑紫野	福岡県筑紫野市	18	平成10年3月31日	—	465	3,794
久留米	福岡県久留米市	24	昭和48年11月16日	—	—	4,984
広川	福岡県八女郡広川町	14	平成10年3月23日	—	—	1,883
八女	福岡県八女市	17	昭和48年11月16日	—	—	3,635
鳥栖第一	佐賀県鳥栖市	17	昭和48年11月16日	—	491	5,413
鳥栖第二	佐賀県鳥栖市	11	昭和60年3月28日	—	—	849
筑後小郡	福岡県小郡市	16	昭和62年2月5日	—	—	2,114
甘木	福岡県甘木市	12	昭和62年2月5日	—	—	1,260
朝倉	福岡県朝倉郡朝倉町	11	昭和62年2月5日	—	—	713
杷木	福岡県朝倉郡杷木町	11	平成2年3月10日	—	—	704
鎌栗	福岡県糟屋郡鎌栗町	9	昭和60年2月26日	—	58	1,810
南関	熊本県玉名郡南関町	17	昭和47年10月21日	—	644	4,020
菊水	熊本県玉名郡菊水町	14	昭和47年10月21日	—	—	1,996
植木	熊本県鹿本郡植木町	19	昭和46年6月30日	—	—	3,368
熊本	熊本県熊本市区	23	昭和46年6月30日	—	—	8,213
益城熊本空港	熊本県上益城郡益城町	15	平成11年3月24日	—	—	3,959
御船	熊本県上益城郡御船町	14	昭和51年11月26日	—	—	2,912
松橋	熊本県下益城郡松橋町	14	昭和53年12月15日	—	408	3,124
八代	熊本県八代市	15	昭和55年3月12日	—	—	3,348
人吉	熊本県人吉市	14	平成元年12月7日	—	—	3,026
八代南	熊本県八代市	11	平成10年4月20日	—	—	342
日奈久	熊本県八代市	11	平成13年10月6日	—	—	1,352
栗野	鹿児島県姶良郡栗野町	11	昭和55年3月22日	—	996	722

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
横川	鹿児島県始良郡横川町	11	昭和55年3月22日	—		693
清辺鹿児島空港	鹿児島県始良郡清辺町	16	昭和51年11月29日	—		2,830
加治木	鹿児島県始良郡加治木町	17	昭和48年12月13日	—		899
始良	鹿児島県始良郡始良町	11	昭和48年12月13日	—		1,089
薩摩吉田	鹿児島県鹿児島郡吉田町	14	昭和48年12月13日	—		1,294
鹿児島本線	鹿児島県鹿児島市	26	昭和52年11月15日	—		9,229
鹿児島北	鹿児島県鹿児島市	8	昭和52年11月15日	—		384
隼人東	鹿児島県始良郡隼人町	11	平成4年3月25日	—		489
国分	鹿児島県国分市	12	平成12年3月4日	—		774
末吉財部	鹿児島県曾於郡末吉町	11	平成14年3月2日	3		649
隼人西	鹿児島県始良郡隼人町	11	平成4年3月25日	—		161
松元	鹿児島県日置郡松元町	27	平成10年3月26日	—	238	579
市来	鹿児島県日置郡市来町	15	平成14年4月6日	2		285
えびの	鹿児島県えびの市	11	昭和51年3月4日	—	697	1,712
小林	鹿児島県小林市	11	昭和51年3月4日	—		736
高原	鹿児島県西諸県郡高原町	11	昭和51年3月4日	—		732
都城	鹿児島県都城	19	昭和56年3月17日	—		3,270
田野	鹿児島県宮崎郡田野町	11	昭和56年10月29日	—		623
宮崎	鹿児島県宮崎郡清武町	14	昭和56年10月29日	—		3,994
清武	鹿児島県宮崎郡清武町	11	平成12年3月25日	—		320
宮崎西	鹿児島県宮崎市	11	平成12年3月25日	—		625
西都	鹿児島県児湯郡新富町	11	平成13年3月31日	—		760
東青振	鹿児島県神埼郡東青振村	14	昭和60年3月28日	—	757	2,215
佐賀大和	佐賀県佐賀郡大和町	22	昭和60年3月28日	—		4,025
多久	佐賀県多久市	12	昭和62年3月18日	—		1,531
武雄北方	佐賀県武雄市	14	昭和62年3月18日	—		2,583
武雄南本線	佐賀県武雄市	16	平成元年11月30日	—		4,419
武雄南ラッパ	佐賀県武雄市	7	平成元年11月30日	—		52
佐世保三川内本線	長崎県佐世保市	8	昭和63年3月24日	—		901
佐世保三川内ラッパ	長崎県佐世保市	8	昭和63年3月24日	—		195
佐世保みなと	長崎県佐世保市	23	平成10年4月17日	—		857
壱野	佐賀県藤津郡壱野町	11	平成2年1月26日	—	454	905
東そのぎ	長崎県東彼杵郡東彼杵町	11	平成2年1月26日	—		966
大村	長崎県大村市	15	昭和57年11月17日	—		1,813

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
藤早	長崎県藤早市	17	昭和57年11月17日	—	—	3,352
長崎多良見	長崎県長崎市	18	昭和57年11月17日	—	—	5,433
川平本線	長崎県長崎市	32	平成3年3月27日	—	364	1,621
川平	長崎県長崎市	50	昭和42年11月17日	—	—	2,758
日田	大分県日田市	15	平成2年3月10日	—	1,301	2,646
天瀬高塚	大分県玖珠郡玖珠町	9	平成7年3月10日	—	—	389
玖珠	大分県玖珠郡玖珠町	11	平成7年3月10日	—	—	744
九重	大分県玖珠郡九重町	11	平成8年3月28日	—	—	650
湯布院	大分県大分郡湯布院町	12	平成元年7月20日	—	—	1,717
別府	大分県別府市	14	平成元年7月20日	—	—	2,567
大分	大分県大分市	21	平成4年12月3日	—	—	3,530
大分光吉	大分県大分市	11	平成8年11月26日	—	—	999
大分米良	大分県大分市	12	平成8年11月26日	—	—	1,721
大分宮河内	大分県大分市	11	平成11年11月27日	—	—	758
臼杵	大分県臼杵市	11	平成13年12月27日	6	—	536
津久見	大分県津久見市	11	平成13年12月27日	6	—	871
遠見	大分県遠見郡日出町	18	平成5年3月29日	—	—	397
大分農業文化公園	大分県宇佐郡安心院町	11	平成13年4月18日	3	—	92
安心院	大分県宇佐郡安心院町	11	平成5年3月29日	—	—	137
院内本線	大分県宇佐郡院内町	11	平成5年3月29日	—	—	1,967
院内	大分県宇佐郡院内町	9	平成5年3月29日	—	—	196
那覇	沖縄県島尻郡南風原町	18	昭和62年10月8日	—	1,119	1,554
西原	沖縄県浦添市	30	昭和62年10月8日	—	—	1,849
北中城	沖縄県中頭郡北中城村	15	昭和62年10月8日	—	—	828
沖縄南	沖縄県沖縄市	17	昭和62年10月8日	—	—	1,112
沖縄北	沖縄県沖縄市	15	昭和62年10月8日	—	—	957
石川	沖縄県石川市	12	昭和50年5月20日	—	—	515
屋敷	沖縄県国頭郡金武町	11	昭和50年5月20日	—	—	201
金武	沖縄県国頭郡金武町	11	昭和50年5月20日	—	—	324
宜野座	沖縄県国頭郡宜野座村	11	昭和50年5月20日	—	—	294
許田	沖縄県名護市	17	昭和50年5月20日	—	—	2,043
西原JCT	沖縄県中頭郡西原町	15	平成12年6月28日	—	—	839
南風原北	沖縄県島尻郡南風原町	7	平成12年6月28日	—	—	10
延岡南道路	宮崎県東臼杵郡門川町	9	平成2年2月21日	—	57	472

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
東京	神奈川県川崎市宮前区	129	昭和43年4月25日	—	1,125	54,772
東京川崎	神奈川県川崎市宮前区	44	昭和43年4月25日	—	—	6,644
横浜青葉	神奈川県横浜市青葉区	27	平成10年3月20日	—	1,317	5,189
横浜町田	神奈川県横浜市緑区	87	昭和43年4月25日	—	—	24,882
厚木	神奈川県厚木市	66	昭和43年4月25日	—	—	22,334
薬野中井	神奈川県厚木市	20	昭和56年4月25日	—	—	4,604
大井松田	神奈川県足柄上郡大井町	20	昭和44年3月31日	—	748	5,157
御殿場	静岡県御殿場市	23	昭和44年3月31日	—	—	4,871
御殿場東	静岡県御殿場市	26	昭和59年4月25日	—	—	3,402
裾野	静岡県裾野市	23	昭和63年3月29日	—	—	4,914
沼津	静岡県沼津市	27	昭和44年3月31日	—	—	11,840
富士	静岡県富士市	26	昭和43年4月25日	—	473	9,792
清水	静岡県静岡市	24	昭和43年4月25日	—	—	10,318
西富士	静岡県富士宮市	26	昭和57年4月25日	—	—	1,672
静岡	静岡県静岡市	35	昭和43年4月25日	—	687	9,314
焼津	静岡県焼津市	27	昭和44年2月1日	—	—	6,238
吉田	静岡県榛原郡吉田町	20	昭和44年2月1日	—	—	5,140
相良牧ノ原	静岡県榛原郡相良町	12	平成5年3月25日	—	—	1,719
菊川	静岡県小笠郡菊川町	14	昭和44年2月1日	—	155	1,958
藤枝B P	静岡県藤枝市谷	26	昭和56年4月4日	—	155	2,387
掛川	静岡県掛川市	14	平成5年12月21日	—	724	2,535
袋井	静岡県袋井市	23	昭和44年2月1日	—	—	5,072
磐田	静岡県磐田市	11	平成11年4月4日	—	—	2,059
浜松	静岡県浜松市	27	昭和44年2月1日	—	—	10,470
浜松西	静岡県浜松市	26	昭和49年3月26日	—	—	7,966
三ヶ日	静岡県引佐郡三ヶ日町	14	昭和44年2月1日	—	—	3,119
掛川B P	静岡県掛川市	10	昭和56年3月24日	—	66	756
磐田B P	静岡県磐田市	15	昭和56年3月24日	—	93	1,145
浜名B P	静岡県浜名郡新居町	23	昭和53年3月24日	—	142	1,718
玉川	神奈川県川崎市高津区	50	昭和39年10月6日	—	1,479	3,165
京浜川崎	神奈川県川崎市高津区	35	昭和39年10月6日	—	—	1,013
都筑	神奈川県横浜市港北区	26	平成7年4月10日	—	—	1,225
港北	神奈川県横浜市港北区	57	昭和40年12月19日	—	—	1,268
保土ヶ谷	神奈川県横浜市神奈川区	60	昭和40年12月19日	—	—	3,776

報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
新保土ヶ谷	神奈川県横浜市内保土ヶ谷区	44	平成8年7月31日	—	1,021	3,015
今井	神奈川県横浜市内保土ヶ谷区	22	平成13年9月27日	6		809
川上	神奈川県横浜市内戸塚区	20	平成13年9月27日	7		844
戸塚	神奈川県横浜市内戸塚区	73	昭和34年10月28日	—		5,738
六ツ川	神奈川県横浜市内南区	95	昭和56年3月31日	—	2,016	8,805
別所	神奈川県横浜市内南区	22	昭和56年3月31日	—		628
日野	神奈川県横浜市内港南区	20	昭和54年12月6日	—		1,378
港南台	神奈川県横浜市内港南区	27	昭和56年3月31日	—		1,462
朝比奈	神奈川県横浜市内金沢区	26	昭和54年12月6日	—		1,989
逗子	神奈川県逗子市	24	昭和57年4月8日	—		1,863
横須賀	神奈川県横須賀市	24	昭和59年4月27日	—		2,509
衣笠	神奈川県横須賀市	23	昭和59年4月27日	—		3,011
佐原	神奈川県横須賀市	20	平成2年3月29日	—		2,998
釜利谷	神奈川県横浜市内金沢区	27	平成3年3月26日	—		3,919
小田原東	神奈川県小田原市	17	昭和44年3月19日	—	626	346
小田原	神奈川県小田原市	38	昭和44年3月19日	—		3,814
平塚	神奈川県平塚市	35	昭和44年3月19日	—		4,263
平塚東	神奈川県平塚市	9	昭和44年3月19日	—		335
茅ヶ崎本線	神奈川県茅ヶ崎市	25	昭和63年3月30日	—	312	1,946
茅ヶ崎中央	神奈川県茅ヶ崎市	9	昭和63年3月30日	—		26
茅ヶ崎海岸	神奈川県茅ヶ崎市	15	平成7年12月25日	—		236
橋	神奈川県小田原市	31	昭和46年4月28日	—	402	2,779
国府津	神奈川県小田原市	15	昭和46年4月28日	—		226
石橋	神奈川県小田原市	17	平成7年3月22日	—		690
箱根	神奈川県足柄下郡箱根町	15	昭和37年3月31日	—	92	829
真鶴	神奈川県足柄下郡真鶴町	35	昭和34年9月4日	—	206	2,151
矢板	神奈川県矢板市	15	昭和48年8月9日	—	283	4,616
西那須野	神奈川県須賀野町	14	昭和49年12月20日	—		3,496
那須	神奈川県須賀野町	15	昭和49年12月20日	—		3,480
佐野藤岡	栃木県佐野市	26	昭和47年11月13日	—	956	9,106
栃木	栃木県栃木市	15	昭和47年11月13日	—		3,060
鹿沼	栃木県鹿沼市	24	昭和47年11月13日	—		5,729
宇都宮	栃木県宇都宮市	18	昭和47年11月13日	—		5,276
都賀	栃木県下都賀郡都賀町	11	平成12年7月27日	—		352

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
壬生	栃木県下都賀郡壬生町	11	平成12年7月27日	—		962
宇都宮上三川	栃木県宇都宮市	14	平成12年7月27日	—		3,120
大沢	栃木県今市市	7	昭和51年12月25日	—		332
大沢本線	栃木県今市市	8	昭和51年12月25日	—		1,537
日光	栃木県日光市	9	昭和51年12月25日	—		171
日光本線	栃木県日光市	8	昭和51年12月25日	—		368
浦和本線	埼玉県さいたま市緑区	75	昭和55年3月26日	—	1,377	37,122
浦和	埼玉県さいたま市緑区	15	昭和55年3月26日	—		4,673
浦和均一上り	埼玉県さいたま市緑区	9	平成14年3月17日	2		155
浦和均一下り	埼玉県さいたま市緑区	9	平成14年3月17日	3		174
岩槻	埼玉県岩槻市	29	昭和47年11月13日	—		6,676
久喜	埼玉県久喜市	24	昭和47年11月13日	—		6,266
加須	埼玉県加須市	25	昭和47年11月13日	—		3,553
羽生	埼玉県羽生市	14	平成4年3月21日	—		3,349
榎林	群馬県榎林市	17	昭和47年11月13日	—		3,587
大泉	東京都練馬区	35	平成6年3月30日	—	981	6,708
和光第一	埼玉県和光市	14	平成6年3月30日	—		1,401
和光第二	埼玉県和光市	10	平成6年3月30日	—		79
和光北第一	埼玉県和光市	12	平成6年3月30日	—		453
和光北第二	埼玉県和光市	9	平成6年3月30日	—		80
戸田西	埼玉県戸田市	12	平成6年3月30日	—		383
美女木第一	埼玉県戸田市	14	平成4年11月27日	—		1,594
美女木第二	埼玉県戸田市	20	平成4年11月27日	—		2,039
戸田東	埼玉県戸田市	12	平成4年11月27日	—		719
外環浦和	埼玉県川口市	12	平成4年11月27日	—		717
川口西	埼玉県川口市	12	平成4年11月27日	—	716	838
川口中央	埼玉県川口市	11	平成4年11月27日	—		333
川口第一	埼玉県川口市	11	平成4年11月27日	—		1,087
川口第二	埼玉県川口市	26	平成4年11月27日	—		3,312
川口東	埼玉県川口市	11	平成4年11月27日	—		221
草加第一	埼玉県草加市	11	平成4年11月27日	—		255
草加第二	埼玉県草加市	16	平成4年11月27日	—		1,719
外環三郷西	埼玉県三郷市	37	平成4年11月27日	—		5,136
海岸習志野	千葉県習志野市	37	昭和57年4月27日	—	1,610	4,291

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
習志野本線	千葉県習志野市	97	昭和57年4月27日	—		19,418
湾岸千葉	千葉県千葉市美浜区	18	昭和57年4月27日	—		2,648
宮野木	千葉県千葉市花見川区	27	昭和46年10月27日	—		3,835
千葉北	千葉県千葉市稲毛区	38	昭和46年10月27日	—		4,295
四街道	千葉県四街道市	17	昭和46年10月27日	—		1,891
佐倉	千葉県佐倉市	20	昭和46年10月27日	—		2,909
富里	千葉県富里市	25	昭和46年10月27日	—	670	3,377
成田・新空港	千葉県成田市	40	昭和53年5月21日	—		7,984
大栄	千葉県香取郡大栄町	14	昭和60年2月27日	—		2,179
佐原香取	千葉県佐原市	12	昭和61年3月28日	—		1,882
潮来	茨城県潮来市	15	昭和62年11月20日	—		3,870
原木	千葉県市川市	29	昭和35年4月29日	—	1,501	531
船橋	千葉県船橋市	24	昭和39年10月10日	—		646
船橋本線上り	千葉県船橋市	52	昭和39年10月10日	—		4,195
船橋本線下り	千葉県船橋市	57	昭和39年10月10日	—		4,373
花輪	千葉県船橋市	12	平成7年12月1日	—		219
千葉西	千葉県千葉市稲毛区	66	昭和44年4月25日	—		5,132
市原	千葉県市原市	28	平成7年4月26日	—	1,498	3,304
姉崎柚ヶ浦	千葉県市原市	15	平成7年4月26日	—		1,673
木更津北	千葉県木更津市	14	平成7年7月18日	—		1,282
穴川西	千葉県千葉市稲毛区	28	昭和55年10月1日	—		2,157
穴川中	千葉県千葉市稲毛区	7	昭和55年10月1日	—		—
穴川東	千葉県千葉市若葉区	22	昭和55年10月1日	—		1,421
貝塚	千葉県千葉市若葉区	15	昭和55年10月1日	—		973
松ヶ丘北	千葉県千葉市中央区	14	昭和54年11月21日	—		729
松ヶ丘南	千葉県千葉市中央区	14	昭和54年11月21日	—		1,206
蘇我	千葉県千葉市中央区	35	昭和62年3月31日	—		2,642
富津竹岡	千葉県富津市	11	平成11年3月27日	—		282
富津金谷	千葉県富津市	9	平成11年3月27日	—		18
裾南保田	千葉県安房郡裾南町	11	平成11年3月27日	—		23
裾南富山	千葉県安房郡裾南町	11	平成11年3月27日	—		263
千葉東	千葉県千葉市中央区	17	昭和54年3月8日	—	839	1,003
大宮	千葉県千葉市若葉区	15	昭和60年4月24日	—		1,035
高田	千葉県千葉市緑区	12	昭和54年3月8日	—		433

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
中野	千葉県千葉市若葉区	12	昭和54年3月8日	—		590
山田	千葉県東金市	19	昭和54年3月8日	—		912
黄金第一	千葉県東金市	21	昭和54年3月8日	—		2,754
黄金第二	千葉県東金市	10	平成10年3月30日	—		59
山武成東	千葉県山武郡山武町	11	平成10年3月30日	—		295
松尾橋芝	千葉県山武郡松尾町	12	平成10年3月30日	—		1,439
木更津南	千葉県木更津市	21	平成7年7月18日	—	341	4,246
木更津金田第二	千葉県木更津市	11	平成9年12月3日	—		129
袖ヶ浦第一	千葉県袖ヶ浦市	11	平成9年12月3日	—		65
袖ヶ浦第二	千葉県袖ヶ浦市	11	平成8年3月28日	—		368
木更津金田第一	千葉県木更津市	39	平成9年12月18日	—	301	16,216
海ほたる	千葉県木更津市	10	平成9年12月18日	—		358
三郷	埼玉県三郷市	89	昭和60年1月24日	—	1,483	24,404
柏	千葉県柏市	38	昭和56年4月27日	—		6,322
谷和原	千葉県筑波郡谷和原村	38	昭和56年4月27日	—		5,447
谷田部	茨城県つくば市	17	昭和56年4月27日	—		3,364
桜土浦	茨城県つくば市	21	昭和57年3月30日	—		5,568
土浦北	茨城県土浦市	18	昭和57年3月30日	—		3,975
千代田石岡	茨城県新治郡千代田町	15	昭和57年3月30日	—		3,035
牛久	茨城県つくば市	11	平成15年3月29日	5		7
流山	千葉県流山市	28	平成4年3月26日	—	94	1,844
岩間	茨城県西茨城郡岩間町	15	昭和59年3月27日	—	1,055	2,498
水戸	茨城県水戸市	26	昭和59年3月27日	—		5,236
那珂	茨城県那珂郡那珂町	17	昭和59年3月27日	—		3,839
日立南太田	茨城県日立市	17	昭和60年2月20日	—		3,739
日立北	茨城県日立市	14	昭和60年7月3日	—		1,901
高萩	茨城県高萩市	11	昭和63年3月24日	—		1,048
北茨城	茨城県北茨城市	11	昭和63年3月24日	—		1,180
茨城町西	茨城県東茨城郡茨城町	11	平成12年3月18日	—		341
茨城町東	茨城県東茨城郡茨城町	12	平成12年3月18日	—		1,424
友部	茨城県西茨城郡友部町	11	平成12年12月2日	—		948
水戸南	茨城県水戸市	12	平成8年12月2日	—		870
水戸大洗	茨城県水戸市	11	平成11年7月22日	—		1,303
日立中央	茨城県日立市	20	平成5年10月20日	—	147	1,556

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
ひたちなか	茨城県ひたちなか市	23	平成11年7月22日	—	—	1,394
新座	埼玉県新座市	79	昭和46年12月20日	—	1,973	33,413
所沢	埼玉県所沢市	46	昭和46年12月20日	—	—	9,120
川越	埼玉県川越市	27	昭和46年12月20日	—	—	6,239
鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市	23	昭和50年8月8日	—	—	4,261
真松山	埼玉県真松山市	27	昭和50年8月8日	—	—	8,345
花園	埼玉県大里郡花園町	20	昭和55年7月17日	—	—	5,950
本庄児玉	埼玉県本庄市	18	昭和55年7月17日	—	—	5,343
日の出	東京都西多摩郡日の出町	14	平成14年3月29日	6	—	2,972
青梅	東京都青梅市	17	平成8年3月26日	—	—	2,650
入間	埼玉県入間市	15	平成8年3月26日	—	—	3,851
狭山日高	埼玉県狭山市	14	平成8年3月26日	—	—	1,600
園央鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市	12	平成8年3月26日	—	—	953
高崎	群馬県高崎市	23	昭和55年7月17日	—	1,063	4,218
前橋	群馬県前橋市	18	昭和55年7月17日	—	—	5,039
渋川伊香保	群馬県渋川市	17	昭和60年10月2日	—	—	4,611
赤城	群馬県勢多郡赤城村	11	昭和60年10月2日	—	—	824
昭和	群馬県利根郡昭和村	11	平成10年3月26日	—	—	506
沼田	群馬県沼田市	15	昭和60年10月2日	—	—	3,209
月夜野	群馬県利根郡月夜野町	11	昭和60年10月2日	—	—	1,930
藤岡	群馬県藤岡市	15	昭和55年7月17日	—	—	3,665
吉井	群馬県多野郡吉井町	11	平成5年3月27日	—	—	1,013
前橋南	群馬県前橋市	11	平成13年3月31日	—	—	1,018
駒形	群馬県前橋市	11	平成13年3月31日	—	—	1,364
伊勢崎	群馬県伊勢崎市	14	平成13年3月31日	—	—	4,910
富岡	群馬県富岡市	12	平成5年3月27日	—	649	1,281
下仁田	群馬県甘楽郡下仁田町	11	平成5年3月27日	—	—	1,068
松井田妙義	群馬県碓氷郡松井田町	11	平成5年3月27日	—	—	1,807
碓氷軽井沢	群馬県碓氷郡松井田町	12	平成5年3月27日	—	—	3,183
佐久	長野県佐久市	19	平成5年3月27日	—	—	3,718
小諸	長野県小諸市	11	平成7年11月7日	—	—	1,256
東部湯の丸	長野県小県郡東部町	11	平成8年11月14日	—	—	1,436
上田菅平	長野県上田市	14	平成8年11月14日	—	—	2,332
麻績	長野県東筑摩郡麻績村	11	平成5年3月25日	—	679	519

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
更埴	長野県千曲市	15	平成5年3月25日	—		3,790
坂城	長野県埴科郡坂城町	11	平成8年11月14日	—		1,082
長野	長野県長野市	22	平成5年3月25日	—		5,360
須坂長野東	長野県須坂市	15	平成5年3月25日	—		4,430
信州中野	長野県中野市	12	平成7年11月30日	—		2,884
豊田飯山	長野県下水内郡豊田村	11	平成9年10月16日	—		1,546
信濃町	長野県上水内郡信濃町	9	平成9年10月16日	—		776
三鷹	東京都三鷹市	42	昭和51年5月18日	—	588	9,599
調布	東京都調布市	28	昭和51年5月18日	—		3,816
国立府中	東京都国立市	20	昭和42年12月15日	—		3,806
稲城	東京都府中市	25	平成7年4月14日	—	53	719
八王子	東京都八王子市	47	昭和42年12月20日	—	727	16,443
八王子本線	東京都八王子市	41	昭和43年12月20日	—		24,382
相模湖東	神奈川県津久井郡相模湖町	11	昭和43年12月20日	—		153
相模湖	神奈川県津久井郡藤野町	14	昭和43年12月20日	—		2,981
御殿山	東京都八王子市	35	昭和60年10月31日	—	223	3,471
上野原	山梨県北都留郡上野原町	12	平成元年9月27日	—	668	1,281
大月	山梨県大月市	20	昭和44年3月17日	—		1,683
都留	山梨県都留市	11	昭和44年3月17日	—		986
河口湖	山梨県南都留郡富士河口湖町	14	昭和44年3月17日	—		3,742
勝沼	山梨県東山梨郡勝沼町	14	昭和52年12月20日	—		2,722
富士吉田本線	山梨県富士吉田市	20	昭和61年8月28日	—		3,213
須走	静岡県駿東郡小山町	15	平成元年3月29日	—		1,735
一宮御坂	山梨県東八代郡一宮町	14	昭和57年11月10日	—	678	2,269
甲府南	山梨県東八代郡中道町	14	昭和57年11月10日	—		2,985
甲府昭和	山梨県中巨摩郡昭和町	24	昭和55年3月26日	—		5,148
韮崎	山梨県韮崎市	12	昭和51年12月19日	—		1,595
須玉	山梨県北巨摩郡須玉町	12	昭和51年12月19日	—		1,499
長坂	山梨県北巨摩郡長坂町	11	昭和61年9月27日	—		1,211
小淵沢	山梨県北巨摩郡小淵沢町	11	昭和51年12月19日	—		1,523
白根	山梨県南アルプス市	9	平成14年3月30日	5		720
諏訪南	長野県諏訪郡富士見町	12	昭和56年3月30日	—	774	1,910
諏訪	長野県諏訪市	18	昭和56年3月30日	—		6,395
岡谷	長野県岡谷市	15	昭和61年3月25日	—		4,021

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
塩尻	長野県塩尻市	15	昭和63年3月5日	—		3,182
塩尻北	長野県塩尻市	18	昭和63年3月5日	—		4,529
松本	長野県松本市	23	昭和63年3月5日	—		6,827
豊科	長野県南安曇郡豊科町	18	昭和63年8月3日	—		5,678
平湯	岐阜県吉城郡上宝村	9	平成9年12月6日	—	63	977
【首都高速道路公社】						
平和島料金計算所	東京都大田区	19	昭和41年11月1日	—	789	—
平和島本線	東京都大田区	34.5	昭和39年8月2日	—		6,826
平和島(上り)	東京都大田区	13	昭和39年8月2日	—		738
平和島(下り)	東京都大田区	11.5	昭和39年8月2日	—		553
鈴ヶ森	東京都品川区	8.5	昭和38年12月21日	—		1,502
勝島	東京都品川区	8.5	昭和38年12月21日	—		202
芝浦(上り)	東京都港区	8.5	昭和37年12月20日	—		1,100
芝浦(下り)	東京都港区	8.5	昭和38年12月21日	—		393
汐留	東京都港区	26	昭和39年8月2日	—		1,873
荏原橋料金計算所	東京都千代田区	18	平成9年3月19日	—	451	—
銀座(内回り)	東京都中央区	10	昭和38年12月20日	—		1,165
銀座(外回り)	東京都中央区	8.5	昭和37年12月20日	—		877
京橋	東京都中央区	8.5	昭和37年12月20日	—		915
江戸橋	東京都中央区	8.5	昭和38年12月21日	—		720
呉服橋	東京都中央区	8.5	昭和38年12月21日	—		638
汐留(乗継所)	東京都港区	17	昭和39年8月2日	—		—
北上野料金計算所	東京都台東区	18	昭和52年5月23日	—	422	—
北上野本線	東京都台東区	22	昭和44年5月31日	—		4,056
宝町	東京都中央区	8.5	昭和38年12月21日	—		1,285
本町(上り)	東京都中央区	8.5	昭和38年12月21日	—		1,147
本町(下り)	東京都千代田区	8.5	昭和44年5月31日	—		161
上野	東京都台東区	8.5	昭和44年5月31日	—		983
白金料金計算所	東京都港区	19	昭和42年6月13日	—	755	—
白金本線	東京都港区	33	昭和42年9月30日	—		6,413
芝公園(内回り)	東京都港区	8.5	昭和39年10月1日	—		1,717
芝公園(外回り)	東京都港区	10	昭和42年7月4日	—		1,365
天現寺	東京都港区	8.5	昭和42年9月30日	—		1,208
飯倉	東京都港区	8.5	昭和42年7月4日	—		1,038

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
霞が関(内回り)	東京都千代田区	17	昭和39年9月21日	—		2,601
霞が関(外回り)	東京都千代田区	17	昭和42年7月4日	—		2,716
高樹町	東京都港区	8.5	昭和42年9月2日	—		1,146
用賀料金計算所	東京都世田谷区	18	昭和49年4月30日	—	580	—
用賀本線	東京都世田谷区	47.5	昭和46年12月21日	—		12,903
渋谷	東京都渋谷区	8.5	昭和39年10月1日	—		929
池尻	東京都目黒区	13.5	昭和46年12月21日	—		2,163
三軒茶屋	東京都世田谷区	11.5	昭和46年12月21日	—		1,435
八雲洲(内回り)	東京都千代田区	5	昭和48年2月15日	—		51
八雲洲(外回り)	東京都千代田区	5	昭和48年2月15日	—	63	34
常盤橋	東京都千代田区	6	昭和48年2月15日	—	41	21
代々木料金計算所	東京都渋谷区	19	昭和42年3月20日	—	515	—
代官町	東京都千代田区	14	昭和39年8月2日	—		2,026
外苑(上り)	東京都新宿区	8.5	昭和39年8月2日	—		820
外苑(下り)	東京都渋谷区	10.5	昭和39年8月2日	—		1,119
代々木	東京都渋谷区	8	昭和39年8月2日	—		332
新宿	東京都新宿区	12.5	昭和39年8月2日	—		1,978
神田橋(内回り)	東京都千代田区	11	昭和39年8月2日	—		1,269
神田橋(外回り)	東京都千代田区	8.5	昭和39年8月2日	—		1,016
雑司が谷料金計算所	東京都文京区	18	昭和46年9月13日	—	504	—
護国寺	東京都文京区	8	昭和44年6月27日	—		1,159
飯田橋	東京都新宿区	8.5	昭和53年2月23日	—		1,313
西神田	東京都千代田区	8.5	昭和42年3月30日	—		1,043
一ツ橋	東京都千代田区	8.5	昭和42年3月30日	—		810
白糸橋	東京都中央区	10.5	昭和41年7月2日	—		708
西銀座	東京都中央区	17	昭和48年2月15日	—		411
白糸橋(美観所)	東京都中央区	5.5	昭和41年7月2日	—		—
西銀座(美観所)	東京都中央区	5.5	昭和48年2月15日	—		—
永福料金計算所	東京都杉並区	18	昭和48年8月10日	—	633	—
永福本線	東京都杉並区	46	昭和48年8月15日	—		10,572
永福(上り)	東京都杉並区	10	昭和48年10月27日	—		1,210
永福(下り)	東京都世田谷区	15.5	昭和48年8月15日	—		853
初台	東京都渋谷区	13	昭和48年10月27日	—		1,680
幡ヶ谷	東京都渋谷区	8.5	昭和48年10月27日	—		827

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
志村料金計算所	東京都板橋区	18	昭和52年8月19日	—	668	—
志村本線	東京都板橋区	45	昭和52年8月19日	—		11,045
高松	東京都板橋区	8.5	昭和56年3月27日	—		957
板橋本町(上り)	東京都板橋区	8.5	昭和52年8月19日	—		1,182
板橋本町(下り)	東京都板橋区	8.5	昭和52年8月19日	—		476
北池袋	東京都豊島区	8.5	昭和44年12月19日	—		1,068
東池袋	東京都豊島区	17	昭和53年4月11日	—		1,493
池袋	東京都豊島区	8.5	平成14年12月25日	3		81
王子北	東京都北区	8.5	平成10年5月18日	4		127
浦和料金計算所	埼玉県さいたま市南区	18	平成10年5月18日	—	454	—
浦和南本線	埼玉県さいたま市南区	22.5	平成10年5月18日	—		2,127
浦和南(上り)	埼玉県さいたま市南区	8	平成10年5月18日	—		325
浦和南(下り)	埼玉県さいたま市南区	8	平成10年5月18日	—		311
浦和北	埼玉県さいたま市桜区	5.5	平成10年5月18日	—		15
与野	埼玉県さいたま市中央区	19	平成10年5月18日	—		2,123
箱崎料金計算所	東京都中央区	19	平成4年5月20日	—	690	—
箱崎本線	東京都豊田区	40	昭和46年3月21日	—		7,562
箱崎町(上り)	東京都江東区	20	昭和46年3月21日	—		2,221
箱崎町(下り)	東京都豊田区	13.5	昭和46年3月21日	—		1,993
箱崎	東京都中央区	15	昭和46年3月21日	—		2,192
浜町	東京都中央区	13.5	昭和46年3月21日	—		1,782
深川料金計算所	東京都江東区	18	平成6年4月11日	—	382	—
堀住	東京都江東区	8.5	昭和55年2月5日	—		479
木場	東京都江東区	10	昭和55年2月5日	—		1,812
塩浜	東京都江東区	8.5	昭和55年2月5日	—		1,087
台場	東京都港区	10	平成6年12月12日	—		1,488
有明	東京都江東区	12	昭和59年12月12日	—		1,582
小菅料金計算所	東京都葛飾区	20	平成5年3月15日	—	722	—
駒形	東京都豊田区	8.5	昭和46年3月21日	—		188
向島(上り)	東京都豊田区	8.5	昭和46年3月21日	—		102
向島(下り)	東京都豊田区	12.5	昭和46年3月21日	—		1,513
堤通(上り)	東京都豊田区	5.5	昭和57年3月30日	—		74
堤通(下り)	東京都豊田区	8.5	昭和57年3月30日	—		766
千住新橋(内回り)	東京都足立区	8.5	昭和57年3月30日	—		531

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
千住新橋(外回り)	東京都足立区	8.5	昭和57年3月30日	—	621	718
四つ木(内回り)	東京都葛飾区	8.5	昭和62年9月9日	—		1,108
四つ木(外回り)	東京都葛飾区	8.5	昭和58年11月30日	—		1,163
平井大橋	東京都葛飾区	11	平成2年10月12日	—		1,295
船堀橋	東京都江戸川区	10	平成2年10月12日	—		1,103
清新町	東京都江戸川区	8.5	平成14年3月29日	5		404
八潮料金計算所	埼玉県八潮市	18	昭和60年1月24日	—		—
八潮本線	埼玉県八潮市	46.5	昭和60年1月24日	—		10,961
八潮南(上り)	埼玉県八潮市	10.5	昭和60年1月24日	—		1,414
八潮南(下り)	埼玉県八潮市	5.5	昭和60年1月24日	—		133
小菅	東京都葛飾区	8.5	昭和57年3月30日	—	1,018	420
加平(上り)	東京都足立区	8.5	昭和60年1月24日	—		838
加平(下り)	東京都足立区	8.5	昭和60年1月24日	—		639
大井料金計算所	東京都大田区	23	平成6年3月25日	—		—
大井本線	東京都品川区	59	昭和51年8月12日	—		16,622
大井	東京都品川区	18	昭和51年8月12日	—		2,385
大井南入(東行)	東京都品川区	15.5	昭和63年12月15日	—		1,874
大井南入(西行)	東京都品川区	8.5	昭和63年12月15日	—		381
大井南出	東京都品川区	8.5	昭和62年4月15日	—		584
13号地	東京都江東区	11.5	昭和59年12月12日	—		1,430
空港中央入	東京都大田区	8.5	平成6年12月21日	—	991	412
空港中央出	東京都大田区	12.5	平成6年12月21日	—		685
湾岸環八入	東京都大田区	8.5	平成6年12月21日	—		423
湾岸環八出	東京都大田区	8.5	平成6年12月21日	—		91
市川料金計算所	千葉県市川市	21	平成9年3月25日	—		—
市川本線	千葉県市川市	58.5	昭和57年4月27日	—		12,402
新木場(東行)	東京都江東区	8.5	昭和53年1月20日	—		1,502
新木場(西行)	東京都江東区	8.5	昭和55年2月5日	—		1,235
葛西(東行)	東京都江戸川区	8.5	昭和57年4月27日	—		371
葛西(西行)	東京都江戸川区	17	昭和57年4月27日	—		2,631
浦安(東行)	千葉県浦安市	8.5	昭和57年4月27日	—	0	531
浦安(西行)	千葉県浦安市	17	昭和57年4月27日	—		2,556
舞浜	千葉県浦安市	13.5	平成13年8月29日	—		1,644
千鳥町	千葉県市川市	17	昭和57年4月27日	—		4,057

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
川口料金計算所	埼玉県川口市	19	昭和62年9月9日	—	799	—
川口本線	埼玉県川口市	47.5	昭和62年9月9日	—	—	11,644
安行	埼玉県川口市	8.5	昭和62年9月9日	—	—	425
新郷(上り)	埼玉県川口市	8.5	昭和62年9月9日	—	—	624
新郷(下り)	埼玉県川口市	8.5	昭和62年9月9日	—	—	242
足立入谷	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	412
加賀	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	779
鹿浜橋(上り)	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	755
鹿浜橋(下り)	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	613
鹿大橋(内回り)	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	568
鹿大橋(外回り)	東京都足立区	8.5	昭和62年9月9日	—	—	789
大師料金計算所	神奈川県川崎市川崎区	18	昭和46年8月14日	—	521	—
大師本線	神奈川県川崎市川崎区	40.5	昭和43年11月28日	—	—	8,302
大師(上り)	神奈川県川崎市川崎区	12	昭和43年11月28日	—	—	644
大師(下り)	神奈川県川崎市川崎区	12	昭和43年11月28日	—	—	580
浜川崎	神奈川県川崎市川崎区	8.5	昭和43年11月28日	—	—	571
東神奈川料金計算所	神奈川県横浜市神奈川区	18	昭和53年2月1日	—	390	—
浅田	神奈川県横浜市川崎区	16	昭和43年7月19日	—	—	2,615
汐入	神奈川県横浜市鶴見区	8.5	昭和43年7月19日	—	—	675
生麦	神奈川県横浜市鶴見区	8.5	昭和43年7月19日	—	—	982
子安(上り)	神奈川県横浜市神奈川区	8.5	昭和43年7月19日	—	—	506
子安(下り)	神奈川県横浜市神奈川区	8.5	昭和43年7月19日	—	—	294
横浜料金計算所	神奈川県横浜市西区	19	平成9年12月1日	—	767	—
三ツ沢本線	神奈川県横浜市西区	44	昭和53年3月7日	—	—	5,815
横浜駅東口	神奈川県横浜市西区	8.5	昭和53年3月7日	—	—	205
横浜駅西口	神奈川県横浜市中区	16	昭和53年3月7日	—	—	973
横浜公園	神奈川県横浜市西区	13	昭和53年3月7日	—	—	1,293
東神奈川(上り)	神奈川県横浜市神奈川区	8.5	昭和43年7月19日	—	—	817
東神奈川(下り)	神奈川県横浜市神奈川区	8.5	昭和47年8月7日	—	—	561
みなとみらい(上り)	神奈川県横浜市西区	12	平成4年5月19日	—	—	1,293
みなとみらい(下り)	神奈川県横浜市西区	8.5	平成3年4月17日	—	—	822
阪東橋料金計算所	神奈川県横浜市南区	18	平成元年9月27日	—	720	—
狩場本線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	48.5	平成2年3月20日	—	—	8,841
永田	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	8.5	平成2年3月20日	—	—	571

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
花之木	神奈川県横浜市中区	10	平成2年3月20日	—	985	985
阪東橋	神奈川県横浜市中区	15	平成2年3月20日	—		1,472
石川町	神奈川県横浜市中区	8.5	平成6年3月29日	—		285
新山下(上り)	神奈川県横浜市中区	8.5	平成元年9月27日	—		820
新山下(下り)	神奈川県横浜市中区	12	昭和59年2月2日	—		1,459
滝岸川崎料金計算所	神奈川県川崎市川崎区	18	平成6年12月21日	—		—
滝岸浮島本線	神奈川県川崎市川崎区	41.5	平成6年12月21日	—		8,025
滝岸浮島	神奈川県川崎市川崎区	17	平成9年12月12日	—		953
東扇島(東行)	神奈川県川崎市川崎区	8.5	平成6年12月21日	—		652
東扇島(西行)	神奈川県川崎市川崎区	10.5	平成6年12月21日	—		1,401
本牧ふ頭	神奈川県横浜市中区	12.5	平成元年9月27日	—	783	1,720
大黒ふ頭	神奈川県横浜市中区	11.5	平成元年9月27日	—		1,919
川崎浮島本線	神奈川県川崎市川崎区	8.5	平成14年4月30日	10		43
川崎浮島	神奈川県川崎市川崎区	8.5	平成14年4月30日	3		39
腰町	神奈川県川崎市川崎区	8.5	平成14年4月30日	4		264
並木料金計算所	神奈川県横浜市中区	18	平成11年7月15日	—		—
鶴浜町本線	神奈川県横浜市中区	28	平成11年7月15日	—		2,705
三溪園	神奈川県横浜市中区	8.5	平成13年10月22日	3		264
磯子	神奈川県横浜市中区	8.5	平成13年10月22日	4		585
杉田(東行)	神奈川県横浜市中区	8.5	平成13年10月22日	4		1,082
杉田(西行)	神奈川県横浜市中区	8.5	平成11年7月15日	—	932	52
【阪神高速道路公団】						
津守営業所	大阪府大阪市西成区	16	昭和45年3月10日	—		—
南開	大阪府大阪市西成区	10	昭和45年3月13日	—		1,074
津守	大阪府大阪市西成区	10	昭和45年3月13日	—		211
北津守	大阪府大阪市西成区	15.5	昭和45年3月13日	—		744
北津守出口	大阪府大阪市西成区	15.5	昭和45年3月13日	—		867
大正西	大阪府大阪市大正区	10	昭和45年3月13日	—		264
大正西出口	大阪府大阪市大正区	10	昭和45年3月13日	—		284
玉出	大阪府大阪市西成区	15.5	昭和45年3月13日	—		1,962
住之江	大阪府大阪市住之江区	13	昭和45年3月13日	—	38.5	1,637
堺	大阪府堺市	38.5	昭和45年3月13日	—		7,030
堺出口兼継所	大阪府堺市	10	平成7年7月21日	—		—
汐見橋	大阪府大阪市浪速区	10	昭和45年3月13日	—		1,061

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
操ヶ池営業所	大阪府大阪市阿倍野区	18	昭和55年2月29日	—	1,066	—
大和川	大阪府大阪市平野区	43.5	昭和55年3月1日	—		9,804
喜連瓜破	大阪府大阪市平野区	10	昭和55年4月17日	—		1,053
夕陽丘	大阪府大阪市浪速区	10	昭和57年7月3日	—		1,434
駒川	大阪府大阪市東住吉区	13	昭和60年10月22日	—		1,837
平野	大阪府大阪市平野区	10	昭和61年12月15日	—		613
文の里	大阪府大阪市阿倍野区	10	昭和62年5月11日	—		917
阿倍野	大阪府大阪市西成区	10	昭和55年3月1日	—		1,131
長堀	大阪府大阪市中央区	10	昭和40年12月12日	—		785
高津	大阪府大阪市中央区	10	昭和47年4月5日	—		1,752
えびす町	大阪府大阪市浪速区	10	昭和42年3月10日	—	897	1,130
四つ橋	大阪府大阪市西区	15.5	昭和39年6月28日	—		1,352
阿波座	大阪府大阪市西区	10	昭和49年2月20日	—		1,257
湊町	大阪府大阪市浪速区	16	昭和39年6月28日	—		2,651
福島営業所	大阪府大阪市福島区	16	昭和53年9月12日	—		—
大阪空港	大阪府豊中市	37	昭和44年2月1日	—		7,710
豊中南	大阪府豊中市	10	昭和42年8月29日	—		1,229
豊中南(北行)	大阪府豊中市	10	昭和43年3月7日	—		524
豊中北	大阪府豊中市	10	昭和42年8月29日	—		1,094
加島	大阪府大阪市西淀川区	10	昭和42年8月29日	—		1,578
塚本	大阪府大阪市西淀川区	13	昭和42年8月29日	—	458	1,611
福島	大阪府大阪市福島区	10	昭和42年8月29日	—		1,755
中之島	大阪府大阪市北区	10	昭和42年10月26日	—		756
梅田	大阪府大阪市北区	16	平成2年4月1日	—		2,549
神田	大阪府池田市	10	平成10年4月2日	—		123
神田出口	大阪府池田市	10	平成10年4月2日	—		136
大和田営業所	大阪府大阪市西淀川区	15	平成11年3月31日	—		—
大和田	大阪府大阪市西淀川区	10	昭和56年6月27日	—		288
堀島	大阪府大阪市淀川区	10	昭和56年6月27日	—		550
海老江	大阪府大阪市福島区	10	昭和59年12月6日	—		546
西長堀	大阪府大阪市西区	10	平成5年5月20日	—	—	1,140
中之島西	大阪府大阪市北区	10	昭和56年6月27日	—		709
波除	大阪府大阪市港区	10	平成元年3月14日	—		688
中之島西出口乗継所	大阪府大阪市北区	10	平成2年3月24日	—	—	—

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
扇町営業所	大阪府大阪市北区	16	昭和43年9月29日	—	921	—
守口	大阪府守口市	38	昭和46年10月4日	—		7,875
森小路	大阪府大阪市城東区	15.5	昭和43年5月1日	—		1,730
都島	大阪府大阪市都島区	13	昭和43年5月1日	—		1,212
長柄	大阪府大阪市北区	10	昭和44年8月6日	—		1,431
南森町	大阪府大阪市北区	19	昭和43年5月1日	—		2,976
扇町	大阪府大阪市北区	10	昭和43年5月1日	—		961
堂島	大阪府大阪市北区	15.5	昭和40年12月12日	—		1,854
高麗橋	大阪府大阪市中央区	15.5	昭和40年12月12日	—		1,499
信濃橋	大阪府大阪市西区	15.5	昭和47年3月2日	—		2,007
長田営業所	大阪府東大阪市	16	昭和62年3月31日	—	822	—
長田	大阪府東大阪市	48	昭和49年11月21日	—		10,480
高井田	大阪府東大阪市	15.5	昭和49年11月21日	—		2,048
森之宮	大阪府大阪市中央区	10	昭和49年11月21日	—		1,218
法円坂	大阪府大阪市中央区	15.5	昭和45年3月8日	—		2,748
東大阪荒本	大阪府東大阪市	17	平成9年4月23日	—		792
東大阪荒本出口	大阪府東大阪市	10	平成9年4月23日	—		235
本田	大阪府大阪市西区	10	昭和49年2月20日	—		1,131
波除出口兼繼所	大阪府大阪市港区	10	平成2年3月24日	—		—
南港営業所	大阪府大阪市港区	16	昭和49年7月5日	—	982	—
中島	大阪府大阪市西淀川区	48	平成3年9月18日	—		9,556
北港西	大阪府大阪市此花区	10	平成6年4月28日	—		786
島屋	大阪府大阪市此花区	10	平成6年4月28日	—		1,047
島屋東	大阪府大阪市此花区	10	平成13年3月30日	—		834
天保山	大阪府大阪市港区	10	昭和49年7月15日	—		1,691
南港南	大阪府大阪市住之江区	10	昭和57年9月1日	—		965
南港中	大阪府大阪市住之江区	13	平成11年3月30日	—		1,796
南港北	大阪府大阪市住之江区	16	昭和49年7月15日	—		2,302
三宅	大阪府堺市	10	昭和57年9月1日	—		528
大浜	大阪府堺市	20	昭和62年3月23日	—		1,357
泉大津営業所	大阪府泉大津市	16	平成5年2月29日	—	995	—
石津	大阪府堺市	10	平成5年11月4日	—		137
浜寺	大阪府堺市	10	平成5年11月4日	—		710
高石	大阪府高石市	43.5	平成5年11月4日	—		8,878

官 報 (号 外)

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
高石入口	大阪府高石市	10	平成5年11月4日	—	453	83
高石出口	大阪府高石市	10	平成5年11月4日	—		98
泉大津	大阪府泉大津市	33.5	平成6年4月2日	—		4,665
泉大津入口	大阪府泉大津市	10	平成6年4月2日	—		57
泉大津出口	大阪府泉大津市	10	平成6年4月2日	—		79
出島	大阪府堺市	10	昭和62年3月4日	—		1,613
岸和田北(南行)	大阪府岸和田市	10	平成6年4月2日	—		163
岸和田北(北行)	大阪府岸和田市	10	平成6年4月2日	—		256
泉佐野営業所	大阪府泉佐野市	16	平成6年3月31日	—		—
岸和田南(南行)	大阪府岸和田市	10	平成6年4月2日	—		90
岸和田南(北行)	大阪府岸和田市	10	平成6年4月2日	—	928	272
貝塚(南行)	大阪府貝塚市	5	平成6年4月2日	—		28
貝塚(北行)	大阪府貝塚市	10	平成6年4月2日	—		464
泉佐野	大阪府泉佐野市	24	平成6年4月2日	—		3,223
泉佐野北	大阪府泉佐野市	10	平成6年4月2日	—		646
泉佐野営業所	大阪府泉佐野市東灘区	16	平成9年3月31日	—		—
芦屋	兵庫県芦屋市	52.5	昭和45年2月23日	—		9,090
芦屋入口	兵庫県芦屋市	13	昭和46年4月1日	—		457
芦屋出口	兵庫県芦屋市	13	昭和45年2月23日	—		478
尼崎	兵庫県尼崎市	48.5	昭和56年6月27日	—		9,296
尼崎西	兵庫県尼崎市	10	昭和56年6月27日	—	983	237
尼崎西出口	兵庫県尼崎市	13	昭和56年6月27日	—		298
深江浜営業所	兵庫県神戸市東灘区	16	平成6年1月30日	—		—
西宮浜	兵庫県西宮市	10	平成6年4月2日	—		160
西宮浜出口	兵庫県西宮市	10	平成6年4月2日	—		120
南芦屋浜	兵庫県芦屋市	26	平成6年4月2日	—		3,942
南芦屋浜入口	兵庫県芦屋市	10	平成6年4月2日	—		244
深江浜(東行)	兵庫県神戸市東灘区	10	平成6年4月2日	—		248
深江浜(西行)	兵庫県神戸市東灘区	10	平成6年4月2日	—		73
六甲アイランド北	兵庫県神戸市東灘区	10	平成6年4月2日	—		799
魚崎浜	兵庫県神戸市東灘区	10	平成7年11月7日	—	—	260
住吉浜	兵庫県神戸市東灘区	19	平成9年12月15日	—		1,414
尼崎東海岸	兵庫県尼崎市	10	平成6年4月2日	—		128
尼崎東海岸出口	兵庫県尼崎市	10	平成6年4月2日	—		129

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
尼崎末広	兵庫県尼崎市	10	平成6年4月2日	—		47
尼崎末広出口	兵庫県尼崎市	10	平成6年4月2日	—		46
住吉浜出口乗継所	兵庫県神戸市東灘区	10	平成9年12月15日	—		—
若宮営業所	兵庫県神戸市須磨区	16	昭和43年6月1日	—	958	—
月見山	兵庫県神戸市須磨区	10	昭和44年4月25日	—		857
若宮	兵庫県神戸市須磨区	10	昭和43年7月30日	—		714
湊川(東行)	兵庫県神戸市東田区	10	昭和43年7月30日	—		570
湊川(西行)	兵庫県神戸市東田区	10	昭和43年7月30日	—		316
柳原(東行)	兵庫県神戸市兵庫区	10	昭和43年7月30日	—		783
柳原(西行)	兵庫県神戸市兵庫区	10	昭和43年7月30日	—		555
京橋(東行)	兵庫県神戸市中央区	16	昭和41年10月18日	—		1,116
京橋(西行)	兵庫県神戸市中央区	16	昭和41年10月18日	—		945
生田川	兵庫県神戸市中央区	16	昭和43年7月30日	—		1,706
摩耶(東行)	兵庫県神戸市灘区	10	昭和45年2月23日	—		569
摩耶(西行)	兵庫県神戸市灘区	17	昭和44年8月11日	—		984
深江	兵庫県神戸市東灘区	10	昭和53年3月18日	—		829
魚崎	兵庫県神戸市東灘区	10	昭和49年12月3日	—		756
藍那営業所	兵庫県神戸市北区	16	昭和61年2月28日	—	620	—
前開	兵庫県神戸市西区	16.5	昭和60年8月10日	—		1,521
前開入口	兵庫県神戸市西区	5	昭和60年8月10日	—		20
前開出口	兵庫県神戸市西区	5	昭和61年4月25日	—		27
布施畑東	兵庫県神戸市西区	10	平成2年7月2日	—		306
布施畑西	兵庫県神戸市西区	10	昭和61年4月25日	—		78
藍那	兵庫県神戸市北区	10	平成2年7月2日	—		385
箕谷	兵庫県神戸市北区	10	平成6年4月20日	—		346
しあわせの村	兵庫県神戸市北区	8.5	平成4年4月17日	—		183
からと西	兵庫県神戸市北区	10	平成10年4月2日	—		185
有馬口	兵庫県神戸市北区	5	平成10年4月2日	—		293
五社	兵庫県神戸市北区	10	平成10年4月2日	—		736
【本州四国連絡橋公団】						
神戸西・神戸西本線	兵庫県神戸市西区	24	平成10年4月5日	—	1,531	5,577
布施畑	兵庫県神戸市須磨区	19	平成10年4月5日	—		1,205
垂水第一	兵庫県神戸市垂水区	25	平成10年4月5日	—		191
垂水第二	兵庫県神戸市垂水区	29	平成10年4月5日	—		14,710

名称	場所	従業員数 (人)	供用開始の日	工事費(億円)	管理費(百万円)	料金収入(百万円)
垂水第三	兵庫県神戸市垂水区	14	平成10年4月5日	—		—
淡路第一	兵庫県淡路市	15	平成10年4月5日	—		3,295
淡路第二	兵庫県淡路市	13	平成10年4月5日	—		—
東浦	兵庫県淡路市	12	平成10年4月5日	—		703
北淡	兵庫県淡路市	12	平成10年4月5日	—		637
津名一宮	兵庫県淡路市	12	平成10年4月5日	—		1,286
洲本	兵庫県淡路市	15	平成10年4月5日	—		2,219
西淡三原	兵庫県淡路市	12	平成10年4月5日	—		1,669
淡路島南	兵庫県淡路市	12	平成10年4月5日	—		945
鳴門北	徳島県鳴門市	16	昭和60年6月8日	—		2,864
鳴門・鳴門本線	徳島県鳴門市	25	昭和62年5月23日	—		13,048
早島本線	岡山県瀬戸市	20	昭和63年4月10日	—	840	8,150
早島	岡山県瀬戸市	15	昭和63年4月10日	—		2,420
水島	岡山県倉敷市	14	昭和63年4月10日	—		1,247
児島	岡山県倉敷市	14	昭和63年4月10日	—		2,300
与島	香川県高松市	11	昭和63年4月10日	—		—
坂出北	香川県坂出市	12	昭和63年4月10日	—		3,659
坂出本線	香川県坂出市	17	平成4年4月19日	—		7,880
坂出	香川県坂出市	16	昭和63年4月10日	—		1,818
向島	広島県尾道市	23	昭和58年12月4日	—	1,053	2,474
因島北	広島県尾道市	13	平成11年5月1日	—		1,144
因島南	広島県尾道市	12	平成11年5月1日	—		204
生口島北	広島県尾道市	15	平成11年5月1日	—		1,492
生口島南	広島県尾道市	13	平成11年5月1日	—		1,125
大三島	愛媛県越智郡上浦町	12	昭和54年5月13日	—		412
伯方島	愛媛県越智郡伯方町	12	平成11年5月1日	—		326
大島北	愛媛県越智郡宮窪町	14	昭和63年1月17日	—		1,326
今治北	愛媛県今治市	16	平成11年5月1日	—		1,900
今治	愛媛県今治市	17	平成11年5月1日	—		2,375

【道路関係四公団共通事項】

- 注1 料金所は、平成14年度末時点で供用中のものを記載した。
- 注2 従業員数は、平成14年度末時点の料金収受業務委託契約に基づく人数である。なお、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団については、管内の従業員総数をそれぞれの料金所のレーンの運用状況に応じてあん分した人数である。
- 注3 工事費は、平成13年度及び平成14年度に供用された箇所についてのみ記載しており、道路関係四公団が行った用地取得及び土工・舗装工事並びにトール

ゲート、料金収受機械、料金事務所建物及び照明施設等に係る費用を計上した。なお、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団については該当箇所はない。

注4 管理費は、料金収受業務委託契約を結んでいる料金所単位で、当該契約に基づく平成14年度の実績額を記載した。

注5 料金収入は、平成14年度1年間の実績額である。なお、回数券・ハイウェイカードの割引、別納割引等、料金所単位での割引額の計算が困難なものがあるため、これらの割引を考慮しない単純な利用額を記載した。また、日本道路公団の須磨、学園南、豊中、東大阪第一及び東大阪第二においては阪神高速道路公団分の通行料金を、本州四国連絡橋公団の神戸西・神戸西本線、垂水第一、淡路第一、東瀬、北瀬、津名一宮、洲本、西瀬三原、淡路島南、鳴門北、鳴門・鳴門本線、早島本線、早島、水島、児島、坂出北、坂出本線及び坂出においては日本道路公団分の通行料金を、それそれ併せて収受等しているが、これらの料金所については、自らの道路に係る通行料金のみを計上した。

注6 工事費、管理費及び料金収入は、単位未満四捨五入で記載した。

【日本道路公団】

注 泉本線、豊橋本線、米原本線及び山崎本線においては通行券の換札のみを行い、また、穴川中においては通行券の発券のみを行っており、料金の収受は行っていない。

【首都高速道路公団】

注1 同一名称で方向別に料金所が区分されている場合については、都心方向のものは(上り)及び郊外方向のものは(下り)と、環状線については(内回り)及び(外回り)と、海岸線については(東行)及び(西行)と、それぞれ表示を付した。

注2 舞浜は、株式会社オリエンタルランドが工事費の全額負担を行ったものであり、首都高速道路公団の工事費の負担はなかった。

注3 汐留(乗継所)、白鳥橋(乗継所)及び西銀座(乗継所)においては乗継券の発券のみを行っており、料金の収受は行っていない。また、「料金計算所」として記載したものは、管内の料金所業務の総括を行っており、料金の収受は行っていない。

【阪神高速道路公団】

注1 同一名称で方向別に料金所が区分されている場合については、(東行)、(西行)、(南行)及び(北行)と表示を付した。

注2 堺出口乗継所、中之島西出口乗継所、波除出口乗継所及び住吉浜出口乗継所においては乗継券の発券のみを行っており、料金の収受は行っていない。また、「営業所」として記載したものは、管内の料金所業務の総括を行っており、料金の収受は行っていない。

【本州四国連絡橋公団】

注 淡路第二及び与島においては通行券の換札のみを行っており、料金の収受は行っていない。

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号 議長の報告

五六

平成十六年三月十七日提出
質問 第四 三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための
措置に関する法律案等に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

武力攻撃事態等における国民の保護のため
の措置に関する法律案等に関する質問主意
書

武力攻撃事態等における国民の保護等の在り方
については、先般来議論となつてるところであ
るが、政府は、三月九日、有事関連七法案と関連
三条約の承認案を閣議決定し、国会に提出した。
これらの法案を中心に、以下質問する。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のため
の措置に関する法律案

(一) 医療の実施に関し、自衛隊法一〇三条に

基づく「業務従事命令」、災害対策基本法七
一条に基づく「業務従事命令」と国民保護法

案八五条に基づく「医療の実施の要請又は
指示」との法的効果の違いは何か。なぜ、
そのような違いが必要なのか。

(二) 医療の実施に関し、自衛隊法一〇三条に

基づく「業務従事命令」と国民保護法案八五
条に基づく「医療の実施の要請又は指示」と
が競合するような場合には、どちらが優先
するののか。

(三) 物資の輸送に関し、自衛隊法一〇三条に

基づく「業務従事命令」と国民保護法案七九
条に基づく「緊急物資の輸送の求め又は指
示」とが競合するような場合には、どちら
が優先するののか。

(四) 市町村国民保護協議会は、全ての市町村
に置かなければならないものなのか。ま
た、協議会のメンバーに「自衛隊に所属す
る者」が含まれているのは、どのような理
由によるものなのか。

(五) 「緊急対処事態」における殺傷行為を排除
するための措置は、誰が、どのような仕組
みの下で実施していくことになるのか。

二 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利
用に関する法律案

(一) 港湾、空港の利用に関し、港湾管理者、
飛行場の管理者、国土交通大臣が行う許可
その他の処分又は許可その他の処分の変更
若しくは取り消しの権限の根拠となる法律
の規定を示されたい。

(二) 「緊急対処事態」において、「港湾、飛行
場施設の許可の変更等」及び「港湾、飛行場
施設の利用に関する内閣総理大臣の措置」
の制度が手当てされていない理由は、何か。

三 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関す
る法律案
捕虜等に対する日本国憲法の規定(特に、一
七条から二三条まで、三一条から三五条までの

規定)の適用関係いかな。
右質問する。

内閣衆質一五九第四三号

平成十六年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出武力攻撃事態等にお
ける国民の保護のための措置に関する法律案等
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出武力攻撃事態等
における国民の保護のための措置に関する
法律案等に関する質問に対する答弁書

一 (一) について

お尋ねの自衛隊法(昭和二十九年法律第六六
十五号)第百三条第二項の規定による医療を業
とする者に対する業務従事命令、災害対策基本
法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一
条第一項の規定による医療関係者に対する従事
命令及び国会に提出している武力攻撃事態等
における国民の保護のための措置に関する法律
案(以下「国民保護法案」という。)第八十五条第
二項の規定による医療関係者に対する医療の実
施の指示については、いずれも、当該業務従事
命令、従事命令及び実施の指示を受けた者がこ
れに従う法律上の義務が生ずるという点におい
て、違いはない。

ちなみに、国民保護法案第八十五条第一項及
び第二項が、大規模な武力攻撃災害が発生した
場合において、避難住民等に対する医療の提供
を行うため必要であると認めるときは、医療関
係者に対し、まず医療を行うよう「要請」し、当
該医療関係者が正当な理由がないのにこれに応
じない場合において当該医療を提供するため特
に必要があると認めるときに限り、医療を行う
べきことを「指示」することができることとした
のは、武力攻撃事態等における我が国の平和と
独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法
律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処
法」という。)第三条第四項において、武力攻撃
事態等(事態対処法第一条の武力攻撃事態等を
いう。以下同じ。)への対処においては、日本国
憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されな
ければならず、これに制限が加えられる場合に
あつても、その制限は当該武力攻撃事態等に対
処するため必要最小限のものに限られ、かつ、
公正かつ適正な手続の下に行われなければならない
旨が規定されていることを踏まえたもので
ある。

なお、当該指示に従わない場合における罰則
については、避難住民等に対する医療を医療関
係者に刑罰を科してまで強制的に行わせること
としたとしても適切な医療の実施を期待するこ
とができないと考えられることから、設けない
こととした。

一の(二)について

お尋ねの自衛隊法第百三条第二項の規定による医療を業とする者に対する業務従事命令並びに国民保護法案第八十五条第一項及び第二項の規定による医療関係者に対する医療の実施の要請及び指示は、いずれも、都道府県知事が行うものである。

この場合において、都道府県知事が、同一の者に対し、当該者が同時に実施することの困難な業務従事命令並びに医療の実施の要請及び指示を行うことは、想定されない。なお、同一の者に対し、当該者が同時に実施することの困難な業務従事命令と医療の実施の要請及び指示のいずれを優先して行うべきかについて、都道府県知事がこれを判断し難い等の事情が生じた場合においては、対策本部長(事態対処法第十一

条第一項の対策本部長をいう。以下同じ。)が、事態対処法第十四条第一項の規定に基づき、必要な総合調整を行うこととなる。

一の(三)について

お尋ねの自衛隊法第百三条第二項の規定による輸送を業とする者に対する業務従事命令は都道府県知事が行うものであり、国民保護法案第七十九条第一項の規定による運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する緊急物資の運送の求めは指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものである。

この場合において、都道府県知事が、同一の者に対し、当該者が同時に実施することの困難な業務従事命令及び運送の求めを行うことは、想定されない。なお、同一の者に対し、当該者が同時に実施することの困難な業務従事命令と運送の求めのいずれを優先して行うべきかについて、都道府県知事がこれを判断し難い等の事情が生じた場合においては、対策本部長が、事態対処法第十四条第一項の規定に基づき、必要な総合調整を行うこととなる。

他方、都道府県知事と当該都道府県知事以外の者が、同一の者に対し、当該者が同時に実施することの困難な業務従事命令及び運送の求めを行うことはあり得るが、そのような場合には、当該都道府県知事等の関係者において協議の上、所要の調整が行われるべきものであり、当該調整が整わない等の事情が生じた場合においては、対策本部長が、事態対処法第十四条第一項の規定に基づき、必要な総合調整を行うこととなる。

お尋ねの内閣総理大臣又は都道府県知事による指定公共機関又は指定地方公共機関に対する緊急物資の運送の指示は、国民保護法案第七十九条第二項において準用する国民保護法案第七十三条第一項又は第二項の規定に基づき行われるものであるが、これらの指示については、他の物資の運送の需要等も勘案しつつ総合的な判断に基づいて行われるものであり、内閣総理大

臣又は都道府県知事が、当該者に対し、輸送を業とする者に対する業務従事命令と同時に実施することの困難な運送の指示を行うことは、想定されない。

一の(四)について

市町村長は、国民保護法案第三十五条第一項の規定により、国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととされているところ、国民保護法案第三十九条第三項の規定により、当該市町村の国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会(同条第一項の市町村協議会をいう。以下同じ。)に諮問しなければならないこととされていることから、市町村協議会については、すべての市町村において設置する必要がある。

国民保護法案第四十条第四項第二号において、「自衛隊に所属する者」を掲げ、市町村長が当該者を市町村協議会の委員として任命することとされている(同項の規定により、市町村長は、同項各号に掲げる者のうちから委員を任命することとされており、「自衛隊に所属する者」を必ず委員に任命しなければならないものではない。)こととしたのは、国民保護法案において、避難住民の誘導(国民保護法案第六十三条等)を始めとして、市町村が実施する国民の保護のための措置(国民保護法案第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。)についても、自衛隊が一定の役割を果たすこととされていること、

当該市町村の国民の保護に関する計画の作成に当たって、当該者に武力攻撃事態等についての専門的な知見を求める必要がある場合も想定されること等を勘案したためである。

一の(五)について

人に対する殺傷行為が発生し、当該事態が緊急対処事態(国民保護法案第七十二条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。)と認定された場合には、警察及び海上保安庁(以下「警察機関」という。)が、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)等の警察・海上保安関係法の規定に基づいて第一次的に対処するが、警察機関によって対処することが不可能又は著しく困難な場合には、自衛隊法の規定に基づいて、自衛隊が警察機関と連携しつつ対処することとなる。

二の(一)について

港湾管理者又は飛行場施設の管理者(以下「港湾管理者等」という。)は、その固有の管理権限に基づき、それぞれ港湾施設又は飛行場施設(以下「港湾施設等」という。)を管理運営しているところであり、港湾施設の利用について許可その他の処分を変更し、若しくは取り消すこと、又は飛行場施設の利用について必要な指示をし、若しくは条件を付し、若しくは変更をすること(以下「港湾施設等の利用に係る許可の変

更等」という。)についても、港湾管理者等が、それぞれその固有の権限として行う港湾施設等の管理運営の一環として行うことができるものである。今国会に提出している武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(以下「特定公共施設利用法案」という。)第八条

第一項(特定公共施設利用法案第十一条において準用する場合を含む。)の規定は、このような港湾管理者等の固有の管理権限の存在を前提として、これらの規定に定める要件を満たす場合には、港湾管理者等が、港湾施設等の利用に係る許可の変更等を行うことができることを法律上明示したものである。

他方、国土交通大臣は、国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)により、「港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること」(同法第四条第百一号)及び「飛行場及び航空保安施設の設置及び管理・・・に関すること」(同法第四条第百九号)を所掌事務としている。そして、港湾管理者等との関係においては、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十七条第一項に規定する港湾管理者に対する権限、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十四条の二に規定する飛行場の設置者が定める管理規程に関する権限等の権限を有しているところである。これらのことから、特定公共施設利用法案においては、特定公共施設利用法案第九条第三項(特定公共施設利用法案第十一条において

準用する場合を含む。)に定める要件を満たす場合には、内閣総理大臣の指揮を受け、国土交通大臣が、港湾施設等の利用に係る許可の変更等を行うことができることとしたものである。

二の(二)について

緊急対処事態においても、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等(特定公共施設利用法案第二条第三項の特定公共施設等をいう。以下同じ。)の円滑かつ効果的な利用を確保する必要があることから、特定公共施設利用法案第二十一条において、政府は、特定公共施設利用法案第六条等の規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする旨を規定しているところである。

ここで、お尋ねの「港湾、飛行場施設の許可の変更等」(特定公共施設利用法案第八条 特定公共施設利用法案第九条第二項(特定公共施設利用法案第十一条において準用する場合を含む。))及び特定公共施設利用法案第十一条において準用する場合を含む。))及び「港湾、飛行場施設の利用に関する内閣総理大臣の措置」(特定公共施設利用法案第九条第一項、第三項及び第四項(特定公共施設利用法案第十一条において準用する場合を含む。))の制度(以下「お尋ねの制度」という。)は、武力攻撃事態等という国及び国民の安全に極めて重大な影響を及ぼす事態を想定して、特定公共施設等の利用の総合的な調

整を図るための手法の一環として設けたものであるが、緊急対処事態についての規定である特定公共施設利用法案第二十一条においては、お尋ねの制度については、規定していない。これは、武力攻撃事態等と比較すると、緊急対処事態においては、基本的に、特定の特定公共施設等に対する利用の需要の集中の程度が、お尋ねの制度を必要とするほどのものではないと判断したことによるものである。

三について

今国会に提出している武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(以下「捕虜取扱い法案」という。)の規定による捕虜等の抑留は、武力攻撃(事態対処法第二条第一号の武力攻撃をいう。以下同じ。)が発生した事態において、敵国軍隊等の構成員等が武力攻撃に再び参加し、又は関与することを防止し、もって武力攻撃の排除に資することを目的として行うものであり、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権の行使に伴い実施する措置として、憲法上認められるところであると考える。

お尋ねは、捕虜等に対する日本国憲法第三章に規定する基本的人権に関する規定の適用関係を問うものと思われるが、一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としておりと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解される。しか

しながら、その保障の具体的内容については、当該権利の性質、在留の態様等に依じて異なり得るものであり、捕虜等に対しても、武力攻撃から我が国を防衛するために行う抑留の目的に照らし、一定の権利について、必要限度において、合理的な制限を加えることは、憲法の許容するところであると解される。例えば、思想及び良心の自由(憲法第十九条)、信教の自由(憲法第二十条)のうち信仰の自由等については、それらが内心の自由という場面にとどまる限り、捕虜等に対しても絶対的に保障されるが、他方、居住及び移転の自由(憲法第二十二條第一項)等については、捕虜等の抑留の本質的な目的に反するものであり、当然に制限されるものと解される。また、信教の自由のうち宗教活動の自由等については、抑留目的を達成するために不可欠な捕虜収容所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる場合等において、必要最小限度の制限が加えられ得るものと解される。

また、捕虜等に対しては、一定の行為について抑留国の法令に従って刑罰を科すことが国際法上も認められているが、その刑事手続に関しては、憲法第三十一条以下の規定が適用される。

なお、憲法第三十一条等の規定については、直接には刑事手続に関する保障を規定したものと考えられるが、その手続が単に行政手続であるとの理由のみで、これらの保障の枠外にある

と考えるのは相当ではないと解され、捕虜取扱
い法案における捕虜等の拘束、抑留その他の措
置については、これらの規定の趣旨を踏まえ、
当該措置の目的及び性格、事態の緊急性等を勘
案して、その手続を定めたものである。

(答弁通知書受領)

一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員岩國哲
人君提出高速道路の料金所に関する質問に対し
て、質問事項について検討する必要がある、こ
れに日時を要するため、平成十六年三月二十九
日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項
後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員島脇君
提出政府提出商品取引所法の一部を改正する法
律案に関する質問に対して、質問事項について
検討する必要がある、これに日時を要するた
め、平成十六年四月五日までに答弁する旨の国
会法第七十五条第二項後段の規定による通知書
を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員長妻昭
君提出年金掛け金の給付外使用等に関する質問
に対して、質問事項について検討する必要がある
り、これに日時を要するため、平成十六年四月
十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第
二項後段の規定による通知書を受領した。

知的財産高等裁判所設置法案

右

国会に提出する。

平成十六年三月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

知的財産高等裁判所設置法

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の経済社会における
知的財産の活用、発展に伴い、知的財産の保護
に關し司法の果たすべき役割がより重要となる
ことにかんがみ、知的財産に関する事件につい
ての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、
知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的
財産高等裁判所の設置のために必要な事項を定
めるものとする。

(知的財産高等裁判所の設置)

第二条 東京高等裁判所の管轄に属する事件のう
ち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱
わせるため、裁判所法(昭和二十二年法律第五
十九号)第二十二條第一項の規定にかかわら
ず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的
財産高等裁判所を設ける。

一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回
路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作
隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正
競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十
七号)第二條第一項に規定する不正競争をい

う。)による営業上の利益の侵害に係る訴えに
ついて地方裁判所が第一審としてした終局判
決に対する控訴に係る訴訟事件であつてその
審理に専門的な知見を要するもの

二 特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第
百七十八條第一項の訴え、実用新案法(昭和
三十四年法律第二百三十三号)第四十七條第一
項の訴え、意匠法(昭和三十四年法律第二百
十五号)第五十九條第一項の訴え又は商標法
(昭和三十四年法律第二百二十七号)第六十三條
第一項(同法第六十八條第五項において準用
する場合を含む。)の訴えに係る訴訟事件

三 前二号に掲げるもののほか、主要な争点の
審理に知的財産に関する専門的な知見を要す
る事件

四 第一号若しくは第二号に掲げる訴訟事件又
は前号に掲げる事件で訴訟事件であるものと
口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件
(知的財産高等裁判所に勤務する裁判官等)

第三条 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤
務する裁判官を定める。

2 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務す
る裁判官のうち一人に知的財産高等裁判所長を
命ずる。

(知的財産高等裁判所の司法行政事務)

第四条 知的財産高等裁判所が知的財産高等裁判
所における裁判事務の分配その他の司法行政事
務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する

裁判官の会議の議によるものとし、知的財産高
等裁判所長が、これを総括する。

2 前項の会議は、知的財産高等裁判所に勤務す
る全員の裁判官でこれを組織し、知的財産高等
裁判所長が、その議長となる。

(知的財産高等裁判所事務局)

第五条 知的財産高等裁判所の庶務をつかさどら
せるため、知的財産高等裁判所に知的財産高等
裁判所事務局を置く。

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行す
る。

理 由

我が国の経済社会における知的財産の活用、進
展に伴い、知的財産の保護に關し司法の果たすべ
き役割がより重要となることにかんがみ、知的財
産に関する事件についての裁判の一層の充実及び
迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門
的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置する等の
措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

知的財産高等裁判所設置法案(内閣提出に
關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済社会における知的財産
の活用、発展に伴い、知的財産の保護に關し司

法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 知的財産高等裁判所の設置

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱わせるため、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設けるものとする。

2 知的財産高等裁判所に勤務する裁判官等

最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定め、当該裁判官のうち一人に知的財産高等裁判所長を命ずるものとする。

3 知的財産高等裁判所の司法行政事務

知的財産高等裁判所における裁判事務の分配その他の司法行政事務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の合議の議によるものとし、知的財産高等裁判所長が、これを総括するものとする。

4 知的財産高等裁判所事務局

知的財産高等裁判所の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所事務局を置くものとする。

5 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の経済社会における知的財産の活用進展に伴い、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置するために必要な事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十六年三月二十三日

法務委員長 柳本 卓治

衆議院議長 河野 洋平殿

裁判所法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

裁判所法等の一部を改正する法律

(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「工業所有権」を「知的財産」に、「を掌る」を「その他の法律において定める事務をつかさどる」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 専門委員(第九十二条の二」

第九十二条の七)」を「第二節 専門委員等(第九十二条の七)」と改める。

「第二節 専門委員等」

第一款 知的財産に関する

第十二条の二(第九十二条の七)

する事件における裁判所調査官の事務等(第九

十二条の八・第九十二条の九)」

に改める。

第一編第五章第二節の節名を次のように改め

る。

第二節 専門委員等

第一編第五章第二節中第九十二条の二の前に

次の款名を付する。

第一款 専門委員

第一編第五章第二節中第九十二条の七の次に

次の一款を加える。

第二款 知的財産に関する事件にお

ける裁判所調査官の事務等

(知的財産に関する事件における裁判所調査

官の事務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認め

るときは、高等裁判所又は地方裁判所におい

て知的財産に関する事件の審理及び裁判に関

して調査を行う裁判所調査官に、当該事件に

おいて次に掲げる事務を行わせることができ

一次に掲げる期日又は手続において、訴訟

関係を明瞭にするため、事実上及び法律上

の事項に関し、当事者に対して問いを発

し、又は立証を促すこと。

イ 口頭弁論又は審尋の期日

ロ 争点又は証拠の整理を行うための手続

ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示

義務の有無を判断するための手続

ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他

訴訟手続の進行に関し必要な事項につい

ての協議を行うための手続

二 証拠調べの期日において、証人、当事者

本人又は鑑定人に対し直接に問いを発する

こと。

三 和解を試みる期日において、専門的な知

見に基づく説明をすること。

四 裁判官に対し、事件につき意見を述べる

こと。

(知的財産に関する事件における裁判所調査

官の除斥及び忌避)

第九十二条の九 第二十三条から第二十五条ま

での規定は、前条の事務を行う裁判所調査官

について準用する。

2 前条の事務を行う裁判所調査官について除

斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁

判所調査官は、その申立てについての決定が

確定するまでその申立てがあつた事件に関与

することができない。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ホ中「又は人事訴訟法を『人事訴訟法』に改め、第三十九条第一項の規定による申立て」の下に、「特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第二百五条の四第一項若しくは第二百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百十四条の六第一項若しくは第一百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て」を加える。

(特許法の一部改正)

第四条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中「及び第四百四条から第五百条の二まで」を、「第四百四条から第五百条の二まで、第六十五条の四から第六十五条の七まで及び第六十八條第三項から第六項まで」に改める。

第四百四条の二の次に次の一条を加える。

(特許権者等の権利行使の制限)

第四百四条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められると

きは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

第五百五条第三項中「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

(秘密保持命令)

第五百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。))について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てによ

り、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第五百五条第三項の規定により開示された書類又は第五百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(秘密保持命令の取消し)

第五百五条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第五百五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁

判が確定するまでの間)、その請求の手續を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに ついて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(当事者尋問等の公開停止)

第五百五条の七 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき特許権又は専用実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等による陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第六百六十八条に次の二項を加える。

5 裁判所は、前項の規定によりその特許権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第四百条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

第百八十六条第一項第三号中「(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)」を削る。

第二百条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二百一条第二号中「又は第百九十八条」を「第百九十八条又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(実用新案法の一部改正)

第五条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「明示義務」の下に「特許権者等の権利行使の制限」を、「認定」の下に「秘密保

持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止を加える。

第四十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(訴訟との関係)」を付し、同条に次の二項を加える。

5 裁判所は、前項の規定によりその実用新案権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第三十条において準用する特許法第四十条の第三

一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

第四十条の二を削る。

第四十五条第一項中「及び第四十条の二」を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第三十条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十一条第一号中「第五十六条」の下に「又は前条第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(意匠法の一部改正)

第六十条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第六十条」を「第五十五条の六」に改め、「明示義務」の下に、「特許権者等の権利行使の制限」を加え、「及び」を、「秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等」及び第六十条に改める。

第七十三条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第七十四条第一号中「第六十九条」の下に「又は前条第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(商標法の一部改正)

第七十条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「第五十五条、第五十五条の二及び第六十条」を「第五十四条の三から第五十五条の二まで、第五十五条の四から第五十五条の六まで及び第六十条、第五十六条第一項において準用する特許法第六十八條第三項から第六項まで」に改める。

第三十九条中「及び第五十四条の二から第六十条まで」を、「第五十四条の二から第五十五条の六まで」に改め、「明示義務」の下に、「特許権者等の権利行使の制限」を加え、「及び信用回復の措置」を、「秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等」及び第六十条(信用回復の措置)に改める。

第六十八條第三項中「第三十五条」の下に「第三十九条において準用する特許法第四百三条の三」を加える。

第八十一条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定(第十三条

の二第五項において準用する場合を含む。)による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十二条第二号中「又は第八十条」を、「第八十条又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(不正競争防止法の一部改正)

第八条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者、法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

第六条の三の次に次の四条を加える。

(秘密保持命令)

第六条の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができ。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第六条第三項の規定により開示された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密

が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(秘密保持命令の取消)

第六条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)
第六条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。

第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(当事者尋問等の公開停止)

第六条の七 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十

分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 秘密保持命令に違反した者
第十四条第二項中「第六号」を「第六号の二に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号、第二号又は第七号

三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第六号の二 一億円以下の罰金刑

金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(著作権法の一部改正)

第九条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

の一部分を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「裁判所は」の下に「著作者人格権」を、「出版権」の下に「実演家人格権」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「規定は」の下に「著作者人格

権」を、「出版権」の下に「実演家人格権」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。第十四条の六第一項において同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

第十四条の五の次に次の三条を加える。

(秘密保持命令)

第十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。))について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることがで

きる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行しなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(秘密保持命令の取消)

第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判を

した場合には、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法平成八年法律第九号第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第百二十二条の次に次の一条を加える。
第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百二十三条第一項中「及び第百二十一条の二」を、「第百二十一条の二及び前条」に改める。

第百二十四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第百二十二条の二 一億円以下の罰金刑

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、

し、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 第四条の規定による改正後の特許法(以下この条及び附則第五条第二項において「新特許法」という。)第百四条の三及び第百五条の四から第百五条の六までの規定(新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法(第三号において「新実用新案法」という。)、第六条の規定による改正後の意匠法(次号において「新意匠法」という。))及び第七条の規定による改正後の商標法(同号において「新商標法」という。))において準用する場合を含む。

二 新特許法第百六十八條第五項及び第六項の規定(新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。)

三 新実用新案法第四十條第五項及び第六項の規定(新実用新案法第四十五條第一項において読み替えて準用する新特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。)

四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

五 第九条の規定による改正後の著作権法第一百四十四条の六から第一百四十四条の八までの規定
(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第四条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下この条及び附則第六条において「平成五年特許法等改正法」という。附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年特許法等改正法第三条の規定による改正前の実用新案法(次条において「平成五年旧実用新案法」という。))の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「及び第五百五条(訴訟手続の中止及び書類の提出)」を「(訴訟手続の中止)、裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」とい

う。))第一百四十四条の二から第一百五十五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定、第五百五条の四から第一百五十五条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)及び第六百六十八条第三項から第六項まで(訴訟との関係)」に改める。

第三十条中「措置」の下に「並びに平成十六年改正特許法第一百五十五条の四から第一百五十五条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)」を加える。

第四十八条の十三の見出しを「(特許法等の準用)」に改め、同条第二項中「特許法第八十四条の十」を「第十三条の三第二項から第四項まで及び特許法第八十四条の十第一項」に改める。

第五十条の二中「第十三条の三第四項」の下に「(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同条の表

第四十五條	特許法第七十四條第一項	特許法第七十九條第三項
第四十八條の十	特許法第八十四條の十	特許法第六十五條の三
第十三條第二項	二項	項

を 第四十五條 特許法第七十四條第一項 特許法第七十九條第三項 に改める。

第五十六条第一項及び第二項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第十三条の三第四項(第四十八

条の十三第二項において準用する場合を含む。))及び第三十条においてそれぞれ準用する

平成十六年改正特許法第一百五十五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十一条中「第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定に」、「又は人に対し」、「を」に對して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑

三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑

第六十一条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第三項又は前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正後の平成五年旧実用新案法の規定(罰則を除く。))は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の平成五年旧実用新案法の規定により生じた効力を妨げない。

2 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 この法律による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項(この法律による改正後の平成五年旧実用新案法第四十八條の十三第二項において準用する場合を含む。))において準用する新特許法第一百四十四条の三、第一百五

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

裁判所法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働審判法案及び同報告書

六八

条の四から第百五条の六まで並びに第百六十
八条第五項及び第六項の規定

二 この法律による改正後の平成五年旧実用新
案法第三十条において準用する新特許法第百
五条の四から第百五条の六までの規定

(平成五年特許法等改正法の一部改正)

第六条 平成五年特許法等改正法の一部を次のよ
うに改正する。

附則第四条第二項中「及び特許法等の一部を
改正する法律(平成十一年法律第四十一号。以
下「平成十一年改正法」という。の施行後にした
行為に対する罰則の適用」を削り、同項の表第
五十六條第一項及び第二項の項から第六十一條
の項までを削る。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の
一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第十四条」を「第十四条第一
項第一号から第六号まで若しくは第七号」に改
める。

理 由

我が国の経済社会における知的財産の活用を進
展に伴い、知的財産の保護に關し司法の果たすべ
き役割がより重要となることにかんがみ、知的財
産に關する事件についての審理の一層の充実及び
迅速化を図るため、知的財産に關する事件におけ
る裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、知的財

産の侵害に係る訴訟の審理における営業秘密の保
護の強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等
の侵害に係る訴訟と特許等の無効の審判との関係
の整理等の措置を講ずる必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣
提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済社会における知的財産
の活用の進展に伴い、その保護に關して司法の
果たすべき役割がより重要となることにかんが
み、知的財産に關する事件についての審理の一
層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に關
する事件における裁判所調査官の権限の拡大及
び明確化、知的財産の侵害に係る訴訟の審理に
おける営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立
証の容易化、特許権等の侵害に係る訴訟と特許
等の無効の審判との関係の整理等の措置を講じ
ようとするもので、その主な内容は次のとおり
である。

1 裁判所調査官の権限の拡大及び明確化
裁判所は、必要があると認めるときは、知
的財産に關する事件の審理及び裁判に關して
調査を行う裁判所調査官に、口頭弁論期日等
において、訴訟関係を明瞭にするため、事実
上及び法律上の事項に關し、当事者に対して

問いを發し、又は立証を促す等の事務を行わ
せることができるものとする。

2 知的財産の侵害に係る訴訟の審理における
営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の
容易化

(一) 裁判所は、当事者等に対し、準備書面又
は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の
目的以外の目的で使用し、又は開示しては
ならない旨を命ずることができるようとする
こと。

(二) 特許権等の侵害訴訟において、侵害の有
無についての判断の基礎となる事項であつ
て営業秘密に該當するものに関する当事者
尋問等について、一定の要件の下にその公
開を停止することができるようとするこ
と。

3 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効
の審判との関係の整理

特許権等の侵害に係る訴訟において、特許
等が無効審判により無効にされるべきものと
認められるときは、特許権者等は、相手方に
対しその権利を行使することができないもの
とするとともに、侵害訴訟と無効審判との連
携をより円滑化するために所要の規定を置く
こと。

4 施行期日
この法律は、平成十七年四月一日から施行
するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、知的財産に關する事件についての審
理の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財
産に關する事件における裁判所調査官の権限の
拡大及び明確化、知的財産の侵害に係る訴訟の
審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行
為の立証の容易化、特許権等の侵害に係る訴訟
と特許等の無効の審判との関係の整理等の措置
を講じようとするもので、その措置は妥当なも
のと認め、これを可決すべきものと議決した次
第である。

右報告する。

平成十六年三月二十三日

法務委員長 柳本 卓治
衆議院議長 河野 洋平殿

労働審判法案

右
国会に提出する。

平成十六年三月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

労働審判法

(目的)

第一条 この法律は、労働契約の存否その他の労
働関係に關する事項について個々の労働者と事
業主との間に生じた民事に關する紛争(以下「個
別労働関係民事紛争」という。)に關し、裁判所

において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。）を行う手続（以下「労働審判手続」という。）を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。

（管轄）

第二条 労働審判手続に係る事件（以下「労働審判事件」という。）は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。（移送）

第三条 裁判所は、労働審判事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 裁判所は、労働審判事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該

労働審判事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

（代理人）

第四条 労働審判手続については、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ代理人となることができない。ただし、裁判所は、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは、弁護士でない者を代理人とすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項ただし書の規定による許可を取り消すことができる。

（労働審判手続の申立て）

第五条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に對し、労働審判手続の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならない。

（不適法な申立ての却下）

第六条 裁判所は、労働審判手続の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

（労働審判委員会）

第七条 裁判所は、労働審判官一人及び労働審判員二人で組織する労働審判委員会を労働審判手続を行う。

（労働審判官の指定）

第八条 労働審判官は、地方裁判所が当該地方裁

判所の裁判官の中から指定する。

（労働審判員）

第九条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に關与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。

2 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。

3 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（労働審判員の指定）

第十条 労働審判委員会を組織する労働審判員は、労働審判事件ごとに、裁判所が指定する。

2 裁判所は、前項の規定により労働審判員を指定するに当たっては、労働審判員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、労働審判委員会における労働審判員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

（労働審判員の除斥）

第十一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定は、労働審判員の除斥について準用する。

（決議等）

第十二条 労働審判委員会の決議は、過半数の意

見による。

2 労働審判委員会の評議は、秘密とする。

（労働審判手続の指揮）

第十三条 労働審判手続は、労働審判官が指揮する。

（労働審判手続の期日）

第十四条 労働審判官は、労働審判手続の期日を定めて、事件の關係人を呼び出さなければならない。

（迅速な手続）

第十五条 労働審判委員会は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をしなければならない。

2 労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、三回以内の期日において、審理を終結しなければならない。

（手続の非公開）

第十六条 労働審判手続は、公開しない。ただし、労働審判委員会は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

（証拠調べ等）

第十七条 労働審判委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。

2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

（調停が成立した場合の費用の負担）

第十八条 各当事者は、調停が成立した場合において、その支出した費用のうち調停条項中に費

用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。

(審理の終結)

第十九条 労働審判委員会は、審理を終結するとき、労働審判手続の期日においてその旨を宣言しなければならない。

(労働審判)

第二十条 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。

2 労働審判においては、当事者間の権利関係を確認し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができる。

3 労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない。

4 前項の審判書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第四百四条及び第四百十条から第四百十三条までを除く。)の規定を準用する。

6 労働審判委員会は、相当と認めるときは、第三項の規定にかかわらず、審判書の作成に代えて、すべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を

口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。

7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、調書に記載させなければならない。

(異議の申立て等)

第二十一条 当事者は、労働審判に対し、前条第四項の規定による審判書の送達又は同条第六項の規定による労働審判の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

3 適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判は、その効力を失う。

4 適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

5 前項の場合において、各当事者は、その支出した費用のうち労働審判に費用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。

(訴え提起の擬制)

第二十二条 労働審判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事

件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に属する。

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、民事訴訟法第三百三十七条、第三百三十八条及び第五百五十八条の規定の適用については、第五条第二項の書面を訴状とみなす。

(労働審判の取消し)

第二十三条 第二十条第四項の規定により審判書を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと。

二 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第一百七十七条第一項の規定により送達をすることができないこと。

三 外国においてすべき送達について、第二十条第五項において準用する民事訴訟法第一百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認められること。

四 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第一百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証

する書面の送付がないこと。

2 前条の規定は、前項の規定により労働審判が取り消された場合について準用する。

(労働審判によらない労働審判事件の終了)

第二十四条 労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる。

2 第二十二条の規定は、前項の規定により労働審判事件が終了した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた」とあるのは、「労働審判事件が終了した際に当該労働審判事件が係属していた」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第二十五条 裁判所は、労働審判事件が終了した場合(第十八条及び第二十一条第五項に規定する場合を除く。)において、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。

(事件の記録の閲覧等)

第二十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。

(訴訟手続の中止)

第二十七条 労働審判手続の申立てがあつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、労働審判事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

(即時抗告)

第二十八条 第三条第一項及び第二項、第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項並びに第二十五条の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 労働審判事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編(第三条、第六条、第七条、第十条中民事訴訟に関する法令の規定中人証及び鑑定に関する規定を準用する部分、第十一条、第十三条、第十五条、第二十一条並びに第三十二条を除く。)並びに民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、非訟事件手続法第二十六条中「裁判前ノ手続及び裁判ノ告知ノ費用」とあるのは「労働審判事件ニ関スル手続ノ費用」と、民事調停法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調

停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法(平成十六年法律第 号)第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、労働審判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(不出頭に対する制裁)

第三十一条 労働審判官の呼出しを受けた事件の関係人が正当な理由がなく不出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第三十二条 当事者が正当な理由がなく第二十九条において準用する民事調停法第十二条の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十三条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなく評議の経過又は労働審判官若しくは労働審判員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第二条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「争」を「争い」に改め、「又はを削り、(昭和二十六年法律第二百二十二号)」の下に「若しくは労働審判法(平成十六年法律第 号)」を加え、「応ずる」を「応じ、又は」と改める。

(同法第二十一条第一項の規定による異議の申立てをしないに改める。)

第三十二条第一項中「又は調停」を「調停又は労働審判(労働審判法第二十條の規定による労働審判をいう。第三十八條第三項において同じ。)」に、「見込」を「見込み」に改める。

を「調停に」改め、若しくは労働審判法第二十一条第一項の規定による異議の申立てをしない」に、「和解若しくは調停」を「和解、調停若しくは労働審判」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法(平成十六年法律第 号)

第二十二條第一項(同法第二十三條第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

第九條第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働審判法による労働審判手続の申立て

第九条第四項中「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第十四条中「若しくは調停」を「調停若しくは労働審判」に改める。

別表第一の一四の項中「申立て」の下に「又は労働審判法による労働審判手続の申立て」を加え、「調停を求める」を「調停又は労働審判を求める」に改める。

別表第一の一七の項中「第十七条第一項の規定による申立て」の下に「労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て」を加える。

(民事執行法の一部改正)

第四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第六号中「又は調停(上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。)」を「若しくは調停(上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。又は労働審判に、又は調停が)を若しくは調停が」に、「又は家庭裁判所」を「若しくは家庭裁判所」に改め、「地方裁判所」の下に「又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所」を加える。

却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

第三十九条第一項第二号中「又は調停」を「調停又は労働審判」に改め、同項第四号中「又は調停」を「若しくは調停」に改め、「正本」の下に「又は労働審判法平成十六年法律第

号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本」を加える。

第四十二条第三項及び第百七十四条第一項中「若しくは調停」を「調停若しくは労働審判」に改める。

(民事保全法の一部改正)

第五条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第五項中「申立てを」の下に「本法案が労働審判法(平成十六年法律第 号)第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に對する労働審判手続の申立てを」を加え、同条第六項中「事件」の下に「同項の労働審判手続」を、「調停の成立」の下に「労働審判(労働審判法第二十九条において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む。)」を加え、同条第七項中「提起され」の下に

「又は労働審判法第二十一条第一項(同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により訴えの提起があつたものとみなされ」を加える。

理 由

社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働審判法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働審判手続

労働審判手続は、裁判官である労働審判官一名及び労働関係に関する専門的な知識経験を

を有する労働審判員二名で組織する労働審判委員会が、事件を審理し、調停による解決を試みつつ、当事者間の権利関係を踏まえて事実の実情に即した解決をするために必要な審判を行う手続とするものとする。

2 迅速な審理

労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、三回以内の期日において迅速に審理を終結するものとする。

3 労働審判等

調停が成立しない場合には、労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて労働審判を行うものとする。同時に、労働審判委員会は、事案の性質上、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適當でないとき、労働審判を行わずに事件を終了させることができるものとする。

4 訴訟手続との連携等

当事者は、労働審判に対し、二週間以内に異議の申立てをすることができるとし、異議の申立てがあつたときは、労働審判はその効力を失うとともに、労働審判手続の申立てに係る請求については、労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなすものとする。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設けようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年三月二十三日

法務委員長 柳本 卓治

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

労働審判法案に対する附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 労働審判制度の趣旨は、近年の労働関係事件の増加に適切に対応し、専門的知識をいかした迅速・適正な紛争解決の促進にあることを、広

く国民に周知徹底し、その利用促進に努めること。

二 労働審判員の任命手続については、公正性と中立性を確保し、その研修については、必要かつ十分な措置を講じるよう努めること。

三 労働審判制度の実施状況などを踏まえて、将来、必要があれば、労働裁判に労使関係の専門家が参画する環境整備などの状況を見て、労働参審制の導入の可否について検討すること。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十六年三月二十四日

提出者

厚生労働委員長 衛藤 晟一

クリーニング業法の一部を改正する法律

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「主として公衆衛生」を「公衆衛生等」に、「取締」を「取締り」に改め、「適合させる」の下

に「とともに、利用者の利益の擁護を図る」を加える。

第三条の見出しを「(営業者の衛生措置等)」に改め、同条第三項中「クリーニング所において」を削

り、「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「クリーニング所」の下に「及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除

く)をいう。以下同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利用者に対する説明義務等)

第三条の二 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

第五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「クリーニング所」の下に「若しくは前項の営業」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の三第一項中「第五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条の三中「そのクリーニング所の」を「その」に、「指定したクリーニング所の」を「指定した当該」に改める。

第十条第一項中「クリーニング所」の下に「又は業務用の車両」を、「第三条」の下に「第三条の二

第二項」を加える。

第十条の二中「第三条」の下に「第三条の二第二項」を加える。

第十一条の見出し中「閉鎖処分」を「処分等」に改め、同条中「の閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加える。

第十五条第四号中「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用停止」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としている者についてのこの法律による改正後のクリーニング業法第五条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「クリーニング業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日から三月以内に」とする。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第三条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

七四

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(営業を営む者の特例)

2 クリーニング業法の一部を改正する法律

(平成十六年法律第 号)附則第三条の規

定の施行の際現にクリーニング業法に規定するクリーニング業を営む者が同条の規定の施行の日以後において同法第二条第二項に規定する洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者となつた場合における当該営業とする者(同法第五条の三

第一項の規定によりその地位を承継した者を含む。)は、当分の間、第二条第一項第七号に掲げる営業を営む者とする。

附則第三項から第十項までを削る。

理由

クリーニング業を営む者に対する苦情の状況及びクリーニング所を開設しないで行う新しい形態のクリーニングに係る取次業の出現を踏まえ、利用者の利益の擁護を図り、クリーニング業における適正な衛生水準を確保する等のため、営業者に利用者の利益を擁護するために必要な措置を講じさせるとともに、クリーニング所を開設しないで行うクリーニングに係る取次業を営む者について

も一定の衛生措置を講じさせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十六年三月二十四日

提出者

厚生労働委員長 衛藤 晟一

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「にかかわらず」とともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず」に改め、「増進」の下に「並びに住民の福祉の向上」を加える。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を営業者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を営業者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する理由である。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を営業者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十五万九千九百三十一人」を「十五万七千八百二十八人」に、「四万五千八百三十九人」を「四万五千八百四十二人」に、「四万七千二百八十六人」を「四万七千三百六十一人」に、「二十五万五千四百十人」を「二十五万三千八百十人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の二第二項中「七千六百六十八人」を「九千四百人」に改める。

附則

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、所要の改正を行うものであり、その内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

陸上自衛官の定数を二千九十三人削減し、海上自衛官の定数を三人、航空自衛官の定数を七十五人、統合幕僚会議の自衛官の定数を

百五十五人それぞれ増加させ、自衛官の定数の総計を二十五万五千四十人から二十五万三千百八十人に改めること。

2 自衛隊法の一部改正

即応予備自衛官の員数を千三百三十六人増加させ、九千四人に改めること。

3 施行期日

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、現下の諸情勢に対処し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十六年度一般会計予算に、八千二百万円が計上されている。右報告する。

平成十六年三月二十五日

安全保障委員長 小此木八郎

衆議院議長 河野 洋平殿

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

サイバー犯罪に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

サイバー犯罪に関する条約

前文

欧州評議会の加盟国及びこの条約に署名したその他の国は、
欧州評議会の目的がその加盟国の一層強化され

た統合を達成することであることを考慮し、この条約の他の締約国との協力を促進することの価値を認識し、

特に適当な法令を制定し及び国際協力を促進することによって、サイバー犯罪から社会を保護することを目的とした共通の刑事政策を優先事項として追求することが必要であることを確信し、
コンピュータ・ネットワークがデジタル化され、統合され及び地球規模で拡大し続けることによってもたらされる大きな変化を認識し、
コンピュータ・ネットワーク及び電子情報が犯罪を行うためにも利用される可能性があるという危険並びに犯罪に関する証拠がコンピュータ・ネットワークによって蔵置され及び送信される可能性があるという危険を憂慮し、

サイバー犯罪との戦いにおいて国家と民間業界との間の協力が必要であること並びに情報技術の利用及び開発において正当な利益を保護することが必要であることを認識し、
サイバー犯罪と効果的に戦うためには、刑事問題に関する国際協力を強化し、迅速に行い、かつ、十分に機能させることが必要であることを確信し、

この条約に規定する行為を犯罪として定め及びそのような犯罪と効果的に戦うための十分な権限の付与について定めること、そのような犯罪の探知、捜査及び訴追を国内的にも国際的にも促進すること並びに迅速で信頼し得る国際協力のための

措置を定めることによって、コンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの秘密性、完全性及び利用可能性に対して向けられた行為並びにコンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの濫用を抑止するために、この条約が必要であることを確信し、

すべての者が有する干渉されることがなく意見を持つ権利、表現の自由(国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由等)についての権利及びプライバシーの尊重についての権利を再確認する千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際条約にうたう法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であることを留意し、

また、個人情報保護の保護についての権利(例えば、千九百八十一年に欧州評議会で採択された個人情報保護の自動処理における個人の保護に関する条約によって付与されている権利)に留意し、

千九百八十九年に国際連合で採択された児童の権利に関する条約及び千九百九十九年に国際労働機関で採択された最悪の形態の児童労働条約を考慮し、

欧州評議会で採択された刑事分野における協力に関する現行の諸条約及び欧州評議会の加盟国と他の国々との間に存在する同様の諸条約を考慮し、並びにこの条約が、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査及び刑事訴訟をより効果的なものとし、かつ、犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を可能とするために、これらの条約を補足することを目的とするものであることを強調し、

国際連合、経済協力開発機構、欧州連合及び主要八箇国(G8)の活動その他の近年の進展により、サイバー犯罪との戦いに関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の実際の適用(電気通信の傍受に係る囑託状に関するもの)に関する閣僚委員会勧告第十号(千九百八十五年)、著作権及び著作隣接権の分野における違法な複製行為に関する同勧告第二号(千九百八十八年)、警察部門における個人情報情報の使用を規制する同勧告第十五号(千九百八十七年)、電気通信サービス(特に電話サービス)の領域における個人情報保護に関する同勧告第四号(千九百九十五年)、特定のコンピュータ犯罪の定義について国内の立法機関のための指針を提供するコンピュータに関連する犯罪に関する同勧告第九号(千九百八十九年)及び刑事手続法における情報技術に関連する問題に関する同勧告第十三号(千九百九十五年)を想起し、

第二十一回欧州司法大臣会議(千九百九十七年六月十日及び十一日にブラハで開催)において採択された決議第一号(国内刑事法の規定を相互に一層類似したものとし及びサイバー犯罪の捜査について効果的な手段を利用可能とするために犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)が実施するサイバー犯罪に関する作業を支持するよう閣僚委員会に勧告したもの)及び第二十三回欧州司法大臣会議(二千年六月八日及び九日にロンドンで開催)において採択された決議第三号(できる限り多数の国がこの条約の締約国となることができるようにするための適当な解決を見いだすために交渉当事国が努力を継続するよう奨励し、及びサイバー犯罪との戦いについての特有の要件を十分に考慮した迅速かつ効果的な国際協力体制の必要性を認めたもの)に考慮を払い、

また、第二回首脳会議(千九百九十七年十月十日及び十一日にストラスブルで開催)において欧州評議会の加盟国の元首又は政府の長によつて採択された行動計画(欧州評議会の基準及び価値に基づき新たな情報技術の開発に対する共通の対応を追求するためのもの)に考慮を払つて、次のとおり協定した。

第一章 用語

第一条 定義

この条約の適用上、
a 「コンピュータ・システム」とは、プログラムに従つてデータの自動処理を行う装置又は

相互に接続された若しくは関連する一群の装置であつてそのうちの若しくは二以上の装置がプログラムに従つてデータの自動処理を行うものをいう。

b 「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によつて事実、情報又は概念を表したものをいい、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c 「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。

i そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによつて通信する能力を提供する者(公私を問わない。)

ii i に規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d 「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に関するコンピュータ・データであつて、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・システムによつて作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎となるサービスの種類を示すものをいう。

第二章 国内的にとる措置

第一節 刑事実体法

第一款 コンピュータ・データ及びコン

ピユータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪
第二条 違法なアクセス
締約国は、コンピュータ・システムの全部又は一部に対するアクセスが、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このようなアクセスが防護措置を侵害することによつて行われること、コンピュータ・データを取得する意図その他不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第三条 違法な傍受

締約国は、コンピュータ・システムへの若しくはそこからの又はその内部におけるコンピュータ・データの非公開送信(コンピュータ・データを伝送するコンピュータ・システムからの電磁的放射を含む)の傍受が、技術的手段によつて権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このような傍受が不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第四条 データの妨害

1 締約国は、コンピュータ・データの破損、削

除、劣化、改ざん又は隠ぺいが権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、1に規定する行為が重大な損害を引き起こすことをこの犯罪の要件とする権利を留保することができる。

第五条 システムの妨害

締約国は、コンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第六条 装置の濫用

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a 第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によって利用可能とすること。

i 第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む。)

ii コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ

タ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

b 第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、a i又はiiに規定するものを保有すること。締約国は、自国の法令により、これらのものの一定数の保有を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

2 この条の規定は、1に規定する製造、販売、使用のための取得、輸入、頒布若しくはその他の方法によって利用可能とする行為又は保有が、第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪を行うことを目的としなない場合(例えば、コンピュータ・システムの正当な試験又は保護のために行われる場合)に刑事上の責任を課するものと解してはならない。

3 締約国は、1の規定を適用しない権利を留保することができる。ただし、その留保が1 a iiに規定するものの販売、頒布又はその他の方法によって利用可能とする行為に関するものでない場合に限り。

第二款 コンピュータに関連する犯罪

第七条 コンピュータに関連する偽造

締約国は、コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データ(直接読取りが可能であるか否か及び直接理解が可能であるか否かを問わない。)を生じさせる行為が、当該データが法律上真正で

あるとみなされ又は扱われることを意図して権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

締約国は、詐取する意図又はこれに類する不正な意図を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

第八条 コンピュータに関連する詐欺

締約国は、自己又は他人のために権限なしに経済的利益を得るといふ詐欺的な又は不正な意図をもって、権限なしに故意に次の行為が行われ、他人に対し財産上の損害が加えられることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺい

b コンピュータ・システムの機能に対する妨害

第三款 特定の内容に関連する犯罪

第九条 児童ポルノに関連する犯罪

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。

b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。

c コンピュータ・システムを通じて児童ポル

ノを頒布し又は送信すること。

d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。

e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。

a 性的にあからさまな行為を行う未成年者

b 性的にあからさまな行為を行う未成年者である外見上認められる者

c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像

3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、十八歳未満のすべての者をいう。もつとも、締約国は、より低い年齢(十六歳を下回ってはならない。)の者のみを未成年者とすることができる。

4 締約国は、1 d及びe並びに2 b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第四款 著作権及び関連する権利の侵害に
関連する犯罪

第十条 著作権及び関連する権利の侵害に 関連する犯罪

1 締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の千九百七十二年七月二十四日のパリ改正条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所

有権機関条約に基づく義務に従って自国の法令に定める著作権（これらの条約によって付与された人格権を除く。）の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約に基づく義務に従って自国の法令に定める関連する権利（これらの条約によって付与された人格権を除く。）の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、限定的な状況において、1及び2の規定に基づく刑事上の責任を課さない権利を留保することができる。ただし、他の効果的な救済手段が利用可能であり、かつ、その留保が1及び2に規定する国際文書に定める締約国の国際的義務に違反しない場合に限る。

第五款 付随的責任及び制裁

第十一条 未遂及びほう助又は教唆
1 締約国は、第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆することを自国の国内法上の犯罪とするため、必

要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、第三条から第五条まで、第七条、第八条並びに第九条1a及びcの規定に従って定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 いずれの締約国も、2の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第十二条 法人の責任

1 締約国は、単独で又は法人の機関の一部として活動する自然人であつて当該法人内部で指導的地位にあるものが、次のいずれかの権限に基づき、かつ、当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合に当該犯罪についての責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 法人の代表権

b 法人のために決定を行う権限

c 法人内部で管理を行う権限

2 1に規定する場合に加え、締約国は、法人の権限に基づき活動する自然人が当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合において、当該犯罪の実行が1に規定する自然人による監督又は管理の欠如によるものであるときは、当該法人に責任を負わせ得ることを確保するため、必要な措置をとる。

3 法人の責任は、締約国の法的原则に従つて、

刑事上、民事上又は行政上のものとすることができる。

4 法人の責任は、犯罪を行った自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第十三条 制裁及び措置

1 締約国は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪について自由のはく奪その他の制裁であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるものが科されることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、前条の規定に従って責任を負う法人に対し、刑罰又は刑罰以外の制裁若しくは措置であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるもの（金銭的制裁を含む。）が科されることを確保する。

第二節 手続法

第一款 共通規定

第十四条 手続規定の適用範囲

1 締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のためにこの節に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 第二十一条に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、次の事項について1に規定する権限及び手続を適用する。

a 第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪

b コンピュータ・システムによって行われる他の犯罪

c 犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

3 a 締約国は、留保において特定する犯罪又は犯罪類型についてのみ第二十条に定める措置を適用する権利を留保することができる。ただし、当該犯罪又は犯罪類型の範囲が、第二十一条に定める措置を適用する犯罪の範囲よりも制限的とならない場合に限る。締約国は、第二十条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。

b 締約国は、この条約の採択の時に有効な法令における制限により次のi及びiiのシステムを有するサービス・プロバイダのコンピュータ・システムの内部における通信に第二十条及び第二十一条に定める措置を適用することができない場合には、そのような通信にこれらの措置を適用しない権利を留保することができる。

i 閉鎖されたグループの利用者のために運営されているシステム

ii 公共通信ネットワークを利用せず、かつ、他のコンピュータ・システム（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）に接続されていないシステム
締約国は、第二十条及び第二十一条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。

第十五条 条件及び保障措置

1 締約国は、この節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障措置であつて、千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際文書に基づき義務に従つて生ずる権利その他の人権及び自由の適当な保護を規定しており、かつ、比例原則を含むものに従ふことを確保する。

2 1に規定する条件及び保障措置には、該当する権限又は手続の性質にかんがみ適当な場合には、特に、司法上の又は他の独立した監督、適用を正当化する事由並びに当該権限又は手続の適用範囲及び期間に関する制限を含む。

3 締約国は、公共の利益、特に司法の健全な運営に反しない限り、この節に定める権限及び手続が第三者の権利、責任及び正当な利益に及ぼす影響を考慮する。

第二款 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

第十六条 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

1 締約国は、特に、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによつて蔵置された特定のコンピュータ・データ（通信記録を含む。）が特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずる

に足りる理由がある場合には、当該権限のある当局が当該コンピュータ・データについて迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によつて迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、ある者が保有し又は管理している特定の蔵置されたコンピュータ・データを保全しよう当該者に命令することによつて1の規定を実施する場合には、自国の権限のある当局が当該コンピュータ・データの開示を求めることを可能にするために必要な期間（九十日を限度とする。）当該コンピュータ・データの完全性を保全し及び維持することを当該者に義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、そのような命令を引き続き更新することができ旨定めることができる。

3 締約国は、コンピュータ・データを保全すべき管理者その他の者に対し、1又は2に定める手続がとられていることについて、自国の国内法に定める期間秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、前二条の規定に従ふものとする。

第十七条 通信記録の迅速な保全及び部分開示

1 締約国は、前条の規定に基づいて保全される通信記録について、次のことを行うため、必要

な立法その他の措置をとる。

a 通信の伝達に関与したサービス・プロバイダが一であるか二以上であるかにかかわらず、通信記録の迅速な保全が可能となることを確保すること。

b 当該サービス・プロバイダ及び通信が伝達された経路を自国が特定することができるようにするために十分な量の通信記録が、自国の権限のある当局又は当該権限のある当局によつて指名された者に対して迅速に開示されることを確保すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従ふものとする。

第三款 提出命令

第十八条 提出命令

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内に所在する者に対し、当該者が保有し又は管理している特定のコンピュータ・データであつて、コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に蔵置されたものを提出するよう命令すること。

b 自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対し、当該サービス・プロバイダが保有し又は管理している当該サービスに関連する加入者情報を提出するよう命令

すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従ふものとする。

3 この条の規定の適用上、「加入者情報」とは、コンピュータ・データという形式又はその他の形式による情報のうち、サービス・プロバイダが保有するサービス加入者に関連する情報（通信記録及び通信内容に関連するものを除く。）であつて、それにより次のことが立証されるものをいう。

a 利用された通信サービスの種類、当該サービスののためにとられた技術上の措置及びサービスの期間

b 加入者の身元、郵便用あて名又は住所及び電話番号その他のアクセスのための番号並びに料金の請求及び支払に関する情報であつて、サービスに関する契約又は取決めに基いて利用可能なもの

c 通信設備の設置場所に関するその他の情報であつてサービスに関する契約又は取決めに基いて利用可能なもの

第四款 蔵置されたコンピュータ・データの検索及び押収

第十九条 蔵置されたコンピュータ・データの検索及び押収

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の領域内において次のものに関し検索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、

必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムの全部又は一部及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ

b コンピュータ・データを蔵置することができ
るコンピュータ・データ記憶媒体

2 締約国は、自国の権限のある当局が1 aの規定に基づき特定のコンピュータ・システムの全部又は一部に捜索又はこれに類するアクセスを行う場合において、当該捜索等の対象となるデータが自国の領域内にある他のコンピュータ・システムの全部又は一部の内部に蔵置されていると信ずるに足りる理由があり、かつ、当該データが当該特定のコンピュータ・システムから合法的にアクセス可能であるか又は入手可能であるときは、当該権限のある当局が当該他のコンピュータ・システムに関し捜索又はこれに類するアクセスを速やかに行うことができることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2の規定に基づきアクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。これらの措置には、次のことを行う権限を与えることを含む。

a コンピュータ・システムの全部若しくは一部又はコンピュータ・データ記憶媒体の押収

又はこれに類する確保を行うこと。

b 当該コンピュータ・データの複製を作成し及び保管すること。

c 関連する蔵置されたコンピュータ・データの完全性を維持すること。

d アクセスしたコンピュータ・システムの内部の当該コンピュータ・データにアクセスすることができないようにすること又は当該コンピュータ・データを移転すること。

4 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2に定める措置をとることを可能にするために必要な情報を合理的な範囲で提供するようにコンピュータ・システムの機能又はコンピュータ・システムの内部のコンピュータ・データを保護するために適用される措置に関する知識を有する者に命令する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

5 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第五款 コンピュータ・データのリアルタイム収集

第二十条 通信記録のリアルタイム収集

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

とにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信記録を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により1 aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、自国の領域内において伝達される特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものと取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第二十一条 通信内容の傍受

国の国内法に定める範囲の重大な犯罪に関して、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信の通信内容についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信内容を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により1 aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、自国の領域内における特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものと取り扱うこととする。

り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第三節 裁判権

第二十二条 裁判権

1 締約国は、次の場合において第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 犯罪が自国の領域内で行われる場合

b 犯罪が自国を旗国とする船舶内で行われる場合

場合

c 犯罪が自国の法令により登録されている航空機内で行われる場合

d 犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域的管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によって行われるとき。

2 締約国は、1bからdまでの全部若しくは一部に定める裁判権に関する規則を適用しない権利又は特定の場合若しくは状況においてのみ当該規則を適用する権利を留保することができる。

3 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、引渡しを請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に

当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二十四条1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この条約は、締約国が自国の国内法に従って行使する刑事裁判権を排除するものではない。

5 この条約に従って定められる犯罪が行われたとされる場合において、二以上の締約国が裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議する。

第三章 国際協力

第一節 一般原則

第一款 国際協力に関する一般原則

第二十三条 国際協力に関する一般原則
締約国は、この章の規定に従い、かつ、刑事問題についての国際協力に関する関連の国際文書、統一的又は相互主義的な法令を基礎として合意された取極及び国内法の適用を通じ、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に協力する。

第二款 犯罪人引渡しに関する原則

第二十四条 犯罪人引渡し

1a この条の規定は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪(双方の締約国の法令において長期一年以上自由をはく奪する刑又はこれよりも重い刑を科することが

できるものに限る。)に関する締約国間の犯罪人引渡しについて適用する。

b 統一的若しくは相互主義的な法令を基礎として合意された取極又は二以上の締約国間で適用可能な犯罪人引渡条約(犯罪人引渡しに関する欧州条約(E.T.S.第二十四号)等)に基づいて適用される最も軽い刑罰が異なる場合には、当該取極又は条約に定める最も軽い刑罰を適用する。

2 1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、締約国間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に1に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

5 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 請求を受けた締約国は、1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しにつき、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は自国が当該犯罪について裁判権を有すると認めることを理由として拒否する場合においては、請求を行った締約国からの要請により訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するものとし、適当な時期に確定的な結果を当該請求を行った締約国に報告する。当該権限のある当局は、自国の法令に定めるこれと同様の性質を有する他の犯罪の場合と同様の方法で、決定、捜査及び刑事訴訟を行う。

7a 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、犯罪人引渡条約が存在しない場合に犯罪人引渡し又は仮拘禁のための請求を行い又は受けることについて責任を有する当局の名称及び所在地を通報する。

b 欧州評議会事務局長は、締約国によって指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとす。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

第三款 相互援助に関する一般原則

第二十五条 相互援助に関する一般原則

1 締約国は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子

的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に援助を提供する。

2 締約国は、第二十七条から第三十五条までに定める義務を履行するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、緊急の状況においては、ファクシミリ、電子メール等の緊急の通信手段が適当な水準の安全性及び認証を提供する限り（必要な場合には、暗号の使用を含む）、このような手段により相互援助の要請又はこれに関連する通報を行うことができる。この場合において、要請を受けた締約国が要求するときは、その後正式な確認を行う。要請を受けた締約国は、このような緊急の通信手段による要請を受け入れ、そのような手段によりこれに回答する。

4 この章に別段の定めがある場合を除くほか、相互援助は、要請を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な相互援助条約に定める条件に従う。これらの条件には、当該締約国が協力を拒否することができる理由を含む。当該締約国は、要請が財政に係る犯罪と認められる犯罪に関係することのみを理由として、第二条から第十一条までに定める犯罪について相互援助を拒否する権利を行使してはならない。

5 要請を受けた締約国がこの章の規定に基づき双罰性を相互援助の条件とする場合において、援助が求められている犯罪の基礎を成す行為が当該締約国の法令によって犯罪とされているも

のであるときは、当該援助が求められている犯罪が、当該締約国の法令により、要請を行った締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれるか否か又は同一の用語で定められているか否かにかかわらず、この条件が満たされているものとみなす。

第二十六条 自発的な情報提供

1 締約国は、自国が行った捜査の枠組みの中で入手した情報を他の締約国に開示することが、当該他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟を開始し若しくは実施するに際して役立つ可能性があることを認める場合又はそのような開示により当該他の締約国がこの章の規定に基づき協力を要請することとなる可能性があることを認める場合には、自国の国内法の範囲内において当該情報を事前の要請なしに当該他の締約国に送付することができる。

2 1に規定する情報を提供しようとする締約国は、当該情報を提供する前に、当該情報を秘密のものとして取り扱うこと又は一定の条件を満たす場合にのみ使用することを要請することができる。情報を受領することとなる締約国は、そのような要請に応ずることができない場合には、情報を提供しようとする締約国に対しその旨を通報する。この場合において、情報を提供しようとする締約国は、それにもかかわらず情報を提供すべきか否かについて決定する。情報

を受領する締約国は、条件が付された情報を受領する場合には、当該条件に拘束される。

第四款 適用される国際協定の存在しない場合の相互援助の要請に関する手続

第二十七条 適用される国際協定の存在しない場合の相互援助の要請に関する手続

1 相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であつて要請を行った締約国と要請を受けた締約国との間において有効なものが存在しない場合には、2から9までの規定を適用する。そのような条約、取極又は法令が存在する場合には、関係締約国がこれらの条約、取極又は法令に代えて2から9までの規定の一部又は全部を適用することを合意したときを除くほか、この条の規定を適用しない。

2 a 締約国は、相互援助の要請を送付し及び当該要請に回答し、当該要請を実施し又は当該要請を実施する権限を有する当局に対して当該要請を送付する責任を有する一又は二以上の中央当局を指定する。

b 中央当局は、直接相互に連絡する。

c 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、この2の規定に従って指定した中央当局の名称及び所在地を通報する。

d 欧州評議会事務局長は、締約国によって指定された中央当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとす。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

3 この条の規定による相互援助の要請は、当該要請を受けた締約国の法令と両立しない場合を除くほか、当該要請を行った締約国が定める手続に従って実施される。

4 要請を受けた締約国は、第二十五条4に規定する拒否の理由がある場合に加え、次の場合には援助を拒否することができる。

a 当該要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると自国が認める犯罪に係る場合

b 当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると自国が認める場合

5 要請を受けた締約国は、当該要請に基づく措置が自国の権限のある当局が行う捜査又は刑事訴訟を害することとなる場合には、当該措置をとることを延期することができる。

6 要請を受けた締約国は、援助を拒否し又は延期する前に、当該要請を行った締約国と協議し、適当な場合には、当該要請を部分的に認めるか否か又は当該要請を自国が必要と認める条件に従って認めるか否かについて検討する。

7 要請を受けた締約国は、当該要請を行った締

約国に対し、援助の要請の実施の結果を速やかに通報する。当該要請を拒否し又は延期する場合には、その理由を示さなければならない。また、当該要請を受けた締約国は、当該要請を行った締約国に対し、当該要請を実施することができない理由又は当該要請の実施を著しく遅延させるおそれのある理由を通報する。

8 要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国に対し、当該要請の実施に必要な範囲を除くほか、この章の規定に基づく要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。当該要請を受けた締約国は、当該要請を秘密のものとして取り扱うことができない場合には、速やかにその旨を当該要請を行った締約国に通報する。この場合において、当該要請を行った締約国は、それにもかかわらず当該要請が実施されるべきか否かについて決定する。

9 a 緊急の場合には、相互援助の要請又はこれに関連する通報は、当該要請を行う締約国の司法当局が当該要請を受ける締約国の司法当局に直接行うことができる。この場合において、当該要請を受ける締約国の中央当局に対し、当該要請を行う締約国の中央当局を通じて当該要請の写しを同時に送付する。

b この9の規定に基づく要請又は通報は、国際刑事警察機構を通じて行うことができる。
c aの規定に基づく要請が行われたが、要請

を受けた司法当局が当該要請を取り扱う権限を有していない場合には、当該司法当局は、当該要請を自国の権限のある当局に委託し、その委託の事実を当該要請を行った締約国に直接通報する。

d この9の規定に基づいて行われる要請又は通報(強制的な措置に関するものを除く)は、当該要請を行う締約国の権限のある当局が当該要請を受ける締約国の権限のある当局に直接行うことができる。

e 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、この9の規定に基づく要請については効率上の理由により自国の中央当局に対して行われるべきことを欧州評議会事務局長に通報することができる。

第二十八条 秘密性及び使用制限

1 相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であつて要請を行った締約国と要請を受けた締約国との間において有効なものが存在しない場合には、この条の規定を適用する。そのような条約、取極又は法令が存在する場合には、関係締約国がこれらの条約、取極又は法令に代えて2から4までの規定の一部又は全部を適用することを合意したときを除くほか、この条の規定を適用しない。
2 要請を受けた締約国は、当該要請に依じて情報又は資料を提供するに際し、次の条件を付す

ることができる。

a 秘密保持の条件なしでは法律上の相互援助の要請に応じられない場合に当該情報又は資料が秘密のものとして取り扱われること。

b 要請書に記載された捜査又は刑事訴訟以外の捜査又は刑事訴訟に当該情報又は資料が使用されないこと。

3 要請を行った締約国は、2に定める条件に従うことができない場合には、速やかにその旨を当該要請を受けた締約国に通報する。この場合において、当該要請を受けた締約国は、それにもかかわらず情報を提供すべきか否かについて決定する。当該要請を行った締約国は、そのような条件を受け入れた場合には、当該条件に拘束される。

4 2に定める条件を付して情報又は資料を提供する締約国は、当該条件に関連して、要請を行った締約国に対し、当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。

第二節 特別規定
第一款 暫定措置に関する相互援助
第二十九条 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによつて蔵置されたコンピュータ・データであつて、当該他の締約国の領域内に所在し、かつ、自国が当該データに関しその

捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のために相互援助の要請を提出する意図を有するものについて、迅速な保全を命令し又はその他の方法によつて迅速な保全を確保するよう要請することができる。

2 1の規定に基づいて行われる保全の要請書には、次の事項を明記する。

a 保全を求める当局
b 捜査又は刑事訴訟の対象となつてゐる犯罪及び関連する事実の簡潔な要約

c 保全すべき蔵置されたコンピュータ・データ及び当該データとbに規定する犯罪との関係
d 蔵置されたコンピュータ・データの管理者又はコンピュータ・システムの所在地を特定する情報であつて、利用可能なもの

e 保全の必要性
f 締約国が、蔵置されたコンピュータ・データの捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のために相互援助の要請を提出する意図を有すること。

3 締約国は、他の締約国から要請を受けた場合には、特定のデータを自国の国内法に従つて迅速に保全するため、すべての適当な措置をとる。締約国は、要請に依するに当たり、双罰性をそのような保全を行うための条件として要求

してはならない。

4 蔵置されたコンピュータ・データの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のための相互援助の要請に応ずる条件として双罰性を要求する締約国は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪以外の犯罪に関し、開示の時点で双罰性の条件が満たされないと信ずるに足りる理由がある場合には、この条の規定に基づく保全のための要請を拒否する権利を留保することができる。

5 保全のための要請は、4に定める場合に加え、次の場合にのみ拒否することができる。

a 当該要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると当該要請を受けた締約国が認める犯罪に関係する場合

b 当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると当該要請を受けた締約国が認める場合

6 要請を受けた締約国は、保全によつては当該要請に係るデータの将来における利用可能性が確保されず、又は当該要請を行つた締約国の捜査の秘密性が脅かされ若しくはその他の態様で捜査が害されるであろうと信ずる場合には、当該要請を行つた締約国に対し速やかにその旨を通報する。この場合において、当該要請を行つた締約国は、それにもかかわらず当該要請が実

施されるべきか否かについて決定する。

7 1に定める要請に応ずるために行われた保全は、当該要請を行つた締約国が蔵置されたコンピュータ・データの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のための要請を提出することができようにするため六十日以上期間のものとする。当該データは、当該要請を受領した後、当該要請に関する決定が行われるまでの間引き続き保全される。

第三十条 保全された通信記録の迅速な開示

1 前条の規定に基づいて行われた要請を受けた締約国は、特定の通信に関する通信記録の保全のための要請を実施する過程において、他の国のサービス・プロバイダが当該通信の伝達に關与していたことを知つた場合には、要請を行つた締約国に対し、当該サービス・プロバイダ及び当該通信が伝達された経路を特定するために十分な量の通信記録を迅速に開示する。

2 1の規定に基づく通信記録の開示は、次の場合にのみ行わないことができる。

a 要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると当該要請を受けた締約国が認める犯罪に関係する場合

b 要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると当該要請を受けた締約国が認める場合

第二款 捜査の権限に関する相互援助

第三十一条 蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによつて蔵置されたコンピュータ・データ(第二十九条の規定に従つて保全されたデータを含む。)であつて当該締約国の領域内に所在するものの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示を要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、第二十三条に規定する国際文書、取極及び法令の適用を通じ、かつ、この章の他の関連する規定に従つて、当該要請に応じなければならない。

3 要請を受けた締約国は、次の場合には、迅速に当該要請に応じなければならない。

a 関連するデータが特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合

b 2に規定する国際文書、取極及び法令に迅速な協力について別段の定めがある場合

締約国は、他の締約国の許可なしに、次のことを行うことができる。

a 公に利用可能な蔵置されたコンピュータ・データにアクセスすること(当該データが地理的に所在する場所のいかんを問わない。)

b 自国の領域内にあるコンピュータ・システムを通じて、他の締約国に所在する蔵置されたコンピュータ・データにアクセスし又はこれを受領すること。ただし、コンピュータ・システムを通じて当該データを自国に開示する正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られる場合に限る。

第三十三条 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助

1 締約国は、コンピュータ・システムによつて伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集することについて、相互に援助を提供する。2の規定に従うことを条件として、この援助は、国内法に定める条件及び手続に従つて行う。

2 締約国は、少なくとも国内の類似の事件において通信記録のリアルタイム収集を行うことができる犯罪については、1に規定する援助を提供する。

第三十四条 通信内容の傍受に関する相互援助

締約国は、自国に適用される条約及び国内法によつて認められている範囲内で、コンピュータ・

システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することについて、相互に援助を提供する。

第三款 二十四／七ネットワーク

第三十五条 二十四／七ネットワーク

1 締約国は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために速やかに援助することを確保するため、週七日かつ一日二十四時間利用可能な連絡部局を指定する。その援助には、次の措置を促進すること又は国内法及び慣行によって認められている場合には次の措置を直接とることを含む。

a 技術上の助言を提供すること。

b 第二十九条及び第三十条の規定に従いデータを保全すること。

c 証拠を収集し、法律上の情報を提供し、及び容疑者の所在を探すること。

2 a 締約国の連絡部局は、他の締約国の連絡部局と迅速に通信する能力を有する。

b 締約国が指定する連絡部局は、国際的な相互援助又は犯罪人引渡しについて責任を有する当該締約国の当局の一部でない場合には、当該責任を有する当局と迅速に調整を行うことがであることを確保する。

3 締約国は、二十四／七ネットワークの運用を促進するため、訓練されかつ装備された要員が

利用可能であることを確保する。

第四章 最終規定

第三十六条 署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この条約は、五の国（欧州評議会の加盟国の少なくとも三の国を含むことを要する。）が、この条約に拘束されることに同意する旨を1及び2の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を1及び2の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十七条 この条約への加入

1 この条約の効力発生の後、欧州評議会閣僚委員会はこの条約の締約国と協議してすべての締約国の同意を得た後に、この条約の作成に参加しなかった欧州評議会の非加盟国に対してこの条約に加入するよう招請することができる。決定は、欧州評議会規程第二十条dに定める多数による議決であつて同委員会に出席する資格

を有するすべての締約国の代表の賛成票を含むものによって行う。

2 この条約は、1の規定によりこの条約に加入する国については、加入書を欧州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十八条 適用領域

1 いずれの国も、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その後いつでも、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1又は2の規定に基づいて行われたいかなる宣言も、当該宣言において特定された領域について、欧州評議会事務局長にあてた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十九条 この条約の効果

1 この条約は、締約国間で適用される多数国間又は二国間の条約及び取極を補足することを目的とする。これらの条約及び取極には、次のものを含む。

千九百五十七年十二月十三日にパリにおいて署名のために開放された犯罪人引渡しに関する欧州条約(ETS第二十四号)

千九百五十九年四月二十日にストラスブールにおいて署名のために開放された刑事問題

についての相互援助に関する欧州条約(ETS第三十号)

千九百七十八年三月十七日にストラスブールにおいて署名のために開放された刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の追加議定書(ETS第九十九号)

2 二以上の締約国は、この条約に規定する事項に関して、既に協定若しくは条約を締結若しくは他の方法による固有の関係を確立している場合又は将来そのような協定若しくは条約を締結若しくはそのような関係を確立する場合に、当該協定若しくは条約を適用し又は当該他の方法による関係に従って当該締約国間の関係を規律する権利を有する。締約国は、この条約に規定する事項に関しこの条約が規律する態様以外の態様でそのような関係を確立する場合に、この条約の目的及び原則に反しないように行う。

3 この条約のいかなる規定も、締約国が有する他の権利、制限、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

第四十条 宣言

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書

面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第二条、第三条、第六条1b、第七条、第九条3及び第二十七条9eに定める追加的な要件を課することを宣言することができる。

第四十一条 連邦条項

1 連邦制の国は、第三章に定める協力を行うことができることを条件として、第二章に定める義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規律する基本原則に適合する範囲において履行する権利を留保することができる。

2 連邦制の国は、1の規定に基づく留保を付する場合においては、第二章に定める措置について規定する義務を免除し又は著しく減ずることとなる内容の留保を付してはならない。連邦制の国は、いかなる場合にも、第二章に定める措置について幅広くかつ効果的な法執行能力を規定する。

3 この条約の規定であつて、州その他これに類する領域的主体の管轄の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によって州その他これに類する領域的主体が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの州の権限のある当局に対し、好意的な意見を付してその規定を通報し、その実施のために適当な措置をとることを奨励する。

第四十二条 留保

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第四条3、第六条3、第九条4、第十条3、第十一条3、第十四条3、第二十二條2、第二十九條4及び第四十一条1に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

第四十三条 留保の撤回

1 前条の規定に従つて留保を付した締約国は、欧州評議会事務局長にあてた通告により留保の全部又は一部を撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日に効力を生ずる。通告において特定された日に留保の撤回が効力を生ずる旨が記載されており、かつ、当該特定された日が同事務局長による当該通告の受領の日よりも遅い日である場合には、撤回は、当該特定された日に効力を生ずる。

2 前条に規定する留保を付した締約国は、状況が許す場合には、その留保の全部又は一部を速やかに撤回する。

3 欧州評議会事務局長は、前条に規定する留保を付した締約国に対し、その留保の撤回の見込みについて定期的に照会することができる。

第四十四条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。欧州評議会事務局長は、改正

案を欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国及び第三十七条の規定によりこの条約に加入し又は加入するよう招請された国に通報する。

2 締約国が提案する改正案は、犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)に通報され、CDPCは、当該改正案に関する意見を欧州評議会閣僚委員会に提出する。

3 欧州評議会閣僚委員会は、改正案及びCDPC Cによって提出された意見を検討するものと し、欧州評議会の非加盟国であつてこの条約の締約国であるものと協議を行った後、当該改正案を採択することができる。

4 3の規定に従つて欧州評議会閣僚委員会によつて採択された改正は、受諾のため締約国に送付される。

5 3の規定に従つて採択された改正は、すべての締約国が欧州評議会事務局長に対しこれを受諾する旨を通告した後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十五条 紛争の解決

1 犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)は、この条約の解釈及び適用に関して常時通報を受ける。

2 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段(関係締約国間の合意に基づき、当該紛争をCDPC、締約国

を拘束する決定を行う仲裁裁判所又は国際司法裁判所に付託すること等)により紛争の解決に努める。

第四十六条 締約国間の協議

1 締約国は、適当な場合には、次のことを促進するため定期的に協議する。

a この条約の効果的な活用及び実施(これらに関する問題の特定及びこの条約に基づいて行われた宣言又は留保の効果を含む。)

b サイバー犯罪及び電子的形態の証拠の収集に関連する法律上、政策上又は技術上の著しい進展に関する情報の交換

c この条約の補足又は改正の検討

2 犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)は、1に規定する協議の結果に関して定期的に通報を受ける。

3 CDPCは、適当な場合には、1に規定する協議を促進するものとし、締約国がこの条約の補足又は改正のために努力することを支援するために必要な措置をとる。CDPCは、この条約が効力を生じた後三年以内に、締約国と協力してこの条約のすべての規定を再検討し、必要な場合には、適当な改正を勧告する。

4 1の規定の実施に要する費用は、欧州評議会が負担する場合を除くほか、締約国が決定する方法で締約国が負担する。

5 締約国は、この条の規定に基づく任務を遂行するに当たり、欧州評議会事務局の支援を受ける。

第四十七条 廃棄

1 いずれの締約国も、欧州評議会事務局長にあって通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、欧州評議会事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第四十八条 通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国及びこの条約に加入し又は加入しよう招請された国に対して次の事項を通報する。

- a 署名
- b 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- c 第三十六条及び第三十七条の規定による効力発生の日
- d 第四十条の規定に従って行われた宣言及び第四十二条の規定に従って付された留保
- e この条約に関して行われたその他の行為、通告又は通報

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千一年十一月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国

及びこの条約に加入しよう招請されたすべての国に対しその認証原本を送付する。

サイバー犯罪に関する条約の締結について
承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

情報技術分野の急速な発達、コンピュータ・ネットワークの発展によつて、世界中で電子メールの幅広い利用、インターネットを通じて各種サイトへのアクセス、電子商取引等が可能となる一方、コンピュータ・システムを攻撃するような犯罪及びコンピュータ・システムを利用して行われる犯罪(いわゆるサイバー犯罪)が出現するようになった。サイバー犯罪は、犯罪行為の結果が国境を越えて広範な影響を及ぼし得るといふ特質を備えていることから、その防止及び抑制のために国際的に協調して有効な手段をとる必要性が高く、そのために法的拘束力のある国際文書の作成が必要であるとの認識が欧州評議会において共有されるようになった。このような状況の下、欧州評議会において、サイバー犯罪を取り扱う専門家会合が設置され、平成九年以降、同会合においてこの条約の作成作業が行われてきた結果、平成十三年九月に行われた欧州評議会閣僚委員会代理会合において条約の案文について合意が成立し、同年十一月八日に行われた欧州評議会閣僚委員会会合において、本条約が正式に採択された。

本条約は、いわゆるサイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、コンピュータ・システムに対するアクセス、コンピュータ・データの非公開送信に対する技術的手段による傍受、コンピュータ・データの破損、削除、劣化、改ざん又は隠蔽等が、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること。

2 締約国は、1に定める犯罪を行うために使用されることを意図して、その犯罪を主として行うために設計又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む)、コンピュータ・システムにアクセス可能となるようなコンピュータ・パスワード等を製造し、販売し、使用のために取得すること等が、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること。

3 締約国は、コンピュータ・システムに関連して権限なしに故意に行われる児童ポルノの製造、提供の申出又は利用可能化、頒布又は送信、自己又は他人のための取得及び保有を

自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること。

4 締約国は、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによつて蔵置された特定のコンピュータ・データ(通信記録を含む)の迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によつて迅速な保全を確保するため、必要な立法その他の措置をとること。

5 この条約に定める犯罪が、双方の締約国の法令において長期一年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することとされている場合には、当該犯罪に関する締約国間の犯罪人引渡しについては、第二十四条の規定を適用すること。

6 締約国は、コンピュータ・システムによつて伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集すること等について、相互に援助を提供すること。

7 いずれの国も、特定の条に定める留保を付する旨等を宣言することができること。
なお、我が国は、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス及びコンピュータ・データの違法な傍受を国内法上の犯罪とするに当たり、追加的な要件を課すること、提供又は公然陳列を目的とする児童ポルノの所持及び保管を国内法上の犯罪とすることを除くほか、児童ポルノの保有を国内法上の犯罪としないこと等の

平成十六年三月三十日 衆議院会議録第十八号

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件及
び同報告書

八八

宣言を行うことを予定している。

本条約は、平成十六年七月一日に効力を生ずることになっており、我が国については批准書、受諾書又は承認書を欧州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十六年三月二十六日

外務委員長 米澤 隆
衆議院議長 河野 洋平殿

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

この議定書の締結国は、

児童の権利に関する条約の目的及び同条約の規定(特に、第一条、第十一条、第二十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の規定)の実施を更に達成することを目的として、児童の売買、児童買春及び児童ポ

ルノからの児童の保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であることを考慮し、

また、児童の権利に関する条約が、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認めていることを考慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを目的とした児童の国際的な取引が相当数にのぼりかつ増加していることを深刻に憂慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを直接助長するために児童が特に被害を受けやすい買春旅行が広く行われかつ継続していることを深く憂慮し、

女子である児童その他の多くの特に被害を受けやすい集団が性的搾取を受ける危険に一層さらされていること及び性的搾取を受ける者の中で女子である児童が不均衡に多いことを認識し、

インターネットその他の発展しつつある技術による児童ポルノの入手が更に容易になつていことを憂慮し、インターネット上の児童ポルノと戦う国際会議(千九百九十九年にウィーンで開催)、特に、児童ポルノを製造し、配布し、輸出し、送信し、輸入し、意図的に保有し及び宣伝すること

を全世界において犯罪とすることを求めるという同会議の結論を想起し、並びに政府とインターネット業界との間のより緊密な協力及び連携の重要性を強調し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの撲滅は、不十分な開発、貧困、経済的な不均衡、不衡平な社会経済的構造、家族の機能不全、教育の欠如、都市と農村との間の移住、性差別、大人の無責任な性的行動、有害な伝統的慣行、武力紛争、児童の取引その他の様々な要因に対処する全体的な取組方法を採用することにより促進されることを確信し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに対する消費需要を減少させるためには、公衆の意識を向上させるための努力が必要であることを確信し、また、すべての関係者の間の世界的な連携を強化し及び国内における法の執行を促進することの重要性を確信し、

国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約、親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約(第百八十二号)その他の児童の保護に関する国際的な法的文書に留意し、児童の権利に関する条約に対して、児童の権利の促進及び保護のための広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの防止のための行動計画、千九百九十六年八月二十七日から三十一日までストックホルムで開催された児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において採

択された宣言及び行動のための課題並びに関係国際団体によるその他の関連する決定及び勧告の実施の重要性を認識し、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

第二条

この議定書の適用上、

(a) 「児童の売買」とは、報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引をいう。

(b) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用することをいう。

(c) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う児童のあらゆる表現(手段のいかんを問わない。)又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

第三条

1 各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたか組織により行われたかを問わず、少

なくとも次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

(a) 前条に定義する児童の売買に関し、

(i) 児童を次の目的のため提供し、移送し又は収受すること(手段のいかんを問わない。)

a 児童を性的に搾取すること。

b 営利の目的で児童の臓器を引き渡すこと。

c 児童を強制労働に従事させること。

(ii) 養子縁組に関する適用可能な国際的な法的文書に違反する児童の養子縁組について同意するよう、仲介者として不当に勧誘すること。

(b) 前条に定義する児童買春のため、児童を提供し、取得し、あつせんし及び供給すること。

(c) 前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

2 締約国の国内法の規定に従って、1に規定する行為の未遂及び1に規定する行為を共謀し又は1に規定する行為に加担する行為についても、1の規定を適用する。

3 各締約国は、1及び2に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようになる。

4 各締約国は、自国の国内法の規定に従って、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

適当な場合には、1に定める犯罪についての法人の責任を確立するための措置をとる。法人のこの責任は、締約国の法的原則に従って、刑事上、民事上又は行政上のものとすることができる。

5 締約国は、児童の養子縁組に関与するすべての者が適用可能な国際的な法的文書に従って行動することを確保するためのすべての適当な法律上及び行政上の措置をとる。

第四条

1 各締約国は、前条1に定める犯罪が自国の領域内では又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2 各締約国は、次の場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

(a) 容疑者が、自国の国民である場合又は自国の領域内に常居所を有する者である場合

(b) 被害者が自国の国民である場合

3 各締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この議定書は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第五条

1 第三条1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされ、また、締約国間で今後締結されるすべての犯罪人引渡条約における引渡犯罪に含まれるものとする。ただし、これらの条約に定める条件に従うことを条件とする。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この議定書を第三条1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第三条1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第三条1に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、前条の規定に従って裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。

5 第三条1に定める犯罪に関して引渡しの請求が行われた場合において、請求を受けた締約国が犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、当該締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。

第六条

1 締約国は、第三条1に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助(これらの手続に必要であり、かつ、自国が提供することができる証拠の収集に係る援助を含む。)を与える。

2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するように、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、自国の国内法に従って相互に援助を与える。

第七条

締約国は、自国の国内法の規定に従って、次のことを行う。

(a) 適当な場合には、次のものを押収し又は没収することを定めるための措置をとること。
(i) この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物(例えば、材料、財産及び他の道具)

(ii) この議定書に定める犯罪から生じた収益
(a) に規定する物又は収益の押収又は没収についての他の締約国からの要請を実施すること。

(c) この議定書に定める犯罪を行うために使用された場所を一時的又は恒久的に閉鎖するための措置をとること。

第八条

1 締約国は、刑事司法手続のすべての段階にお

いて、特に次のことを行うことによつて、この議定書によつて禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。

(a) 被害者である児童が被害を受けやすいことを認め、及び当該児童の特別な必要(証人としての特別な必要等)を認めるために刑事司法手続を適合させること。

(b) 被害者である児童に対し、当該児童が有する権利及び役割並びに刑事司法手続に係る範囲、時期及び進捗状況について通知し、また、当該児童に係る事件の処理について通知すること。

(c) 被害者である児童の個人的な利益に影響を及ぼす刑事司法手続において、国内法の手続規則に合致する方法により、当該児童の意見、必要及び懸念が表明され及び考慮されることを認めること。

(d) 訴訟手続の間を通じて被害者である児童に対し適当な支援サービスを与えること。

(e) 被害者である児童の私生活及び身元関係事項を適当な場合に保護し、並びに被害者である児童の身元の特定につながるような情報の不適当な公表を避けるために国内法に従って措置をとること。

(f) 適当な場合には、被害者である児童、その家族及び被害者である児童のための証人に対する脅迫及び報復からの保護のための措置をとること。

(g) 事件の処理及び被害者である児童に対して賠償を与える命令又は決定の執行において必要な遅延を避けること。

2 締約国は、被害者の実際の年齢が不確定であることが捜査(被害者の年齢を立証するための捜査を含む。)を開始する妨げとならないことを確保する。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者である児童の刑事司法制度における取扱いにおいて、児童の最善の利益が主として考慮されることを確保する。

4 締約国は、この議定書によつて禁止されている犯罪の被害者のために働く者に対して、適当な研修、特に法律及び心理学に関する研修を確保するための措置をとる。

5 締約国は、適当な場合には、この議定書によつて禁止されている犯罪の防止又はこのような犯罪の被害者の保護及びリハビリテーションに関する個人又は団体の安全及び信頼性を保護するための措置をとる。

6 この条のいかなる規定も、被告人が有する公正かつ公平な裁判を受ける権利を害し又はこれと両立しないものと解してはならない。

第九条

1 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置、社会政策及び計画を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。このような犯罪により特に被害を受けやすい児童の保護に特別の考慮を払う。

2 締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置及び有害な影響に関し、すべての適当な手段による広報並びに教育及び研修を通じ、児童を含む公衆一般の意識を向上させる。この条の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、社会、特に被害者である児童その他の児童が、このような広報、教育及び研修に関する計画(国際的な規模のものを含む。)に参加することを奨励する。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、十分な社会復帰並びに十分な身体的及び心理的な回復その他のすべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

4 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者であるすべての児童が、法的な責任を負う者に対し差別されることがなく損害についての賠償を求めるための適当な手続を利用することができることを確保する。

5 締約国は、この議定書に定める犯罪を宣伝する物の製造及び頒布を効果的に禁止するための適当な措置をとる。

第十条

1 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行に係る行為に責任を負う者について、このような行為の防止、並びに発見、捜査、訴追及び処罰のための多数国間の、地域的な又は二国間の取決めに国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。また、締約国は、締約国の当局、国内の及び国際

的な非政府機関並びに国際機関の間における国際的な協力及び協調を促進する。

2 締約国は、被害者である児童の身体的及び心理的な回復、社会復帰並びに帰還を援助するための国際協力を促進する。

3 締約国は、児童が児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行により被害を受ける一因となっている貧困、不十分な開発その他の根本的な原因に対処するための国際協力を強化することを促進する。

4 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間の、地域的な又は二国間の計画その他の計画を通じて財政的、技術的その他の援助を提供する。

第十一条

この議定書のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第十二条

1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告

に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第十三条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならないが、また、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十四条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後一箇月で効力を生ずる。

第十五条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に對しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した犯罪について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第十六条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に對し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定(受諾した従前の改正を含む。)により引き続き拘束される。

第十七条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

世界中で多数の児童が性産業に従事させられ、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害を受けているが、経済社会のグローバル化により児童の商業的性的搾取が国際的に行われるようになり、児童が受ける被害が一層深刻となつていくところ、このような事態を改善し、児童の権利を更に促進し及び保護するため、国際社会が協力して取り組む必要性が高まった。このような状況の下、平成六年に国際連合経済社会理事会の下に開催された第五十回人権委員会において、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する問題の根絶のために必要となる措置を内容とする児童の権利に関する条約の選択議定書の草案の検討を行うことを目的とした作業部会の設置を決定する決議が採択された。

この決議を受けて、同年に第一回作業部会がジュネーブにおいて開催された。その後、作業部会はほぼ年一回開催され、議定書の案文が検討された。この結果、平成十二年の第六回作業

平成十六年三月三十日 衆議院會議録第十八号

部会において案文が採択され、同年五月二十五日に第五十四回國際連合總會において本議定書が採択された。

本議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、國際協力等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保すること。

(一) 児童の売買に関し、児童を性的搾取、営利目的の臓器の引渡し又は強制労働の目的のため提供し、移送し又は收受すること。

(二) 児童買春のため、児童を提供し、取得し、あつせんし及び供給すること。

(三) 児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

2 締約国は、国内法の規定に従って、第三条1に規定する行為の未遂及びこれらの行為を共謀し又はこれらの行為に加担する行為についても、自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保すること。

3 締約国は、第三条1に定める犯罪が自国の領域内又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合及びこれらの行為の容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者

の引渡しを行わない場合において、自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

4 第三条1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされ、引渡しの請求を受けた締約国は、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとること。

5 締約国は、刑事司法手続において、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとること。

6 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置等を採用し又は強化し、実施し及び周知させること。

7 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ポルノ等の行為の防止、発見、捜査等のための國際協力を強化するためのすべての必要な措置をとること。

8 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出すること。

なお、本議定書は、平成十四年一月十八日に効力を生じており、我が国については、批准書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の後一箇月で効力を生ずることになっている。よって政府は、本議定書の締結について、日

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
武力紛争における児童の関

本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を國際社会に示すとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十六年三月二十六日

外務委員長 米澤 隆
衆議院議長 河野 洋平殿

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、武力紛争における関与から児童

を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を國際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

この議定書の締約国は、

児童の権利に関する条約に対して、児童の権利の促進及び保護のために努力する広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、

児童の権利は特別な保護を必要とすることを再確認し、また、差別なく児童の状況を不断に改善すること並びに平和で安全な状況において児童が発達し及び教育を受けることを要請し、

武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが永続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し、

武力紛争の状況において児童を標的とすること及び学校、病院等一般的に多数の児童が存在する場所その他の國際法に基づいて保護されている対象を直接攻撃することを非難し、

國際刑事裁判所規程が採択されたこと、特に同

規程が、国際的な武力紛争及び非国際的な武力紛争の双方において、十五歳未満の児童を強制的に徴集し及び志願に基づいて編入し並びに敵対行為に積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪として規定していることに留意し、

したがって、児童の権利に関する条約において認められている権利の実現を更に強化するためには、武力紛争における関与から児童を一層保護することが必要であることを考慮し、

児童の権利に関する条約第一条が、同条約の適用上、「児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く早く成年に達したものを除く。」と規定していることに留意し、

軍隊に採用することができる者の年齢及びこれらの者が敵対行為に参加する年齢を引き上げる選択議定書は、児童に関するすべての措置をとるに当たっては児童の最善の利益が主として考慮されるべきであるとの原則の実施に効果的に資することを確信し、

千九百九十五年十二月の第二十六回赤十字・赤新月国際会議が、紛争当事国は十八歳未満の児童を敵対行為に参加させないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとることを特に勧告したことに留意し、

武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を特に禁止する最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働

機関の条約(第百八十二号)が千九百九十九年六月に全会一致で採択されたことを歓迎し、

国の軍隊と異なる武装集団が敵対行為において国境内では又は国境を越えて児童を採用し、訓練し及び使用することを最も重大な関心をもって非難し、並びにこの点に関連して児童を採用し、訓練し及び使用するものの責任を認識し、

武力紛争の各当事者が国際人道法の規定を遵守する義務を負っていることを想起し、

この議定書が国際連合憲章(第五十一条等)に定める目的及び原則並びに人道法の関連する規範を害するものではないことを強調し、

同憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における児童の十分な保護に不可欠であることに留意し、

経済的若しくは社会的地位又は性別のため、この議定書に反して特に採用され又は敵対行為に使用されやすい児童についての特別な必要性を認識し、

武力紛争における児童の関与についての経済的、社会的及び政治的な根本的原因を考慮に入れる必要性に留意し、

この議定書の実施における国際協力並びに武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理社会的なリハビリテーション並びに社会復帰における国際協力を強化する必要性を確信し、

社会、特に被害者である児童その他の児童がこの議定書の実施に関する広報及び教育に関する計画の普及に参加することを奨励して、次のとおり協定した。

第一条

締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第二条

締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第三条

1 締約国は、児童の権利に関する条約第三十八条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき十八歳未満の者は特別な保護を受ける権利を有することを認識して、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年単位で引き上げる。

2 各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

3 自国の軍隊に志願する十八歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。
(a) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。

(b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

(c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報提供を受けていること。

(d) 当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。

4 各締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも自国の宣言の内容を拡充することができるとし、同事務総長は、これをすべての締約国に通報する。そのような通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

5 1に定める最低年齢を引き上げる義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校であつて、児童の権利に関する条約第二十八條及び第二十九條の規定の趣旨に沿うものについては適用されない。

第四条

1 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。

2 締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置(1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法律上の措置を含む。)をとる。

3 この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

第五条

この議定書のいかなる規定も、児童の権利の実現に一層貢献する締約国の法律、国際文書又は国際人道法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第六条

1 各締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。

2 締約国は、適当な方法でこの議定書の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

3 締約国は、自国の管轄の下にある者であつてこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、これらの者に対し、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

第七条

1 締約国は、技術協力、財政的援助等を通じて、この議定書に反するあらゆる行為の防止、この議定書に反する行為の被害者のリハビリ

テーション及び社会復帰その他のこの議定書の実施について協力する。このような援助及び協力は、関係締約国及び関係国際機関と協議した上で実施する。

2 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間、二国間その他の計画を通じて、又は国際連合総会の規則に従つて設立される任意の基金を通じて、このような援助を提供する。

第八条

1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、参加及び採用に関する規定の実施のためにとつた措置その他のこの議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第九条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならないが、また、すべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 国際連合事務総長は、児童の権利に関する条約及びこの議定書の寄託者として、同条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に対し、第三条の規定に基づく宣言を通報する。

第十条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後一箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に對しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行う締約国が当該一年の期間の満了の時に對して武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した行為について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第十二条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定(受諾した従前の改正を含む)により引き続き拘束される。

第十三条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、口

シア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

世界中の多くの地域での武力紛争により、多数の児童が兵士として使用され若しくは戦闘に参加させられ又は軍隊において暴力による虐待を受け若しくは性的搾取を受けているところ、このような事態を改善し、児童の権利を更に促進し及び保護するために、国際社会が協力して取り組む必要性が高まった。このような状況の下、平成十六年に国際連合経済社会理事会の下に開催された第五十回人権委員会において、児童の権利の実現を更に強化するために、一定年齢以下の者の敵対行為への参加の禁止及び軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引上げを内容とする児童の権利に関する条約の選択議定書の草案の検討を行うことを目的とした作業部会の設置を決定する決議が採択された。

この決議を受けて、同年に第一回作業部会がジュネーブにおいて開催された。その後、作業部会はほぼ年一回開催され、議定書の案文が検

討された。この結果、平成十二年の第六回作業部会において案文が採択され、同年五月二十五日に第五十四回国際連合総会において本議定書が採択された。

本議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとること。

2 締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保すること。

3 締約国は、自国の軍隊により運営され又は管理されている学校の場合を除くほか、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を十五歳より年単位で引き上げること。

4 締約国は、国の軍隊と異なる武装集団による十八歳未満の者の採用及び敵対行為への使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとること。

5 締約国は、この議定書に反する行為の防止、被害者の社会復帰等について協力を行うこと。

6 締約国は、この議定書が自国について効力

を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出すること。

なお、本議定書は、平成十四年二月十二日に効力を生じており、我が国については、批准書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の後一箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十六年三月二十六日

外務委員長 米澤 隆

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第十五号中正誤

一六ページ下段別表第二、「平成16年度予算案」の欄中、「289」は「589」の誤り。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
三四五円
三三〇円